

風水害対策編 本編

第 1 部 総則

第1章 計画の方針

1 計画の目的

この計画は、北区地域防災計画の一環として、北区管内の各河川の洪水または高潮、急傾斜地等の崩壊による土砂災害、竜巻及び豪雪等の風水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、区民の安全を保持する目的をもって必要な監視、警戒、連絡、避難、立ち退き並びに水防活動に必要な資機材等の整備及び運用について実施の要綱を示したものである。

2 計画の性格及び範囲

この計画は、災害対策基本法（昭和36(1961)年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、東京都北区防災会議が作成する北区に係る防災計画で、法第42条第2項各号に定める範囲で、本区の地理的条件及び過去の水害等の教訓を生かし、自然災害に対処する総合計画である。

本計画では、平常時に行う予防対策、事前対策及び発災直後からの応急対策、復旧を対象として、以下の構成とする。

構 成	内 容
風水害対策編	
第1部 総 則	・ 計画の方針 ・ 北区の概況と水害履歴、河川等の概要 等
第2部 災害予防	・ 平常時に行う予防対策、事前対策 等
第3部 災害応急・復旧	・ 風水害発生後における区の本部体制 ・ 区及び防災機関等がとるべき応急対策、復旧対策 等

3 北区・区民等の基本的責務と役割

(1) 基本理念

災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命(いのち)は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる区民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ区民と、公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

災害から区民の生命と財産を守ることは行政に課せられた責務であり、災害対策の推進に当たっては、過去の水害等の教訓を踏まえ、区が基礎自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。

その上で、区は、国と広域的役割を担う東京都と一体となって、区民と連携し、区民や地域に集う多くの人々の生命・身体及び財産を守るとともに、地域の機能を維持しなければならない。

(2) 区の責務

区は、区民並びに防災関係機関、事業者と協力し、「ひとりの犠牲者も出さない」という強い意志のもと、災害時の第一責任者として、次の役割を果たす。

- 第1 災害リスク情報の周知
- 第2 人命最優先の迅速・的確な判断と応急対策
- 第3 初動体制の確立、応援要請、迅速な避難を行うために必要な情報活動
- 第4 被災者の3日間程度の生活を保障する食料などの備蓄・調達

(3) 防災関係機関の責務

防災関係機関は、区並びに区民、事業者と協力し、次の責務を果たす。

- 第1 所管に係わる災害予防並びに応急対策を実施するとともに、区及び都が実施する災害予防並びに応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 第2 防災関係機関は、上記責務を果たすため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

(4) 区民の責務

区民は、次の責務を果たす。

- 第1 「自らの生命（いのち）は自らが守る」という意識を持ち、災害リスク情報を習得し、適切な避難のあり方を確立する。
- 第2 防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、有事の際には相互に協力し、助け合う。
- 第3 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物などの安全性を確保するとともに、非常時の備蓄を進める。

(5) 事業者の責務

事業者は、次の責務を果たす。

- 第1 区内で営業、住居の提供、その他のために施設を管理する者は、施設の安全性を保持するとともに、避難路を確保し、施設利用者の安全対策に万全を期す。その他、救助用資機材の準備など、災害時に必要な対策を講じる。
- 第2 事業者は、区及びその他の行政機関が実施する防災活動、災害対策に協力するとともに、事業活動にあたっては、風水害による被害を防止するため最大の努力を払わなければならない。

4 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めたときは修正する。したがって各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年北区防災会議が指定する期日までに、計画修正案を北区防災会議に提出するものとする。

5 震災対策編との関係

この計画の中で、災害予防計画、災害応急対策計画、または災害復旧計画として定めていない事項については、震災対策編の該当する項目を準用する。

6 計画の習熟

各防災関係機関は、この計画の遂行にあたり、その有する機能を十分に発揮するため、平素から、自ら若しくは各防災関係機関と共同して調査・研究・訓練等を行い計画の習熟に努めなければならない。

7 計画の前提

北区において、特に対策を講じる必要がある風水害は、荒川氾濫による大規模水害、台風の接近・上陸やゲリラ豪雨と呼ばれる局地的集中豪雨などの降雨による内水氾濫および石神井川等の氾濫、急傾斜地等（がけ・擁壁）の崩壊などであり、計画の改定にあたっては、過去の水害履歴や以下の洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ等を参考としている。

（1）洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～

荒川における治水対策は、荒川流域で200年に1回程度発生する規模の洪水を安全に流下されることを目標として高規格堤防などが進められているが、現在のところは、概ね30年から40年に1回程度発生する規模の洪水に対して、安全に流下されることができる程度の改修状況である。北区は、荒川で大規模な洪水が発生した場合、区民が自主的に迅速に避難し、洪水による被害を最小限に抑えることを目的として、「北区荒川洪水ハザードマップ」（避難地図）を平成14(2002)年4月に策定した。

その後、国土交通省荒川下流河川事務所は平成16(2004)年9月に荒川の河道整備状況、上流のダム整備、荒川第一調整池（彩湖）等の洪水調整施設の状況等の変化や、水防法の改正を踏まえ荒川水系浸水想定区域図を公表した。

これにより、北区では平成20(2008)年5月に「東京都北区洪水ハザードマップ」～荒川が氾濫した場合～を策定・公表した。

さらに、平成27(2015)年5月の水防法改正を受け、国土交通省荒川下流河川事務所は、想定し得る最大規模降雨（荒川流域における72時間の総雨量632mm）による洪水浸水想定区域を平成28(2016)年5月に指定・公表した。これをもとに、北区では、平成29(2017)年5月に「東京都北区洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～」を改正・公表した。

(2) 洪水ハザードマップ～新河岸川・隅田川・石神井川・神田川が氾濫した場合～

東京都では、整備水準を大きく上回る降雨による浸水被害を軽減するため、緊急に取り組むべきソフト対策の一環として、河川管理者と下水道管理者が連携し、浸水予想区域図（洪水ハザードマップの原案）の作成を行った。平成13(2001)年8月には、神田川流域について、平成15(2003)年5月には隅田川・新河岸川及び石神井川流域における浸水予想区域図について、関係機関による連絡会において検討した結果をとりまとめ公表した。

この浸水予想区域図は、現時点での河川の整備状況及び下水道の整備状況等を勘案して、平成12(2000)年9月に発生した東海豪雨（総雨量2日で589mm、時間最大雨量114mm）なみの雨が降った場合、それぞれの河川流域で予測される洪水の状況を、シミュレーションにより求めたものである。

区では、区民の危機管理意識の向上や自主的避難態勢の確立など、洪水の被害軽減に極めて有効であるので、避難場所などの情報をわかりやすく図示し「東京都北区洪水ハザードマップ」～隅田川・新河岸川・石神井川・神田川が氾濫した場合（外水および内水氾濫）～を平成20(2008)年5月に策定・公表した。

(3) 内水氾濫の対応

区内に降った雨は、通常は側溝などを通じて下水道に放出される。しかし、短時間で局地的に大量の雨をもたらす集中豪雨になると、雨水の処理能力が追いつかず、雨水が地域一帯に溢れることがある。このようなことが原因で生じる氾濫のことを「内水氾濫」という。内水氾濫では堤防の決壊はみられない。

都市化の進展により地表の多くが建物や道路舗装に覆われるなど、雨水が地中に浸透する割合が低くなり、短時間に大量の雨水が下水道に集まるようになっている。そのため、地盤の低い地域における浸水がたびたび発生している。

さらに近年では、雨水流出抑制施設の整備や浸透性舗装の普及などにより内水氾濫対策が進む一方、下水道の整備水準を上回る豪雨が頻発しているほか、地下利用の増加などにより、地下施設（地下駐車場、地下駐輪場）における浸水被害や地下室への浸水被害等も発生している。

区では、区民が地域における水害に関する危険性を知り、自ら対策を行い、また、円滑な水防活動を行うため、過去の浸水発生箇所を記した浸水発生箇所図を作成・公表している。

(4) 土砂災害防止法に基づく急傾斜地等(がけ・擁壁) の対応

平成28(2016)年3月、都は区内25か所を土砂災害警戒区域等に指定した(特別警戒区域は23か所)。区域指定後、区は避難体制の見直しを行い、土砂災害の危険性が高まるおそれがある場合、事前に自主避難施設を開設し、自主避難を支援している。

また、平成29(2017)年3月には、土砂災害の危険性・避難場所・避難経路等、警戒避難体制に関する事項を整理した土砂災害ハザードマップを作成した。

平成29(2017)年11月には北区内73か所の基礎調査結果が新たに公表されており、迅速かつ確実に該当区域へ情報を伝達できる体制を整備すること、及び新たな指定区域をカバーする避難場所を確保することが課題になっている。

第2章 北区の概況

1 北区の地形と管内河川の概況

北区は、東京23区の北部に位置し北は荒川を隔てて埼玉県川口市、戸田市に、東は荒川区と隅田川を隔てて足立区に接し、西は板橋区、南は文京区、豊島区に接し、その距離は東西約2.9km、南北約9.3kmという細長い形状で、面積は20.59km²である。

地形は大きくはJR京浜東北線を境に、西側の赤羽から十条、飛鳥山を経て、田端から上野まで連なる海拔20～25mの武蔵野台地（本郷台）と東側は浮間、志茂、王子、田端新町に至る海拔5m以下の荒川低地に分かれ、南北崖線を境に特徴ある形状をもっている。

台地はほぼ平坦で、20m前後の高さで北部の赤羽地区から南部の滝野川地区へ続き、その東側の末端は急ながけで低地に接している。この台地は、関東ローム層から成り、非常に水はけのよいのが特徴である。また、石神井川や旧谷田川、旧北耕地川などの河川によって形成された斜面と小規模な低地が見られる。

一方低地部は、土砂の堆積によってできた、海拔3～5mの平坦な地形である。そのため、地下水位が高く、微高地以外では地震時に液状化しやすいという特徴がある。

区内には荒川水系に属する荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の4河川が流れており、台風、集中豪雨時等には、地形的な面もあわせ、その影響が大きいところである。

(1) 荒 川

国土交通省直轄河川であり、洪水予報河川および水防警報河川である。秩父山地の甲武信ヶ岳（標高2,475m）にその源を発し、中津川、赤平川などの支川をあわせて秩父盆地を東流し、長瀬を経て、さらに熊谷市の西部で平野に出て東南に流れを変える。そこから武蔵野台地、大宮台地に挟まれた低地帯を抜けて都内に入り、北区志茂で隅田川を分派したのち東京湾に注いでいる。

支川は入間川など120河川にも達し、我が国の政治、経済、文化の中心である首都東京を流域内に抱え、人口密度は一級河川で最も高密度になっており、治水、利水の役割が極めて大きい河川である。

(2) 隅田川

東京都の管理河川であり、水防警報河川である。新岩淵水門で荒川から分派した隅田川は、本区東岸を南流、荒川区と足立区・台東区・中央区・墨田区と江東区のそれぞれ境界を形成して、東京湾に注いでいる。

(3) 新河岸川

東京都の管理河川である。新河岸川は埼玉県川越市東方の伊佐沼に発し、概ね荒川に平行して流下し、埼玉県北足立郡新倉村（現和光市新倉）で荒川に合流していた。

曲がりくねった水路は度重なる洪水により被害をもたらしたことから、大正10(1921)年から昭和6(1931)年にかけて新水路の工事が行われた。

新水路は、新倉村で荒川に合流させずに板橋区の北側を通り、北区浮間・岩淵を通り新岩淵水門の下流、志茂で隅田川に結んだ。

(4) 石神井川

東京都の管理河川であり、水位周知河川である。流域面積は73.1km²、延長は25.2 kmであり、都内中小河川としては比較的規模の大きい河川である。

石神井川の流路は、上流から小平市、西東京市、練馬区を経て、三宝寺池、豊島園などからの湧水を加えながら武蔵野台地を貫流して板橋区まで至り、石神井川の最も大きい支川である田柄川（現在は下水道幹線）が流れ込む。この後、台地部の東端で溪谷状になって北区に入り、低地帯である京浜東北線王子駅の東側を流れ、隅田川に合流している。流域は下流部の沖積低地帯を除き、武蔵野台地と呼ばれる洪積層上に形成されており、流域の高低差は約85m、平均河床勾配は約1/340 である。

2 水防上注意を要する(重要水防)箇所

区内の各河川における水防上注意を要する（重要水防）箇所を把握する。

(1) 国土交通省管理河川（荒川）

国土交通省管理河川における重要水防箇所評定基準は次のとおり。

種別	重要度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤防高	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所

種別	重要度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
^{のり} 法崩れ ・ すべり	^{のり} 法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	^{のり} 法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 ^{のり} 法崩れまたはすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等から見て ^{のり} 法崩れまたはすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所 漏水の履歴はないが、破堤跡または旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所
水衝 ・ 洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋りょう、樋管その他の工作物の設置されている箇所 橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所	橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所

風水害対策編
第1部 総則
第2章 北区の概況

種別	要注意区間
工事施工	出水期間中に堤防を開削する工事箇所または仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡 ・旧川跡	新堤防で築造等3年以内の箇所 破堤跡、または旧川跡の箇所
陸こう	陸こうが設置されている箇所

【平成29(2017)年度 直轄河川重要水防箇所一覧表】

番 号	河 川 名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要なる理由	都及び区		国土交通省 担当出張所	想定 される 水防工法
		種別	階 級		地点名	杆杭位置 (K, m)			担当 団体	担当 事務所		
1	荒川	旧川跡	要 注 意	右	板橋区 舟渡2丁目 浮間2丁目	24. 20km + 40m 24. 00km + 120m	120	旧川跡	板橋区 北区	第四建設 事務所 第六建設 事務所	岩淵出張所	月の輪工
2	荒川	堤防高 堤防断面 (重点)	B B	右	赤羽3丁目	22. 00km + 100m 22. 00km + 60m	41	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 堤防断面が計画に満たないが 1/2以上	北区	第六建設 事務所	岩淵出張所	積み土嚢
3	荒川	堤防高 堤防断面 (重点)	B B	右	赤羽3丁目	22. 00km + 10m 21. 75km + 230m	34	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 堤防断面が計画に満たないが 1/2以上	北区	第六建設 事務所	岩淵出張所	積み土嚢
4	荒川	工作物	B	右	赤羽3丁目	22. 00km + 50m	1箇所 (12)	計算水位と桁下高の差が堤防 の計画余裕高未満 (貨物線)	北区	第六建設 事務所	岩淵出張所	積み土嚢
5	荒川	工作物	B	右	赤羽3丁目	22. 00km + 29m	1箇所 (12)	計算水位と桁下高の差が堤防 の計画余裕高未満 (東北本線)	北区	第六建設 事務所	岩淵出張所	積み土嚢
6	荒川	工作物	B	右	赤羽3丁目	22. 00km + 9m	1箇所 (12)	計算水位と桁下高の差が堤防 の計画余裕高未満 (京浜東北 線)	北区	第六建設 事務所	岩淵出張所	積み土嚢
7	荒川	工作物	B	右	岩淵町	21. 25km + 202m	1箇所 (10)	計算水位と桁下高の差が堤防 の計画余裕高未満 (新荒川大 橋 (下))	北区	第六建設 事務所	岩淵出張所	積み土嚢
8	荒川	旧川跡	要 注 意	右	岩淵町	21. 25km + 190m 21. 00km + 105m	335	旧川跡	北区	第六建設 事務所	岩淵出張所	月の輪工
9	荒川	旧川跡	要 注 意	右	志茂4丁目 志茂3丁目	20. 00km + 35m 19. 50km + 180m	355	旧川跡	北区	第六建設 事務所	岩淵出張所	月の輪工
10	荒川	堤防高 (流下能 力)	B	右	岩淵町 江戸川区 小松川2丁目	21. 25km + 0m 4. 25km + 0m	16, 925	計算水位と計画堤防高の差が 余裕高未満 (流下能力不足)	北区 足立区 墨田区 江戸川区	第六建設 事務所 第五建設 事務所	岩淵出張所 小名木川 出張所	積み土嚢

(2) 都管理河川（隅田川・石神井川・新河岸川）

都内の一級・二級河川(国管理を除く)における水防上注意を要する箇所基準は、次のとおり。

種別	基準	箇所数（北区）
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所	-
	(解説) 過去の溢水実績等をふまえ、橋りょうにより河積が阻害されている箇所、合流点・断面変化点で洪水による影響を受けやすい箇所など、増水時に注意を要する箇所	
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所	-
	(解説) 伊勢湾台風時と同程度以上の高潮が発生した場合注意を要する箇所	
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所	-
	(解説) 堤防・護岸(天然河岸を含む)が老朽化・洗掘している箇所で、河川増水等により護岸が崩壊した場合、民地への影響が大きいと考えられる箇所	
陸こう	陸こうが設置されている箇所	-
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所	3
	(解説) 原則として出水期(6月～10月)に堤防を開削または、河積内に栈橋等を設置する工事箇所	

【平成29(2017)年度水防上注意を要する箇所（都管理河川）】

河川名	左右岸	位置（目標）	洪水(m)	高潮(m)	堤防・護岸の強さ(m)	陸こう(m)	工事施工延長(m)	所管事務所	摘要
石神井川	左	王子1丁目（溝田橋）	-	-	-	-	560	第六建設事務所	首都高速道路(株)施工
石神井川	右	堀船2丁目～堀船1丁目（溝田橋）	-	-	-	-	560	第六建設事務所	首都高速道路(株)施工
石神井川	左	堀船2丁目（新柳橋下流）	-	-	-	-	60	第六建設事務所	-
石神井川	右	堀船2丁目（新柳橋下流）	-	-	-	-	40	第六建設事務所	-

3 北区の水害履歴

	発生日	被害発生場所	被害状況
平成5年 (1993)	6月21日(大雨・洪水警報、雷注意報)	赤羽台外	床上浸水 56件 床下浸水 101件
	8月26日(台風11号)	昭和町外	床下浸水 128件
平成6年 (1994)	7月7日(大雨・洪水警報、雷注意報)	岸町外	床下浸水 31件
	7月18日(大雨・洪水警報、雷注意報)	昭和町外	床下浸水 3件
	8月20日(大雨・洪水警報、雷注意報)	赤羽北外	床下浸水 1件
平成7年 (1995)	8月2日(大雨・洪水警報)	西ヶ原外	床上浸水 2件 床下浸水 21件
	9月16日 (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	田端、飛鳥山公園外	倒木 6件
平成8年 (1996)	9月21～23日 台風17号 (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	西ヶ原、豊島、街路・公園外	床上浸水 3件 道路冠水 4件 倒木 36件
平成9年 (1997)	6月20日 台風7号 (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	浮間、街路・公園外	道路冠水 1件 倒木 9件
平成10年 (1998)	8月29～30日 台風4号 (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	赤羽西、岸町外	床下浸水 2件 道路冠水 1件 地下道冠水 1件
	9月15～16日 台風5号 (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	西ヶ原、街路・公園	道路冠水 3件 倒木 3件
平成11年 (1999)	8月29日(大雨・洪水警報)	岸町、西ヶ原、昭和町外	床下浸水 75件 道路冠水 5件 公園冠水 1件 地下道冠水 1件
平成12年 (2000)	7月4日(大雨・洪水警報)	東十条、西ヶ原	床下浸水 2件 道路冠水 2件
	7月7～8日 台風3号 (大雨・洪水警報)	昭和町、豊島外	道路冠水 3件 倒木 2件 道路陥没 1件
	8月7日(大雨・洪水警報)	滝野川	道路冠水 1件
	8月9日(大雨・洪水警報)	西ヶ原、岸町	床下浸水 4件 地下道冠水 1件
	9月11～12日 (大雨・洪水警報)	赤羽西、志茂、赤羽台外	床下浸水 9件 道路冠水 10件 道路陥没 1件 地下道冠水 1件 半地下駐車場浸水 5件
平成13年 (2001)	9月10～12日 台風15号 (大雨・洪水警報)	赤羽北、志茂、赤羽台外	床下浸水 5件 道路冠水 10件 公園灯損壊 1件 倒木 14件

風水害対策編
第1部 総則
第2章 北区の概況

	発生日	被害発生場所	被害状況
平成14年 (2002)	7月10～12日 台風6号 (大雨・雷・強風・波浪・洪水注意報)	桐ヶ丘中央公園外	倒木 3件
	8月2日(大雨・洪水・雷注意報)	西ヶ原、岸町、十条仲原外	床下浸水 2件 道路冠水 2件 地下道冠水 1件
	8月4日(大雨・洪水警報)	西ヶ原、岸町、赤羽西、赤羽、赤羽台、赤羽北外	床下浸水 33件 半地下駐車場浸水 4件 道路冠水 3件 地下道冠水 1件
平成15年 (2003)	6月25日 集中豪雨 (大雨・雷・洪水注意報)	赤羽台、岸町、赤羽西	床下浸水 5件
	10月13日 集中豪雨 (大雨・洪水・強風・波浪注意報)	堀船、豊島、志茂、田端新町、王子	床上浸水 3件 床下浸水 2件 道路冠水 5件
平成16年 (2004)	9月4日 集中豪雨 (大雨・洪水警報)	志茂、神谷、岸町、赤羽、東田端	床上浸水 16件 床下浸水 43件 道路冠水 3件
	10月9日 台風21号 (大雨・洪水警報)	赤羽台、赤羽北、赤羽西、志茂、昭和町、岸町、東十条、豊島、岩淵、上中里、栄町、東田端、滝野川	床上浸水 2件 床下浸水 16件 道路冠水 3件
	10月20日 台風23号 (大雨・洪水警報)	西ヶ原、滝野川、昭和町、赤羽西、志茂、桐ヶ丘	床上浸水 2件 床下浸水 5件 道路冠水 7件
平成17年 (2005)	8月12日 集中豪雨 (大雨・洪水警報)	赤羽西、中里、西ヶ原、赤羽	床上浸水 1件 床下浸水 4件
	8月25日 台風11号 (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	滝野川、西ヶ原、桐ヶ丘	倒木 3件
	9月4日 集中豪雨 (大雨・洪水警報)	堀船、滝野川、田端新町、赤羽北、上中里、栄町、赤羽台、赤羽西	床上浸水 310件 床下浸水 983件
平成19年 (2007)	9月6日 台風9号 (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	田端、滝野川、王子、堀船、豊島、西が丘、東十条、赤羽西	倒木 33件 雨水ますの詰まり 2件 看板等の倒れ 2件 屋根の飛散 1件
平成21年 (2009)	8月9日 集中豪雨 (大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報)	中十条、神谷、赤羽西、志茂、赤羽台、赤羽北、田端新町	床上浸水 40件 床下浸水 61件 道路冠水 4件 公園冠水 1件 マンホール溢水 5件
	8月10日 集中豪雨 (大雨・洪水警報)	王子、堀船、東十条、中十条、滝野川、西ヶ原、上中里、中里、昭和町、田端	床上浸水 20件 床下浸水 10件 道路冠水 19件 公園冠水 3件 公共建築物浸水 3件
	10月8日 台風18号 (暴風・波浪・大雨・洪水警報)	豊島、中十条、滝野川、西ヶ原、田端新町	床上浸水 7件 床下浸水 8件 道路冠水 5件 倒木 9件 公共建築物浸水 3件

風水害対策編
第1部 総則
第2章 北区の概況

発生日		被害発生場所	被害状況
平成22年 (2010)	7月5日 集中豪雨 (大雨・洪水警報、土砂災害警戒 情報)	王子、豊島、堀船、東十条、 中十条、十条仲原、上十条、 神谷、西が丘、赤羽西、志 茂、赤羽台、桐ヶ丘、滝野 川、栄町、上中里	床上浸水 285件 床下浸水 263件 道路冠水 17件 公園冠水 4件 マンホール溢水 7件
平成23年 (2011)	8月26日 集中豪雨 (大雨・洪水警報)	赤羽、浮間、王子、桐ヶ丘、 志茂、十条、滝野川、豊島、 西ヶ原、東十条、堀船	床上浸水 19件 床下浸水 24件 公園冠水 2件 マンホール溢水 8件
平成23年 (2011)	9月21日 台風15号 (大雨・洪水警報)	赤羽北、王子、桐ヶ丘、 志茂、十条台、田端、堀船	床下浸水 1件 道路冠水 1件 倒木 21件 停電 734世帯
平成24年 (2012)	4月3日(暴風注意報)	赤羽、神谷、西ヶ原、王子、 豊島、堀船、中里、栄町、 昭和町	枝落ち 3件 家屋破損 4件 街路灯倒れ 1件 案内標識倒れ 1件
平成24年 (2012)	6月19日 台風4号 (暴風警報)	赤羽、浮間、王子、桐ヶ丘、 志茂、十条、滝野川、豊島、 西ヶ原、堀船、田端	倒木 18件 雨水ますのつまり 1件 フェンス倒壊 1件
平成24年 (2012)	9月30日 台風17号 (大雨・洪水・暴風警報)	赤羽、王子、豊島、西ヶ原、 岸町、田端	倒木 3件 家屋破損 1件
平成25年 (2013)	1月14日(大雪)	赤羽、赤羽北、赤羽台、赤 羽西、浮間、王子、王子本 町、上中里、神谷、岸町、 桐ヶ丘、上十条、東十条、 中十条、十条仲原、志茂、 栄町、堀船、滝野川、田端、 豊島、西ヶ原	倒木等 11件 電話線切断等 5件 枝折れ 26件 除雪要望 17件 道路排水不良 1件 停電 王子1,2丁目、 豊島1丁目 その他 15件
平成25年 (2013)	9月15～16日 台風18号 (大雨・洪水警報、 土砂災害警戒情報)	赤羽、王子、浮間、西が丘、 滝野川	道路冠水 2件 倒木 1件
平成25年 (2013)	10月15日～16日 (大雨・洪水・暴風警報)	赤羽、王子、浮間、豊島、 西ヶ原	倒木 13件
平成26年 (2014)	2月8日(大雪)	赤羽西、岸町、中十条	除雪・融雪剤要望13件 その他 4件
平成26年 (2014)	2月14～15日(大雪)	赤羽、赤羽台、浮間、上十 条、東十条、滝野川、西が 丘、堀船、	倒木 19件 枝折れ 19件 除雪要望 6件 道路冠水 3件 その他 10件
平成26年 (2014)	6月29日 集中豪雨 (大雨・洪水警報)	昭和町、赤羽西、桐ヶ丘、 上十条	床上浸水 1件 床下浸水 3件 道路冠水 2件

風水害対策編
第1部 総則
第2章 北区の概況

	発生日	被害発生場所	被害状況
平成27年 (2015)	9月9日 台風18号 (大雨・洪水警報)	赤羽西	がけ崩れ 1件
平成28年 (2016)	8月22日 台風9号 (大雨・洪水・暴風警報、土砂 災害警戒情報、土砂災害警戒 区域に対し避難勧告を発令)	赤羽、十条台、十条仲原	倒木 3件
平成29年 (2017)	7月18日 集中豪雨(雹、強風)	田端、東田端、中里、 西ヶ原、滝野川	道路冠水 1件 床上浸水 4件 街路灯破損 4件 倒木 2件
平成29年 (2017)	10月22日～24日 台風21号 (大雨・洪水・暴風警報、荒川氾 濫注意情報、土砂災害警戒区域 に対し避難準備・高齢者等避難 開始を発令)	豊島、堀船、赤羽西、 赤羽北、西が丘、浮間	河川護岸漏水 4件 倒木 5件
平成30年 (2018)	1月22～23日(大雪)	区内全域	除雪要望 52件 その他 13件

コラム 園部おまわりさんありがとう ―狩野川台風秘話―

北区立中央図書館「北区の部屋」地域資料専門員 黒川 徳男

「園部おまわりさんありがとう きねん碑」と刻まれた石碑が、赤羽警察署の敷地にあります。昭和33年（1958）9月下旬の狩野川台風の時、人命救助のために殉職した警察官、園部正一さんへの感謝を表したものです。その場所は、関係者以外立ち入り禁止なので、現在、石碑が赤羽署にあることは、あまり知られていません。もともとは、上十条と十条仲原の境目にある「游鯉園の坂」を北へ下った辺りにありました。西が丘と上十条の谷間を流れる北耕地川（稲付川）のほとりにあたります（現在は暗渠）。



赤羽警察署にある園部さんの石碑（右）と説明版（左）

戦後、東京を襲った風水害のうち、最も大きな被害をもたらしたのが、狩野川台風（台風22号）でした。記録的な大雨なため、全国で多くの河川が氾濫しました。区内でも、石神井川が音無橋付近であふれ、国鉄王子駅の改札口を高さ2メートルの濁流が襲いました。この水害をきっかけに、石神井川の改修工事が実施されました。また、浮間の都営住宅では、床上40センチの浸水となり、近くの工場の人々などが救助にありました。『新修北区史』によれば、区内の床上浸水は5063戸に達したとあります

台風の関東地方上陸は9月27日未明ですが、それ以前に東京では大雨が降り続き、斜面で土砂崩れが発生していました。区内でも、桐ヶ丘・西が丘・上十条・中十条などの急斜面で、土砂崩れが発生しました。土砂崩れは、区全体で60数か所発生し、13名が死亡しました（『朝日新聞』昭和33年9月28日）。最も悲惨だったのは、米軍兵器補給廠（TOD）の崖が崩れ、赤羽西で8戸が全壊し7名が土砂にうまって死亡したことです。その崖は、日本側の管理が及ばない米軍用地にあり、被災したのは区民の住宅でした。



狩野川台風で大水となった王子駅付近（北区立中央図書館所蔵）

話を石碑の警察官のことに戻しましょう。台風が接近していた26日午後5時30分ごろ、赤羽警察署の園部正一巡査は、北耕地川付近で発生した土砂崩れの現場で、被災者の救出にあたっていました。その任務の中で、園部さんは、一家4人を救い出した後、さらに残された女の子を救おうとしました。すると、再び土砂くずれが起こり、彼は、押し流された家の下敷きとなり、北耕地川の濁流にのまれて命を落としたのです。遺体が発見された

のは、翌朝のことでした。彼の年齢は45歳で、妻と二人の娘を残しての殉職でした（『読売新聞』昭和33年9月27日）。園部さんには、勲七等や警察功労章が贈られ、また、2階級特進により警部補に昇格しました。葬儀は、赤羽署の署葬として執り行われ、

園部さんに救助された男性は「感謝の念と申しわけない気持ちでいっぱいです」と霊前で声を詰まらせたと報じられています（『朝日新聞』昭和33年10月15日）。

石碑の説明版「きねん碑について」には「昭和三十三年九月二十六日夕方 赤羽警察署の園部警部補は第二十二号台風による崖くずれの警戒中倒壊家屋の下敷となった親子四人を身を挺してたすけ出し更にとり残された幼女を救おうとしたとき再度の崖くずれがあったため倒壊した家屋もろとも濁流におし流されて壮烈な殉職を遂げたものであるその後殉職のこの地に近い第三岩淵小学校ではこれを生きた教材としてとりあげたところ学童は自らの手でささやかな碑をたて花を捧げ感謝の日誌を綴って園部警部補の冥福を祈った これを伝えきいた渋谷に住む石龍さんは園部警部補の殉職と学童のまごころに感謝永久に記念されるべきものとしてここにこの碑を建立されたものである 昭和三十四年五月五日建立」とあります。説明版は、二つあり、白いほうが昭和三十四年に建てられたもので、黒いものは、平成二十五年、全く同じ文面で、奥田富也署長をはじめとする赤羽警察署一同により新たに建てられたものです。

説明版に「第三岩淵小学校（※）ではこれを生きた教材としてとりあげたところ学童は自らの手でささやかな碑をたて…」とあるのが、少し分かりづらいので解説しましょう。狩野川台風の翌年、昭和34年1月、第三岩淵小学校のある先生が、二年生社会科の「おまわりさん」の授業で、園部さんのことを話しました。この話に感動した10人の子どもたちは、感謝を表すため木製の碑を自らの手で作りました。お小遣いを出しあい、高さ約1メートル、6センチ角の木を買い「園部おまわりさんありがとうございますねん碑」と書いて現場に建てたのです。子どもたちは、放課後、花や千羽鶴を碑にたむけるようになり、このことを日記にしたためました。さらに、石の記念碑を建てるためにお小遣いをため、また大人たちにも働きかけたのです。子どもたちの行動は、街の話題となり『読売新聞』昭和34年3月24日夕刊紙上で、日記の文面とともに報じられました。すると、記事に感動した渋谷区の石材店が、石碑の建立を申し出てくれたのです。

一方、子どもたちの募金の輪は、クラス全体に広がっていき、3月の終業式には1756円に達しました。昭和34年の2年生にとっての1756円ですから、決して小さい金額ではありません。このお金は、赤羽防犯協会会長に手渡されました。子どもたちは、その思いを大人たちに託したのです。ついに、5月5日の子どもの日、石で造られた碑の除幕式が執り行われました。式には、校長や署長、防犯協会会長、そして園部さんの遺族の顔もありました（『読売新聞』昭和34年5月3日）。

※ 第三岩淵小学校は平成28(2016)年4月1日に清水小学校と統合し、西が丘小学校になりました。説明版は現在、旧第三岩淵小学校を学校改築中の仮移転先として使用している稲付中学校（西が丘1-12-14）の敷地内にあります。

第3章 水防管理団体（北区）の活動と責務

1 水防活動

水防管理団体（北区）は、出水期前に河川の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めることとする。

また、気象状況等により、洪水、高潮、土砂災害、竜巻、豪雪等の恐れがあるときは、ただちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、概ね次の水防活動を行うものとする。

- (1) 気象状況並びに水位、潮位、各種注意報・警報等に応じて管理者、警察・消防機関と綿密な連絡のもとに河川の巡視警戒を行い、異常を発見したときには、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- (2) 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- (3) 水防作業に必要な資機材の調達を行う。
- (4) 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は、直ちに都水防本部（東京都建設局）に報告するものとする。

ア 水防警報により、出動または指示の警告があったとき

イ 水位または潮位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、危険の恐れがあるとき

ウ その他水防上必要と認めたとき

- (5) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、または水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- (6) 堤防その他の施設が決壊またはこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- (7) 洪水、高潮、土砂災害、竜巻、豪雪等による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、またはその準備を指示することができる。この場合遅滞なく地元警察署長（王子・赤羽・滝野川）に、その旨を通知しなければならない。
- (8) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
- (9) 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- (10) 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。
- (11) 関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課と防災課が連携し、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。

2 水防の責任と任務

水防管理団体（北区）及び東京都は、洪水または高潮等に際し、水防の万全を期するため次の任務を行うものとする。

- (1) 水防は水防管理団体（北区）がその区域内の水防を充分果たさなければならない。
[水防法第3条（区市町村の水防責任）]
- (2) 水防管理団体（北区）の行う水防が十分に行えるように情報を連絡し、技術的な援助を与える等その調整を図るものとする。
[水防法第3条の6（都道府県の水防責任）]

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

1 管内河川の改修計画

担当	土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	-----------------------------

(1) 荒 川

国土交通省直轄河川として、荒川下流河川事務所ではさらなる治水機能向上を目指し、超過洪水対策として高規格堤防事業や、高さの低い橋りょうの対策、堤防の強化対策を進めている。

(2) 隅田川

新岩淵水門下流のコンクリート護岸は既に完成しており、一定の洪水対策が行われている。また、恒久的な高潮対策は東京都江東治水事務所で昭和38(1963)年に着手し、昭和50(1975)年度で完成している。昭和55(1980)年から防潮堤・護岸を地震や洪水に対して、より安全で水に親しめる緩傾斜型堤防事業に着手した。その後昭和60(1985)年からは、市街地と河川の一体整備により、土地の有効利用が図れるスーパー堤防を基本に整備が進められている。

(3) 新河岸川

両岸とも防災護岸は概ね完成している。恒久的な高潮対策は、東京都で昭和48(1973)年より右岸に、昭和59(1984)年度より左岸に各々着手した。現在、隅田川合流点から約200mの右岸防潮堤の耐震補強工事及び浮間橋下流左岸の防潮堤補強工事を進めている。

(4) 石神井川

昭和34(1959)年度から1時間50mm規模の降雨による洪水を安全に流下させる改修工事を始めた。また、昭和43(1968)年度には、飛鳥山トンネルから隅田川合流点までの高潮区間において、伊勢湾台風と同規模の台風が東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮（A. P. +5.1m）に対して安全となる護岸整備を進めている。

現在、石神井川を横断する溝田橋周辺において、首都高中央環状線の王子南出入口事業及び河川整備、街路（明治通り環状第5-2号線）整備が行われている。

また、都第六建設事務所では、平成19(2007)年度より新柳橋上流から隅田川合流点まで約350m区間の護岸改修工事を実施している。

2 水防に関する施設計画

(1) 雨水流出抑制施設計画

担当	土木部
----	-----

近年、都市部の中小河川流域において市街化が進み、降雨に対する流域の貯留、浸透機能が減少し、一挙に大量の雨水が河川に流入し洪水の被害を受けやすくなっている。

- ① 平成元(1989)年度に「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」を制定し、北区内河川の総合的な治水対策の一環として、公共施設及び大規模民間施設に雨水流出抑制施設の設置を指導している。
- ② 区の雨水貯留浸透事業として、これまで歩道の透水性舗装や雨水浸透ますの設置、街路緑化や公園等に一時貯留施設等を設置し、浸水地域の被害の軽減を図ってきたところである。
- ③ 市街地化に伴う雨水の浸透機能の低下とともに、下水道管の処理能力を超える台風や局地的集中豪雨により、道路冠水が生じている。今後も、道路・公園等の公共施設の雨水流出抑制事業の推進を図るとともに、都下水道局に下水道管の処理能力を向上する事業のより一層の推進を要請していく。

※雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱【資料編p653参照】

(2) 内水排除施設計画

担当	土木部／都下水道局
----	-----------

- ① 都下水道局では、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に対応するために、幹線やポンプ所を整備するなどの雨水対策事業をこれまで計画的に行ってきた。
- ② これらは東京都区部全体を1時間50ミリの降雨に対応できるようにしていく事業であり、今後とも緊急度の高いものから着実に進めていく必要がある。こうした広範囲の面的な区域を対象とし、流下方式を原則とした施設整備は、規模が大きく、事業効果を発揮するまでには長い月日を必要とする。
- ③ 短時間かつ局地的に、想定をはるかに超える雨、また、地下街や地下鉄、個人住宅の地下室など、地下空間の利用の増加から、浸水に対する危険度はますます増加している。
- ④ 都下水道局では、「経営計画」により、重点的事業として、王子西1号幹線、堀船1号幹線、王子第二ポンプ所の整備、赤羽西幹線の増強施設、赤羽北幹線の増強施設など、着実に雨水対策事業を推進している。

3 水防資機材・施設及び水防工法

区は、管内における水防作業が十分に行えるように、資機材及び設備の整備並びに輸送の確保に努めるものとする。

国・都は北区の行う水防作業に対し、効果的な援助が行えるように努める。

(1) 浮間地区荒川防災ステーション

担当	土木部／国土交通省荒川下流河川事務所
----	--------------------

荒川の洪水から市街地を守るための保全活動及び災害時の緊急復旧活動を行う防災活動拠点として、河川防災ステーションを国土交通省と共同で整備し、その運営にあたる。

平成29(2017)年7月現在

資機材等	北区	国土交通省
建物（会議室等）	106.08m ²	164.40m ²
建物（共有施設）	147.72m ²	
根固めブロック	－	3.2t/基×850基
割栗石	－	1,730m ³
鋼矢板	－	ハット型 10H L=18m 640枚

位置：浮間1丁目3番先 敷地：約10,000m² 建物：延べ床面積418.2m²

・北区： SPパイル 80本・土のう袋 5000枚・剣スコップ 100丁

掛け矢 8本・防水マット 6本・ジャカゴ(砂利籠)円柱 10個

トラロープ 100m 10本・カラーコーン 24本

投光機(7個・タイヤ付) 1台・危険テープ 1箱 (50m×30個)

・国土交通省： 土のう袋3,056袋・土のう袋(1t用) 810袋・スコップ 6丁・ロープ類 10巻・ブルーシート (3.6*5.4m 24枚、5.4*7.2m 519枚) ・のこぎり 5本・なた5鎌・ハンマー2本

(2) 資機材

担当	土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	-----------------------------

平成29(2017)年7月現在

資機材名	単位	所管別			合 計 12箇所
		北区土木部 (2箇所)	東京都第六建設 事務所 (8箇所)	国土交通省 (5箇所)	
土のう類 (大型含む)	袋	17,000	72,010	59,891	148,581
土のう留杭 (鉄ピン)	本	1,658	12,556	1,303	15,517
軽量鋼板	枚	200	680	—	880
木材	m ³	4.0	8.9	—	12.9
シート	m ²	1,770	5,080	73,048	79,898
鉄線	kg	250	818	4	1,072
杭(木杭)	本	190	1,095	183	1,468
縄	m	5,000	62,356	3,800	71,156
番線カッター	丁	23	37	—	60
ショベル	丁	397	502	164	1,063
ツルハシ	丁	90	297	—	387
掛矢	丁	29	113	8	150
鋸	丁	35	47	—	82
鉋	丁	44	39	—	83
もっこ	丁	190	134	—	324
一輪車	台	17	17	—	34

※ 北 区：水防倉庫（赤羽台3-17先・赤羽緑道公園）
豊島水防事務所（豊島1-11先）
第六建設事務所：岩淵（岩淵町41）、蔵前、荒川、南千住、東尾久、飯塚橋、内匠橋、千住関屋町（8か所）
国 土 交 通 省：荒川下流河川事務所（志茂5-41-1）、
岩淵出張所（志茂5-41-2）、新芝川排水機場内、
小名木川出張所、綾瀬川排水機場内（5か所）

(3) 排水場

担当	土木部
----	-----

平成28(2016)年4月現在

排水場名	設置箇所	完成年度	摘 要
北耕地川排水場	神谷3-9	昭和37(1962)年度	235馬力ディーゼルエンジンポンプ 口径1,000mm 150m ³ /分
観音橋排水場	滝野川3-53	昭和58(1983)年度 (平成9(1997)年度 取替え)	出力 7.5・口径150mm2台 5m ³ /分
赤羽北排水場	赤羽北2-21	平成6(1994)年度	出力 5.5・口径100mm1台 0.6m ³ /分
赤羽台公園貯留槽	赤羽台3-16	平成6(1994)年度	出力3.7・口径125mm2台 1.4m ³ /分
井頭排水場	岸町2-9	平成7(1995)年度	出力 5.5・口径100mm2台 0.9m ³ /分
計	5か所		

(4) 応急ポンプ

担当	土木部／消防団
----	---------

平成28(2016)年4月現在

種 別	口 径	台 数	配置先	摘 要
可 搬 式	100mm	2	豊島水防倉庫 2	
〃	75mm	7	豊島水防事務所 4 道路公園管理事務所 3 (内訳:観音橋排水場 2 赤羽北排水場 1)	
〃	65mm	52	王子消防団 16 赤羽消防団 19 滝野川消防団 17	消防団所属 消防ポンプ
計		61		

(5) 救助艇

担当	土木部／警察署／消防署
----	-------------

平成28(2016)年4月現在

形 式	乗員数	艇 数	所 管
ゴムボート	5人乗り	1 艇	豊島水防事務所
9.8馬力	5人乗り	2 //	王 子消防署
9.8馬力	5人乗り	6 //	赤 羽消防署
9.8馬力	5人乗り	2 //	滝野川消防署
ゴムボート		6 //	王子・赤羽・滝野川警察署

(6) 土のう置き場

担当	土木部
----	-----

平成28(2016)年4月現在

土のう置き場	数 量 (袋)
赤羽西土のう倉庫 (赤羽自然観察公園)	1,500
西ヶ原土のう倉庫 (西ヶ原みんなの公園)	1,600
浮間地区荒川防災ステーション	700
豊島水防事務所	200
計 4か所	4,000

(7) 土取場

担当	土木部
----	-----

平成28(2016)年4月現在

土取場	目 標	採取可能量	摘 要
神谷堀公園	王子5-28	200m ³	公園内広場
中央公園	十条台1-2-1	100m ³	公園内広場
桐ヶ丘中央公園	桐ヶ丘2-7	300m ³	公園内広場
計 3か所		600m ³	

(8)水防工法

担当	土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	-----------------------------

工法は現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、単独または併用して実施する。

4 高潮対策

担当	都第六建設事務所
----	----------

昭和24(1949)年キティ台風による災害を契機に、同年から第1次高潮対策事業として同台風級の高潮（AP+3.15m）に対処するため整備した隅田川の防潮堤は、相次ぐ地盤沈下と昭和34(1959)年の伊勢湾台風による被害等を想定し、大改修が必要となった。

このため国及び都は、同台風級の高潮（AP+5.1m）に対処すべく、昭和38(1963)年から東京高潮対策事業に着手した。

これにより隅田川は、水門9基を含む防潮堤46.9kmの整備を行い昭和50(1975)年度に完成した。

また、新河岸川は新河岸橋までが高潮対策事業区間に指定されている。現在、隅田川合流点から約200mの右岸防潮堤の耐震補強工事及び浮間橋下流左岸の防潮堤補強工事を進めている。

5 急傾斜地等「がけ・擁壁」防災対策

(1) 対策の方針

担当	まちづくり部／土木部／警察署
----	----------------

豪雨等による急傾斜地等の崩壊による災害を未然に防ぐため、建物、道路等の周辺における「がけ等」の実態について調査資料等を基に整理し、防災上の見地から改善指導、助言、勧告、命令等を行い、改善策の指導を推進する。

なお、北区内では「急傾斜地崩壊危険箇所」が58か所確認されており、この中から特に危険度の高い斜面については、都が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定している。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第3章 安全なまちづくりの実現
【予防対策】 1 安全に暮らせるまちづくり
1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止（p86）参照

【急傾斜地崩壊危険箇所(北区内58か所)一覧】

平成30(2018)年1月末現在

町名等	町名等
赤羽台1-1	赤羽台4-2
滝野川2-59	赤羽台3-13
赤羽台1-7	赤羽台3-14
滝野川4-29	赤羽台1-1
赤羽北3-27	赤羽台1-4
赤羽北2-2	赤羽西1-19
赤羽北1-5	赤羽西1-24
桐ヶ丘2-11	赤羽西1-23
赤羽台3-21	赤羽西4-4
赤羽西2-13	赤羽西3-10
赤羽西2-25	十条仲原4-2
赤羽西2-22	十条仲原4-6
赤羽西3-25	十条仲原4-20
赤羽西3-19	赤羽西3-18
十条仲原4-11	中十条3-35
西が丘2-26	中十条3-36
中十条4-15	岸町1-7
中十条4-8	赤羽西2-8
中十条1-26	上十条5-28
田端6-4	西ヶ原2-6
田端1-18	西ヶ原3-22
赤羽西4-20	西ヶ原2-2
岸町1-15	上中里1-37
岸町2-6	上中里1-8
十条仲原4-16	田端4-17
岸町2-2	田端1-21
中十条4-4	田端1-25
中十条4-5	西が丘2-2
西ヶ原2-7	上十条5-48

※東京都地域防災計画（平成26年修正）震災編〔別冊資料〕 資料第23 急傾斜地崩壊危険箇所による

(2) 「がけ・擁壁」の安全化

担当	まちづくり部／土木部
----	------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第3章 安全なまちづくりの実現
【予防対策】1 安全に暮らせるまちづくり
1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止 (p86) 参照

(3) 急傾斜地の安全化

担当	まちづくり部／土木部／都建設局
----	-----------------

都は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域を指定し、有害行為の制限、崩壊防止工事の施工等、斜面崩壊を防止するための対策を推進している。

【急傾斜地崩壊危険区域】

平成30(2018)年1月末現在

地区名	所在地	指定面積	指定年月日
北区赤羽西二丁目地区	北区赤羽西二丁目地内	0.25ha	昭 57.3.31
北区赤羽西三丁目地区	北区赤羽西三丁目地内	0.308ha	昭 59.5.15
北区赤羽西四丁目地区	北区赤羽西四丁目地内	0.21ha	昭 62.10.27
北区岸町二丁目地区	北区岸町二丁目、中十条一丁目地内	0.226ha	平元.2.17
北区赤羽西二丁目(2)地区	北区赤羽西二丁目地内	0.585ha	平 3.3.26

※東京都地域防災計画（平成26年修正）震災編[別冊資料] 資料第23 急傾斜地崩壊危険区域による

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第3章 安全なまちづくりの実現
【予防対策】1 安全に暮らせるまちづくり
1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止 (p86) 参照

6 土砂災害防止法の運用

担当	危機管理室／まちづくり部／土木部
----	------------------

- (1) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」が平成13(2001)年4月に施行された。本法は、平成26(2014)年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ改正され、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」として平成27(2015)年1月に施行された。本法はさらに、平成29年6月には要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために改正された。
- (2) 同法は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等ソフト対策を推進するものである。
- (3) 土砂災害防止法に基づき、都は土砂災害のおそれがある区域を警戒区域として指定する。
- (4) 都は、警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を特別警戒区域として指定し、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、移転等の勧告を実施する。
- (5) 平成28(2016)年3月、都は北区内25か所を土砂災害警戒区域等に指定した（特別警戒区域は23か所）。指定に伴い、平成29年（2017）3月には土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害の危険性・避難場所・避難経路等、警戒避難態勢に関する事項について定め、住民に対し周知を行った。
- (6) 都は、平成30(2018)年1月末現在、土砂災害警戒区域11,503か所（うち土砂災害特別警戒区域8,800か所）を指定している。平成29（2017）年11月には北区内73か所の基礎調査結果が新たに公表されており、区は今後の区域指定に向け、迅速かつ確実に該当区域へ情報を伝達できる体制を整えとともに、さらなる避難場所の充実を図る。

7 水害発生箇所の解消

担当	土木部
----	-----

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、都関係局との連携を強化し、河川や下水道の整備に加え、雨水浸透ますの設置などの流域対策、地下空間への浸水対策などのまちづくり対策を重点的に行う。

8 都市型水害対策

担当	土木部／都建設局／都下水道局
----	----------------

- (1) ハード面における対策としては、河川の整備、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設などの流域対策、河川と下水道の連携による浸水対策が都により進められている。
- (2) 洪水時の避難勧告・指示等の基準の整備、水防資機材の整備等を含めて、区は都と連携して避難・防災態勢の整備・確立を行う。
- (3) これらのソフト対策とともに、区及び都は広く区民を対象とした広報、啓発活動をさまざまな方法により行う。

9 流木対策

担当	土木部
----	-----

台風時期に流木の生じた場合は、関係機関と緊急連絡により排除する等被害を最小限度にとどめるものとする。

10 浸水対策

担当	危機管理室／土木部
----	-----------

(1) 水防法の運用

- (1) 水防法は、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的としている。
- (2) 平成13(2001)年の改正を受けて、都は、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、浸水想定区域および浸水した場合に想定される浸水深を公表している。
- (3) 平成17(2005)年の改正により、浸水想定区域を含む区市町村の地域防災計画に、少なくとも浸水想定区域ごとの洪水予報等の伝達方法、浸水想定区域内の地下街等と要配慮者利用施設の名称と所在地を定めることになった。そして、市区町村地域防災計画に名称と所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は地下街等の利用者の避難確保計画を作成し公表することが義務になった。
- (4) 平成25(2013)年改正では、市区町村地域防災計画に名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者が、利用者の避難確保計画を作成し訓練を実施すること等が努力義務になった。
- (5) 平成27(2015)年には、浸水想定区域の前提となる降雨が、「当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨」から「想定最大規模降雨（想定し得る最

大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの)」に改正された。

国土交通省荒川下流河川事務所は、これを受けて平成28(2016)年に想定し得る最大規模降雨（荒川流域における72時間の総雨量632mm）による洪水浸水想定区域を指定・公表し、区は「東京都北区洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～」を改正公表した。

- (6) 平成29（2017）年改正では、市区町村地域防災計画に名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者が利用者の避難確保計画を作成し訓練を実施すること等が、努力義務から義務化された。

(2) 浸水想定区域

担当	危機管理室／土木部
----	-----------

1. 荒川が氾濫した場合の浸水想定区域

国土交通省荒川下流河川事務所は、平成28（2016）年5月に荒川水系荒川洪水浸水想定区域図を公表した。この浸水想定区域図は、想定しうる最大規模降雨（荒川流域における72時間の総雨量632mm）を前提としている。

区は、これをもとに平成29（2017）年5月に「東京都北区洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～」を改正・公表した。

2. 新河岸川・隅田川・石神井川・神田川が氾濫した場合の浸水想定区域

東京都は、整備水準を大きく上回る降雨による浸水被害を軽減するため、平成13（2001）年8月に神田川流域の浸水予想区域図を公表した。この浸水予想区域図は、平成12（2000）年9月に発生した東海豪雨（総雨量2日で589mm、時間最大雨量114mm）並みの雨が降った場合に予測される洪水の状況をシミュレーションにより求めたものである。同様に平成15（2003）年5月に隅田川・新河岸川及び石神井川流域における浸水予想区域図を公表した。

区は、これをもとに平成20（2008）年5月に「東京都北区洪水ハザードマップ～隅田川・新河岸川・石神井川・神田川が氾濫した場合（外水および内水氾濫）～」を策定・公表した。

→ 風水害対策編 第1部 総則

第1章 計画の方針 7 計画の前提

- (1) 「東京都北区洪水ハザードマップ」～荒川が氾濫した場合～（p408）
- (2) 「東京都北区洪水ハザードマップ」～新河岸川・隅田川・石神井川・神田川が氾濫した場合～（p409）
- (3) 内水氾濫の対応（p409）参照

(3) 浸水想定区域における避難体制確保

担当	危機管理室／地域振興部／健康福祉部／北区保健所／土木部／教育振興部／子ども未来部
----	--

1. 水防法により定める事項

水防法により、浸水想定区域について、次に掲げる3つの事項について定める。

(1) 洪水予報等の伝達方法

- 風水害対策編 第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
11 気象情報等 (p441) 参照
- 風水害対策編 第2部 災害予防
第2章 都市施設対策
4 地下空間への浸水被害対策 (p464) 参照
- 風水害対策編 第2部 災害予防
第6章 地域防災力向上
4 避難行動要支援者の支援 (p474) 参照

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- 風水害対策編 第2部 災害予防
第3章 風水害時の避難所等の特定 (p466) 参照
- 風水害対策編 第3部 災害応急・復旧
第5章 避難対策
【集中豪雨等都市型水害時における避難】 (p514) 参照
【荒川氾濫時における避難】 (p515) 参照

(3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地。ただし、ウに掲げる施設については、当該施設の所有者または管理者から申し出があった場合に限る。

- ア 地下街等
- イ 要配慮者利用施設
- ウ 大規模な工場その他の施設

区は、上記アの地下街等（水防法第15条第1項第3号イ）、イの要配慮者利用施設（水防法第15条第1項第3号ロ）の範囲を定義するとともに、区内の当該施設等を精査、選定し、該当する所有者、管理者等と協議のうえ、地域防災計画に施設の名称及び所在地等を記載し、必要な対策を講じる。

2. 水防法に基づく地下街等の指定の考え方

- (1) 浸水想定区域内（荒川が氾濫した場合）に立地している地下街等を指定する。
- (2) 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）
- (3) 区は、指定した地下街等について、地域防災計画において以下の項目を定める。

ア 施設名称	イ 施設所在地
--------	---------
- (4) 具体的な地下街等の範囲及び指定施設は、地域防災計画の資料編に定める。

※水防法に基づき指定する地下街等【資料編p659参照】

3. 水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の指定の考え方

- (1) 土砂災害警戒区域内に立地しているまたは浸水想定区域内（荒川が氾濫した場合）に立地している「要配慮者利用施設」を指定する。
- (2) 区における要配慮者利用施設は、概ね以下のとおりとする。

ア 区が指定する具体的な施設種類

【社会福祉施設】 老人福祉施設等、障害者支援施設、児童福祉施設など

【学 校】 小学校、幼稚園、認定こども園など

【医療施設】 病院、診療所（有床に限る）

イ その他、区長が必要と認める施設

- (3) 区は、指定した要配慮者利用施設について、地域防災計画において以下の項目を定める。

ア 施設名称

イ 施設所在地

- (4) 具体的な要配慮者利用施設は、地域防災計画の資料編に定める。

※水防法及び土砂災害防止法に基づき指定する要配慮者利用施設一覧

【資料編p660参照】

11 気象情報等

注意報・警報・特別警報をはじめ、河川や土砂に関して発表される主な情報の種類とその内容を次に示す。

種類	発表	説明
注意報 ・警報 ・特別警報	気象庁	注意報は大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるとき、警報は重大な災害が起こるおそれのあるとき、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは特別警報が発表される。 注意報・警報・特別警報は関係行政機関、都道府県や市区町村へ伝達され防災活動等に利用されるほか、市区町村や報道機関を通じて地域住民の方々へ伝えられる。 →詳細は（1）注意報・警報・特別警報に記載
洪水予報	国土交通省 又は都道府県 と気象庁	河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、水防法（10条2項）に基づき国土交通省または都道府県と気象庁が共同で発表する。あらかじめ指定した河川（洪水予報河川）について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報（「氾濫警戒情報」等）が発表される。 北区では、荒川及び入間川流域が対象河川になっており、国土交通省関東地方整備局及び気象庁予報部が共同で洪水予報を発表する。 →詳細は（2）洪水予報（荒川・入間川流域）に記載
水位周知 河川情報	東京都 （又は国土交 通省）	水位周知河川に対して発表される。水位周知河川とは、洪水予報河川以外の河川で、洪水のおそれがある河川の水位情報を都民に提供する河川を指す。 北区では、都管理河川の石神井川が対象河川となっている。対象河川ではあらかじめ定めてある氾濫危険水位に達したときに、東京都が氾濫危険情報を発表する。 →詳細は（3）水位周知河川情報（石神井川）に記載
水防警報	河川管理者	水防法（16条1及び2項）に基づき洪水時の河川水位の状態により発表される。水防警報は、その区間およびその区間を代表する水防警報基準点と定めて、水位等の状況に応じて発表される。主な水防警報の種類として、待機、準備、出動、および解除がある。 →詳細は（4）水防警報に記載
土砂災害 警戒情報	都道府県と 各地の気象台	大雨警報が発表された後、降雨によりさらに土砂災害の危険度が高まった場合、より一層の警戒を呼びかけるために発表される。 →詳細は（5）土砂災害警戒情報に記載

(1) 特別警報・警報・注意報

担当	気象庁
----	-----

気象庁が発表する情報のうち、特別警報・警報・注意報の種類と発表基準は以下のとおり。

① 特別警報・警報・注意報の種類と概要

平成29(2017)年4月現在

種類		概 要
特別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種類		概 要
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

② 特別警報・警報・注意報の発表基準

平成29(2017)年7月7日現在

種類		発表基準
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
警報	大雨警報	(浸水害) 表面雨量指数 ^{※1} ：21以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 ^{※2} ：167以上
	洪水警報	流域雨量指数基準 ^{※3} ：隅田川流域45.1以上、新河岸川流域44.8以上、石神井川流域17.2以上 複合基準：石神井川流域：表面雨量指数18以上かつ流域雨量指数10.8以上 新河岸川流域：表面雨量指数：10以上かつ流域雨量指数40.2以上 指定河川洪水予報による基準：荒川[治水橋・岩淵水門(上)]
	大雪警報	降雪の深さ：24時間降雪の深さ20cm以上
	暴風警報	平均風速：25m/s以上
	暴風雪警報	平均風速：25m/s以上で雪を伴う
	高潮警報	東京湾平均海面(T.P.)上4.0m以上
注意報	大雨注意報	(浸水害) 表面雨量指数基準 ^{※1} ：11以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 ^{※2} ：118以上
	洪水注意報	流域雨量指数基準 ^{※3} ：隅田川流域35.9以上、新河岸川流域35以上、石神井川流域13.7以上 複合基準：石神井川流域：表面雨量指数18以上かつ流域雨量指数10.8以上 新河岸川流域：表面雨量指数10以上かつ流域雨量指数40.2以上 指定河川洪水予報による基準：荒川[岩淵水門(上)]

※1 表面雨量指数：降った雨がどれだけ地表面に溜まっているかを推定した指数で浸水害の危険性を判断するために用いられている。

※2 土壌雨量指数：降った雨がどれだけ土壌中に蓄えられているかを推定した指数で土砂災害の危険性を判断するために用いられている。

※3 流域雨量指数：対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を推定した指数で洪水災害の危険性を判断するために用いている。

種類		発表基準
注意報	大雪注意報	降雪の深さ：24時間降雪の深さ5cm以上
	強風注意報	平均風速：13m/s以上
	風雪注意報	平均風速：13m/s以上で雪を伴う
	高潮注意報	東京湾平均海面（T.P.）上2.0m以上
	濃霧注意報	視程：100m以下
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	最小湿度25%以下で実効湿度50%以下
	なだれ注意報	※4
	着氷注意報	大雪警報の条件下で気温が－2℃～2℃の時
	着雪注意報	大雪警報の条件下で気温が－2℃～2℃の時
	融雪注意報	※4
	霜注意報	4月10日～5月15日：最低気温2℃以下
	低温注意報	夏期（平均気温）：平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき
		冬期（最低気温）：－7℃以下、多摩西部は－9℃以下

※4 現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない

（2）洪水予報河川（荒川・入間川流域）

担当	危機管理室／土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所／国土交通省荒川上流河川事務所
----	--

① 洪水予報の種類と発表基準

国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で行う洪水予報は、2以上の都府県を流れる河川または流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合に発表される。北区に係る洪水予報には、荒川・入間川流域洪水予報がある。都及び水防管理団体（北区）は洪水予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとする。（法第10条第2項、法第13条の2、気象業務法第14条の2第2項）

【洪水予報の種類と発表基準】

種類	発表基準
(〇〇川)氾濫注意情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
(〇〇川)氾濫警戒情報	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
(〇〇川)氾濫危険情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき
(〇〇川)氾濫発生情報	洪水予報を行う区域内において、氾濫が発生したとき
(〇〇川)氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

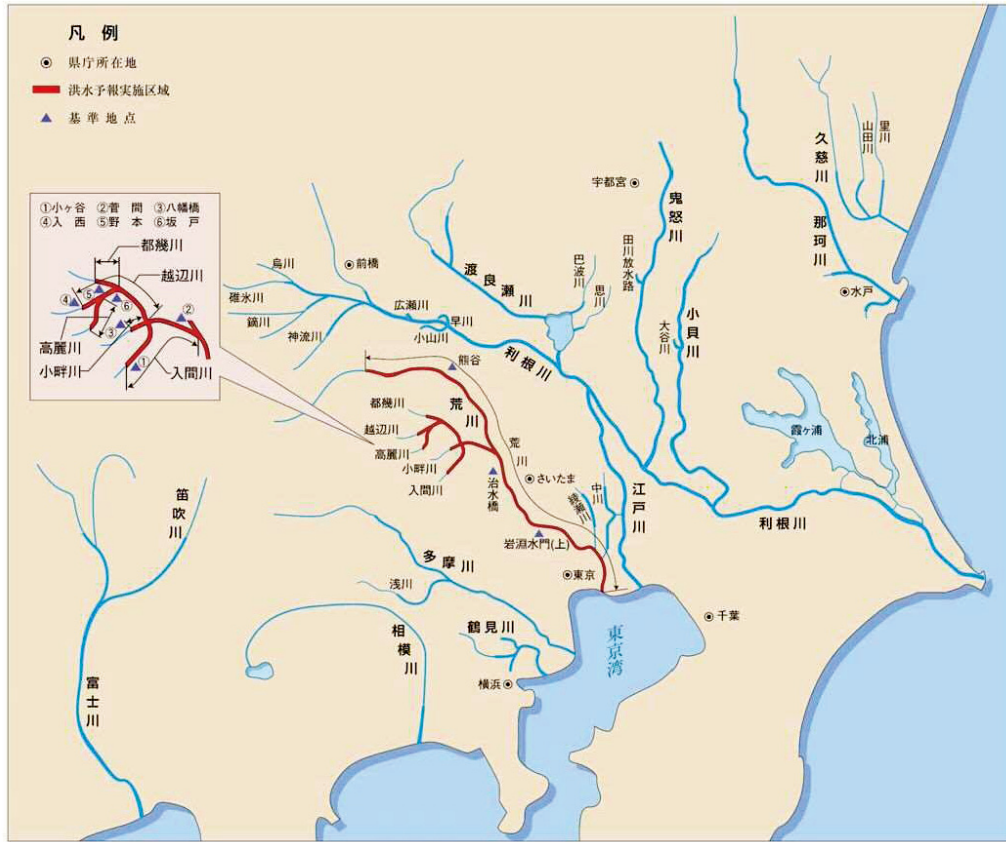
※(〇〇川)には、荒川又は入間川流域が入る

【荒川洪水予報実施区域図】



出典：国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所

【入間川流域洪水予報実施区域図】



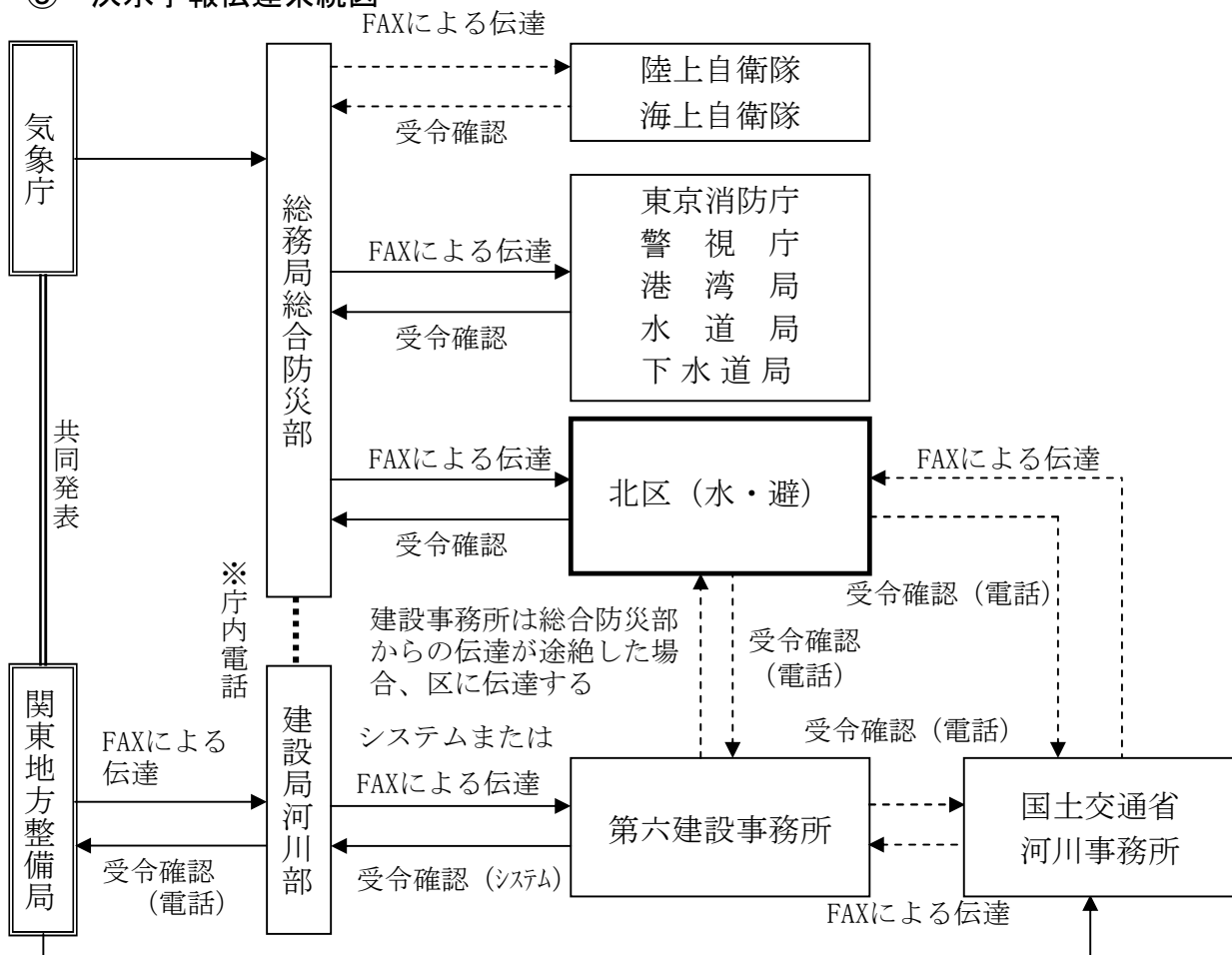
出典：国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

② 洪水予報にかかわる設定水位

平成29(2017)年4月現在

予報 区域名	河川及び区域	基準 地点	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫 危険水位 (計画高水位)
荒川 洪水 予報	荒川（旧川を除く） 左岸：埼玉県深谷市から海まで 右岸：埼玉県から海まで	熊谷	3.0m	3.5m	5.0m	5.5m	7.507m
		治水橋	7.0m	7.5m	12.1m	12.6m	14.599m
		岩淵水門 (上)	3.0m	4.1m	6.5m	7.7m	8.57m
入間川 流域 洪水 予報	入間川 左岸：埼玉県川越市から荒川へ の合流点まで 右岸：埼玉県川越市から荒川へ の合流点まで	小ヶ谷	2.0m	2.5m	3.1m	3.5m	5.0m
		菅間	7.0m	8.0m	11.5m	12.0m	12.6m
	越辺川 左岸：埼玉県比企郡鳩山町から 入間川への合流点まで 右岸：埼玉県入間郡毛呂山町か ら入間川への合流点まで	入西	2.0m	3.0m	3.0m	3.2m	4.0m
	小畔川 左岸：埼玉県川越市から越辺川 への合流点まで 右岸：埼玉県川越市から越辺川 への合流点まで	八幡橋	3.0m	3.5m	3.6m	4.2m	5.4m
	都幾川 左岸：埼玉県東松山市から越辺 川への合流点まで 右岸：埼玉県東松山市から越辺 川への合流点まで	野本	2.0m	3.5m	3.7m	4.1m	5.8m
	高麗川 左岸：埼玉県坂戸市から越辺川 への合流点まで 右岸：埼玉県坂戸市から越辺川 への合流点まで	坂戸	1.0m	1.5m	2.4m	3.0m	4.1m

③ 洪水予報伝達系統図



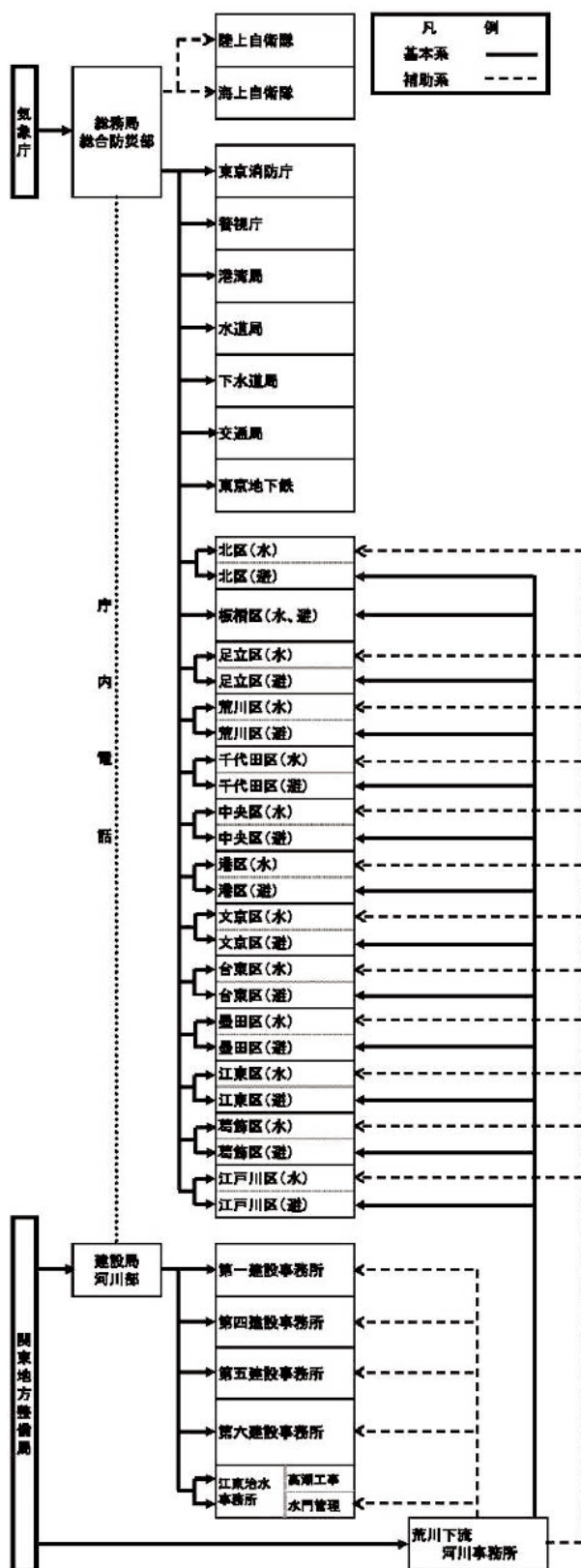
— 基本系：情報伝達の第1系統

--- 補助系：確実な伝達を図るための第2系統

※（水）：水防担当部署／（避）：避難勧告等発令担当部署

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて区民にも伝達

●荒川洪水予報

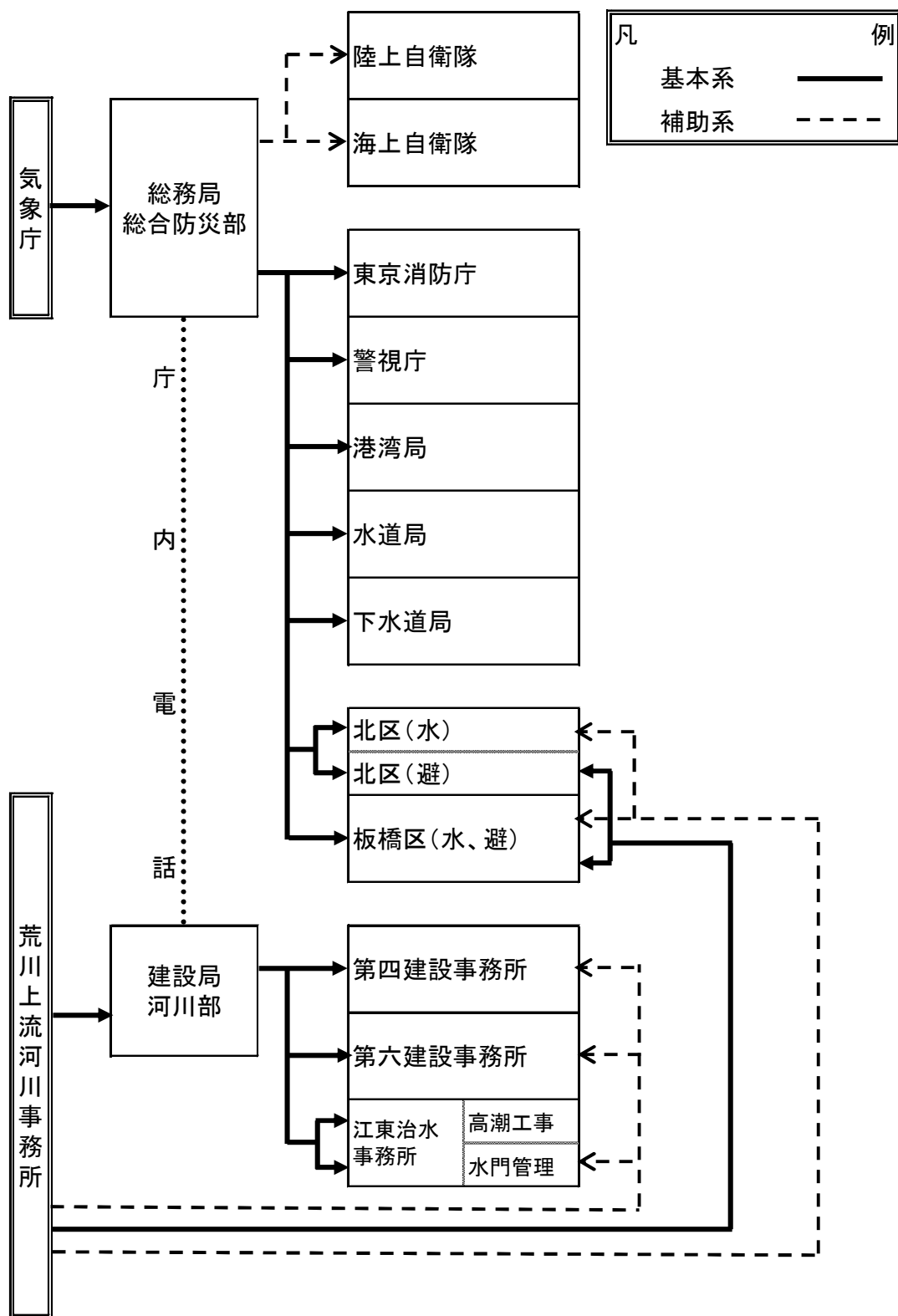


※ (水) : 水防担当部署 / (避) : 避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により区に情報伝達する

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて区民にも伝達

●入間川流域洪水予報



※ (水) : 水防担当部署 / (避) : 避難勧告等発令担当部署

★ 総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により区に情報伝達する

★ 洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて区民にも伝達

(3) 水位周知河川情報(石神井川)

担当 危機管理室／土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

水位周知河川とは、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外で洪水により国民上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定する河川である。

指定した水位周知河川については、氾濫危険水位を定め、当該河川の水位が氾濫危険水位に達したときは、氾濫危険情報を水防管理団体である北区に通知しなければならない。

北区では、石神井川が平成23(2011)年度に指定されており、東京都第六建設事務所の水位監視装置が溝田橋上流右岸に設置されている。

※水位上昇時における各河川（北区内）の設定水位【資料編p656参照】

① 水位周知河川伝達系統図

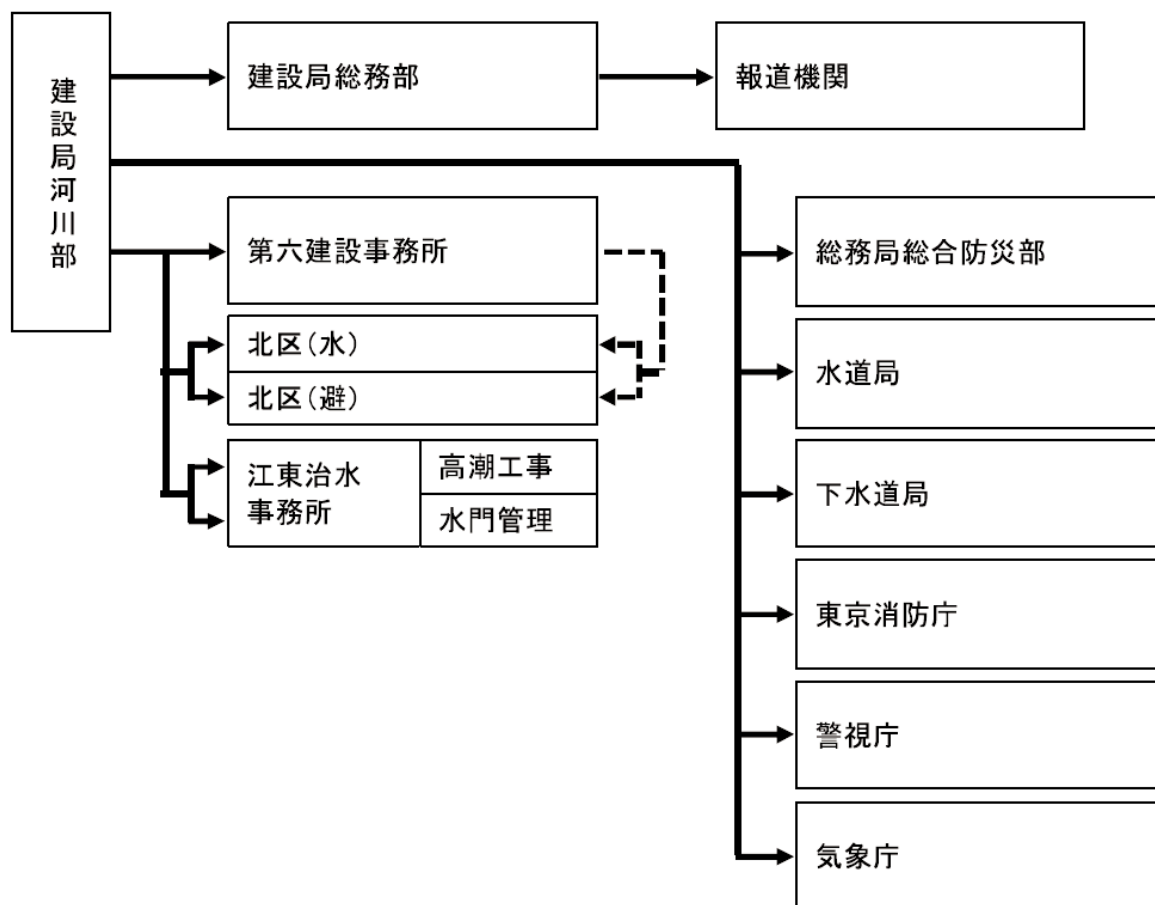
各観測地点の氾濫危険情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障、不測の事態を考慮し、次ページ以降の図のとおりとする。

【石神井川基準地点位置図】



出典：東京都水防計画（平成29年度）

●石神井川（溝田橋） 氾濫危険情報 伝達系統図

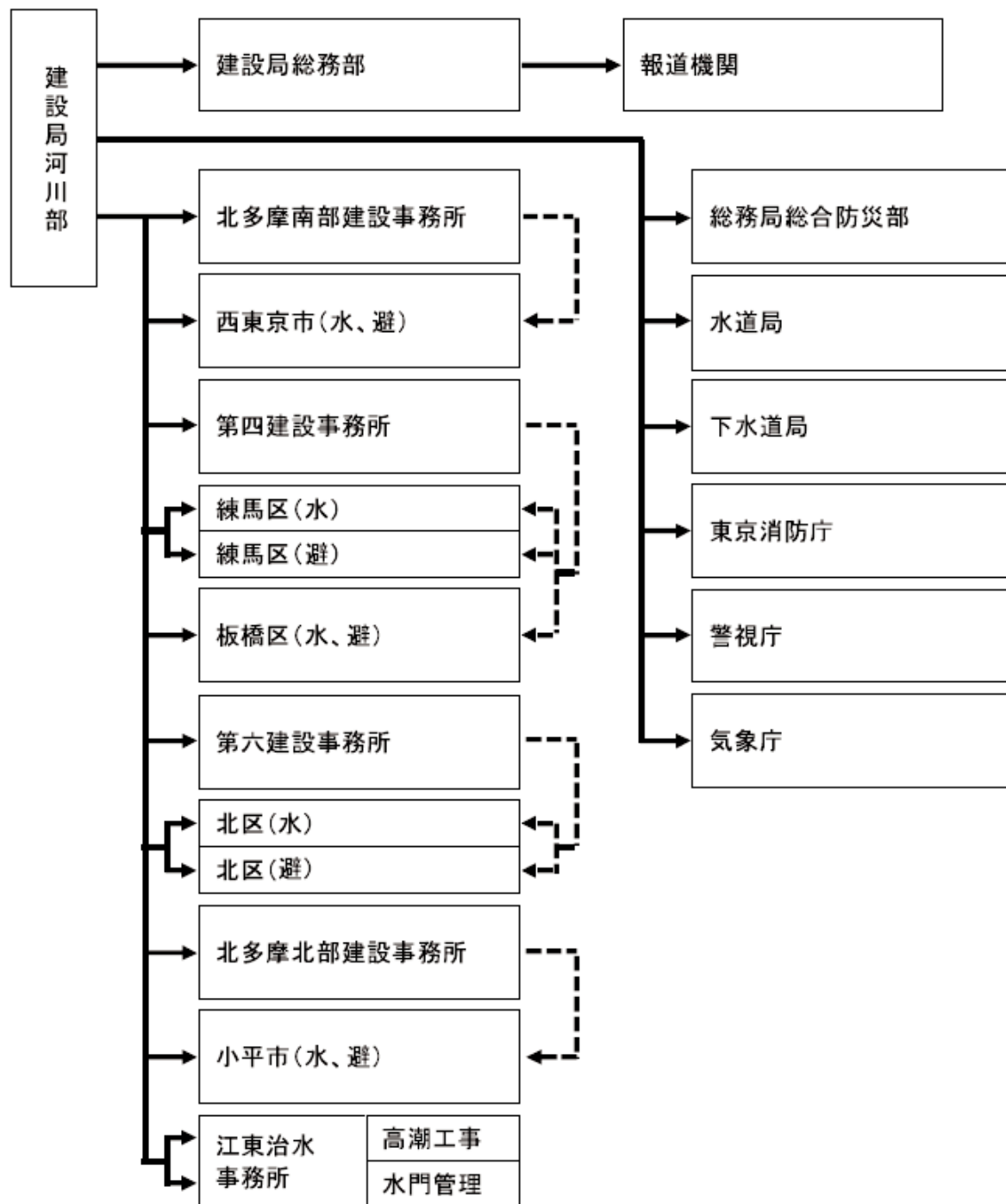


凡 例	
基本系	—— 情報伝達の第1系統
補助系	- - - - 確実な伝達を図るための第2系統
常に基本系・補助系の2通りの伝達を行うことで、確実な情報伝達を図る。	

この凡例は、以下の伝達系統図すべてに共通である。

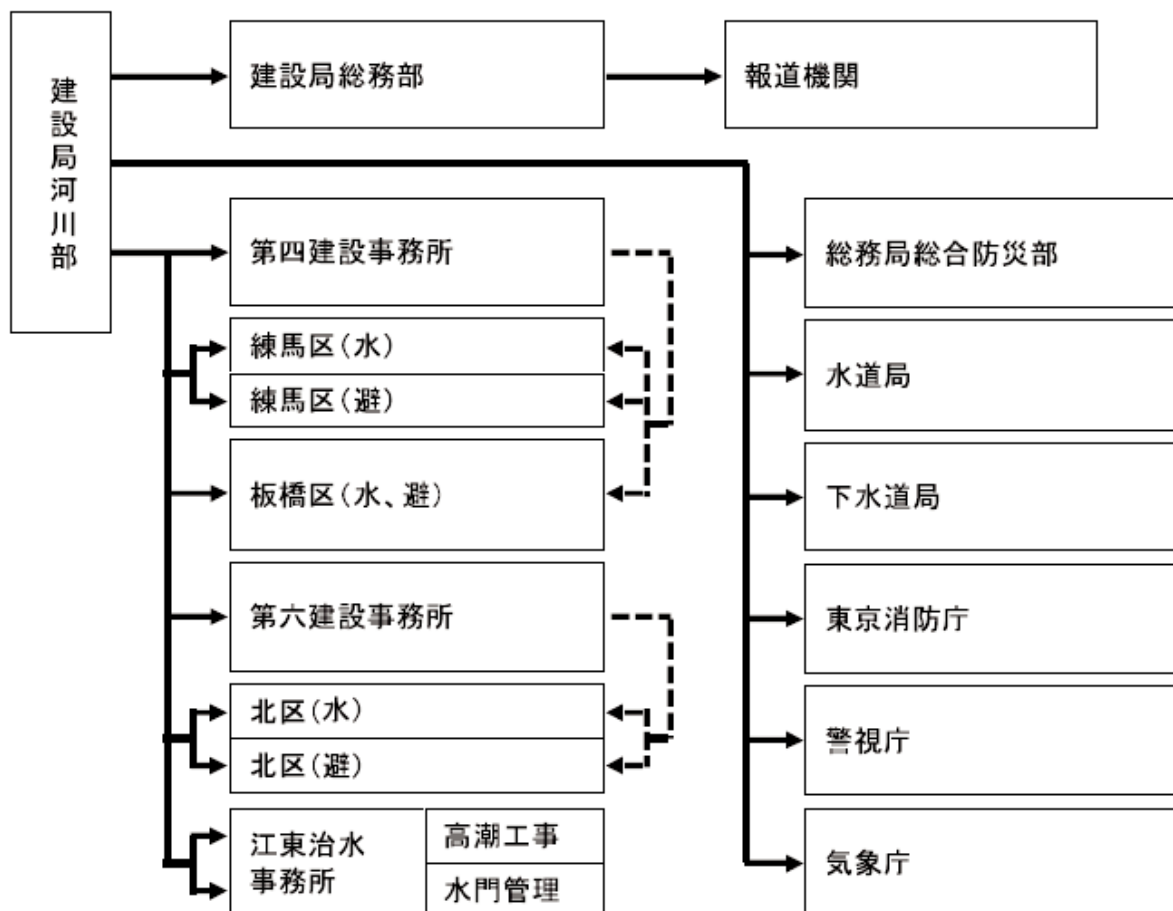
※（水）：水防担当部署／（避）：避難勧告等発令担当部署

●石神井川（芝久保） 氾濫危険情報 伝達系統図



※（水）：水防担当部署／（避）：避難勧告等発令担当部署

●石神井川（稲荷橋、加賀橋） 氾濫危険情報 伝達系統図



※（水）：水防担当部署／（避）：避難勧告等発令担当部署

(4) 水防警報

担当	土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	-----------------------------

① 水防警報の種類と発表基準

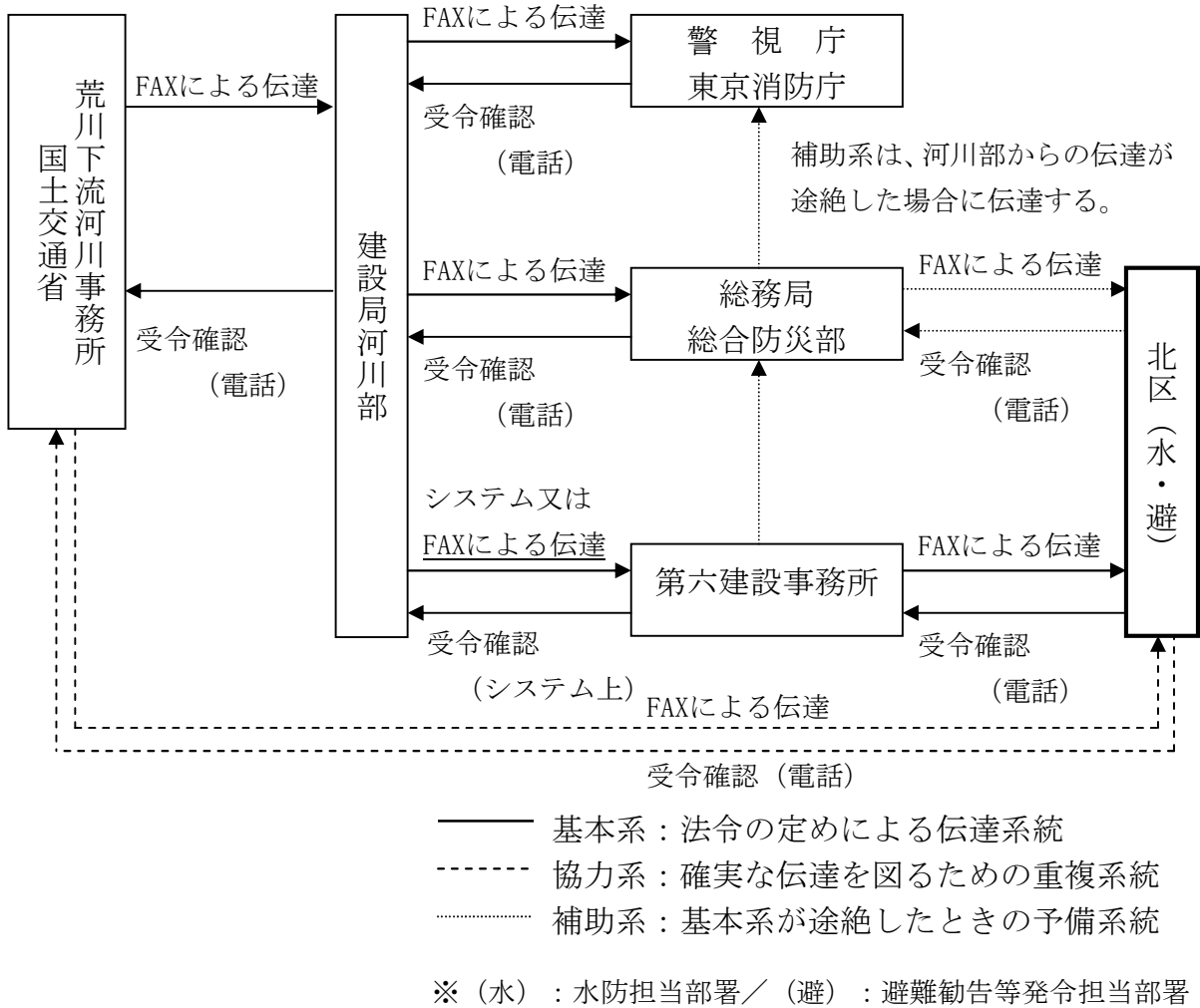
水防警報は、河川管理者から発表される水防活動の基準であり、都及び水防管理団体（北区）は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法について精通し、その情報を有効に活用して効果的な水防活動に努めるものとする。

水防警報の種類と発表基準

種 類	内 容	発表基準
待 機	1. 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するもの 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予警報などと河川状況により、特に必要と認めるとき
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき 水防団待機水位(指定水位)に達し氾濫警戒水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき 水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	氾濫警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位(警戒水位)を越えて災害の起こるおそれがあるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下ったとき 氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき
情 報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合、上記に準じて水防警報を発表する。		

② 荒川水防警報伝達系統図

水防警報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、概ね次の図のとおりである。



(5) 土砂災害警戒情報

担当	危機管理室／まちづくり部／土木部／都建設局／都総務局
----	----------------------------

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、区長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。

都建設局は、これに基づき、土砂災害警戒情報の発表基準を作成し、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備しており、平成20(2001)年2月に運用を開始した。

① 土砂災害警戒情報(以下、「情報」という)の目的

大雨警報が発表され、さらに土砂災害発生危険性が高まった場合に、東京都と気象庁が共同で発表する防災情報で、区長が避難勧告等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となることを目的としている。

② 情報の特徴及び利用にあたっての留意事項

- (1) 大雨警報の発表中に発表する（解除情報もある）。
- (2) 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする（発表対象としない土砂災害は、降雨から技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊とする）。
- (3) 降雨から土砂災害の危険度を判断するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等は特定できない。

③ 情報の伝達

- (1) 気象庁と都が共同して雨量情報を監視し、発表基準を超過したとき発表する。
- (2) 都は、区及び各支庁・建設事務所へ、防災行政無線ファックス及び東京都災害情報システム(DIS)を利用し伝達するとともに、住民へ周知する。

④ 区への対応

情報を受けた区は、速やかに区民へ伝達する。防災行政無線・緊急速報メール（エリアメール）を中心にプッシュ型の情報伝達手段を複数組み合わせるとともに、区ホームページ、SNS、CATV、Lアラート等のプル型の手段も活用し、プッシュ型の情報伝達を補完する。

「土砂災害時における避難勧告等の発令基準」【風水害対策編 第3部 災害応急・復旧 第5章 避難対策 (p513)】に従い、本情報の発表状況及び気象庁が提供する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」を総合的に判断し、土砂災害警戒区域に対し避難勧告等を発令する。

※ プッシュ型：受信者の状況に関わらず情報を伝達できる

※ プル型：受信者がアクションを行わないと情報を閲覧できない

12 荒川下流タイムライン(拡大試行版)に沿った防災行動計画

担当	危機管理室／まちづくり部／土木部／都総務局／都建設局／都交通局／警視庁／東京消防庁／東京管区气象台／国土交通省荒川下流河川事務所／東京国道事務所／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)／埼玉高速鉄道(株)／東京電力パワーグリッド(株)／東日本電信電話(株)
----	--

(1) タイムライン(事前防災行動計画)の目的・位置づけ

タイムラインとは、台風来襲等による水災害に対応する防災行動、とりわけ標準的に行われる全体及び各機関の防災行動を、行動や準備に要する時間等も考慮してあらかじめ時系列的に整理しておくことにより、時間的制約等が厳しい災害発生時における防災行動を効率的かつ効果的に行うことを目指す計画である。

(2) 荒川下流タイムライン(拡大試行版)

北区は、国土交通省荒川下流河川事務所が策定した荒川下流タイムライン(拡大版)を運用している。同タイムラインは、平成19(2007)年9月台風第9号の降雨を想定最大規模に引き伸ばした降雨によってもたらされる荒川本川の堤防の決壊による水災害を対象とし、その水災害の進行を1つのシナリオとして、荒川下流部にどのような事態が発生するかを共有したうえで、各参画機関がそれぞれで必要とあらかじめ決定している防災行動項目を、時系列的に整理し、とりまとめたものである。

① 時系列の設定

荒川下流タイムライン(拡大試行版)の設定をもとに、災害事象のレベルの進行を次ページの表の通り「0」～「5」まで設定する。

② 災害事象レベル別のな防災行動

具体的な災害事象レベル別の防災行動は、資料編に記載する。

※荒川下流タイムライン拡大施行版【資料編 p677 参照】

災害事象の レベル	時間帯 (荒川破堤までの時間)	水位の状況	気象の状況
0	—	平常	—
1－1	120～30 時間前	平常	台風の発生 大雨洪水注意報
1－2	30 時間前 ～4 時間前	水防団待機水位(岩淵) 水防警報(岩淵) 氾濫注意情報(熊谷) 氾濫注意報(治水橋)	大雨洪水警報 暴風波浪警報 記録的短時間大雨 情報(埼玉県内)
2	11～4 時間前	水防警報(出動)(岩淵) 氾濫注意報(岩淵) 氾濫警戒情報(熊谷) 氾濫危険情報(熊谷) 岩淵水門(上)の水位が避難判断水位 に達すると予想 氾濫警戒情報(治水橋)	記録的短時間大雨 情報(東京) 大雨特別警報
3	3 時間前	氾濫警戒情報(岩淵) 氾濫危険情報(治水橋)	
4	堤防が決壊する 恐れあり	氾濫危険情報(岩淵) 岩淵水門(上)の水位が計画高位に達 する恐れ 堤防が決壊する恐れ 越水開始まで4～9時間を想定 岩淵水門の水位が計画高水位に達す る恐れ	
5	荒川破堤以降	荒川下流で破堤氾濫が発生	

第2章 都市施設対策

1 電 気

担当	東京電力パワーグリッド(株)
----	----------------

建物に対する風圧力は建築基準法による。配電、通信の各設備に対する風圧荷重は電気設備に関する技術基準の各該当項目による。また、周囲の状況から浸水災害を想定する。

施設名		設計基準ならびに予防措置
変電設備		最高潮位 A P + 4. 7m を想定し、「高潮洪水対策」の効果が失われないように配慮している。屋外鉄構の強度は、風速 40m/ s の風圧に耐え得るものになっている。 浸・冠水のおそれのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な個所では屋内機器の嵩上げを実施する。 また、屋外機器は基本的に嵩上げを行うが、嵩上げ困難なものは、防水・耐水構造化、または防水壁等の組合せを実施する。
送電設備	架空線	鉄塔及び電線強度は、風速 40m/ s の風圧に耐え得るものになっている。 土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。
	地中線	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
配電設備		支持物の基礎は、「電気設備の技術基準」に基づき適正な根入れ深さをとる。電柱及び電線の強度は、風速 40m/ s の風圧に耐え得るように設計している。 浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器の嵩上げ等による防水対策を実施する。
通信設備		無線のアンテナの支持物に対する強度は、電気設備技術基準及び電力用無線通信鉄塔、鉄柱設計基準によっている。 通信設備及び予備電源装置は、水没しない個所に施設することを原則としている。 浸・冠水のおそれのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【予防対策】 7 電気・ガス・通信等 7-1 電気施設の安全化 (p135) 参照

2 電 話

担当	東日本電信電話(株)
----	------------

洪水に対する緊急防護設備の確保として、防火扉、防水壁、防水栓、土のう、ビニールシート及び排水装置（排水ポンプ等）の点検整備をする。

→ その他の水防活動に含まれる計画内容について

震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】7 電気・ガス・通信等 7-3 通信施設の安全化（p138）参照

3 交 通

担当	都交通局／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)
----	--------------------------

（1）都営交通施設

暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他異常な自然現象による水害の発生するおそれのある場合には、その災害に対する未然防止策を図るとともに、災害が発生した場合には、その被害の軽減と迅速、的確な復旧を図るため、非常災害対策本部を設置する。

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】2 鉄道施設

第2 各機関の安全対策 1. 都営交通施設（p125）参照

（2）東日本旅客鉄道(株)施設

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】2 鉄道施設

第2 各機関の安全対策 2. 東日本旅客鉄道(株)施設（p126）参照

（3）東京地下鉄(株)施設

東京地下鉄(株)における排水施設は850m～1.5kmごとに設備している。各ポンプ室には排水能力毎分1.0tのポンプ3台を標準設置し、交互自動運転を行っている。

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】2 鉄道施設

第2 各機関の安全対策 3. 東京地下鉄(株)施設（p127）参照

4 地下空間への浸水被害対策

担当	危機管理室／まちづくり部／土木部／東京地下鉄(株)
----	---------------------------

(1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策

① 適切な地下利用への誘導

地下街等、浸水被害に脆弱な施設を対象とした都の策定する「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」により、都及び関係機関と連携し、条例・要綱等の活用により適切な地下空間の利用の誘導方策を検討する。

② 大規模地下空間における浸水対策の促進

地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と行政が連携し、「施設別地下浸水対策計画」を策定するなど、先行的に対策を促進する。

(2) 普及啓発

都と区は共に協力・連携して、情報の提供や周知、啓発、地下空間への規制や浸水対象の誘導のための仕組みづくりとしての避難等危機管理体制確立に向けた支援等、家づくり・まちづくり対策に積極的に取り組み、これらを一層強化する。

(3) 地下空間管理者による情報判断

- ① 地下空間管理者は、日頃から浸水実績図をもとに、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保する。
- ② 地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

5 下水道施設に関する情報共有

担当	危機管理室／土木部／都下水道局
----	-----------------

(1) 降雨情報システム「東京アメッシュ」

- ① 東京都下水道局では、気象情報を迅速に把握し、ポンプの運転管理に活用することを目的として、降雨情報システムを導入しており、「東京アメッシュ」として降雨情報をインターネットで配信している。また、平成29(2017)年4月からは、「東京アメッシュ」スマートフォン版の配信を開始した。

アドレス <http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>

- ② 区民の防災活動を支援するため、都下水道局ホームページへ掲載するほか、携帯サイトでも閲覧できるようにしている。なお、スマートフォンはより操作しやすく、より画面を見やすくし、GPS機能による現在地表示と希望する2地点の登録が可能となっている。

(2) 下水道におけるリスクコミュニケーションの充実

① 防災意識の啓発

ア 浸水対策リーフレットの配布

区民自身が行う浸水に対する備えを分かりやすく周知するとともに、戸別訪問により区民からの意見を伺い、パートナーシップを構築する。

イ 道路雨水ますの点検(区、町会との連携)

道路雨水ますの機能を確保するため、区や町会と連携を強化する。

ウ 体感できるイベントの開催

浸水対策強化月間の取組として、地下水浸水模型による避難体験、水再生センターの見学会など区民が浸水対策の必要性を体感できるイベントを実施する。

エ 見学会や出前授業等の開催

現場見学会(幹線工事など)を開催し、区民へ雨水対策事業を周知するとともに、小学校の総合的な学習の時間等を利用し、浸水対策を分かりやすく周知する。

オ 浸水に対する予防措置を図るため、区と連携して地下室・半地下室の危険性を区民に周知する。

第3章 風水害時の避難所等の特定

風水害時に備え、自主避難施設、避難所、および垂直避難施設を整備する。各施設の位置づけや該当施設等は下表のとおり。

平成26（2014）年度に台風接近に伴う石神井川の水害対策として、避難所の早期開設（自主避難施設）を3か所設置した。

その後、平成28（2016）年3月の土砂災害警戒区域等の指定に伴い、平成29（2017）年度には、避難所の早期開設（自主避難施設）を10か所に増設した。

今後、新たな土砂災害警戒区域等の指定に備え、避難施設の拡充も含め、より安全側に立った避難のあり方について検討を行う。

1 風水害時の避難場所

担当 危機管理室／地域振興部／教育振興部					
分類	位置づけ	該当施設	運営	局所的大雨・集中豪雨 → 石神井川氾濫 → 土砂災害	大型台風・停滞前線 → 荒川氾濫 → 土砂災害
避難所の早期開設 （自主避難施設）	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等が発令されるまでの間に、避難に時間を要する者や自主的に避難を行おうとする区民等を受入れる施設	北区立小・中学校等	- 区職員及び施設管理者 - 町会、自治会（自主防災組織）	① 北区洪水ハザードマップや土砂災害警戒区域等を踏まえ、施設を指定する。 ② 危険が去っても、自宅等が浸水等で生活できない場合には避難所に移動する。	高台に位置する北区立小・中学校等を指定する。
避難所	避難勧告等の発令による避難者を受け入れ、災害後、浸水などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所	北区立小・中学校等	- 自主防災組織（避難所管理運営委員会） - 施設管理者及び区職員（指定参集職員など）	北区洪水ハザードマップを踏まえ、浸水の影響を受けない学校、もしくは浸水の影響を受けない上層階を有する学校とする。	高台の小・中学校を避難所とする。
垂直避難施設	切迫した水害の危険から逃れるため、一時的に緊急避難する施設	区営住宅、都営住宅、UR賃貸住宅、公社賃貸住宅等※	—	災害に対する安全な構造であり、安全な区域に位置する、もしくは北区洪水ハザードマップを踏まえ、想定浸水以上の階を有し、避難が可能な施設とする。	

※ 今後も新たな施設の確保に向け、協定締結を進める。また、区内低地部に新たに建設予定の施設に対し、垂直避難施設としての施設開放を要望し、協定・覚書等の締結を働きかける。

【自主避難施設（避難所の早期開設）】

平成29（2017）年4月現在、石神井川氾濫、及び土砂災害を想定した自主避難施設は以下の通りである。

●石神井川氾濫を想定した自主避難施設

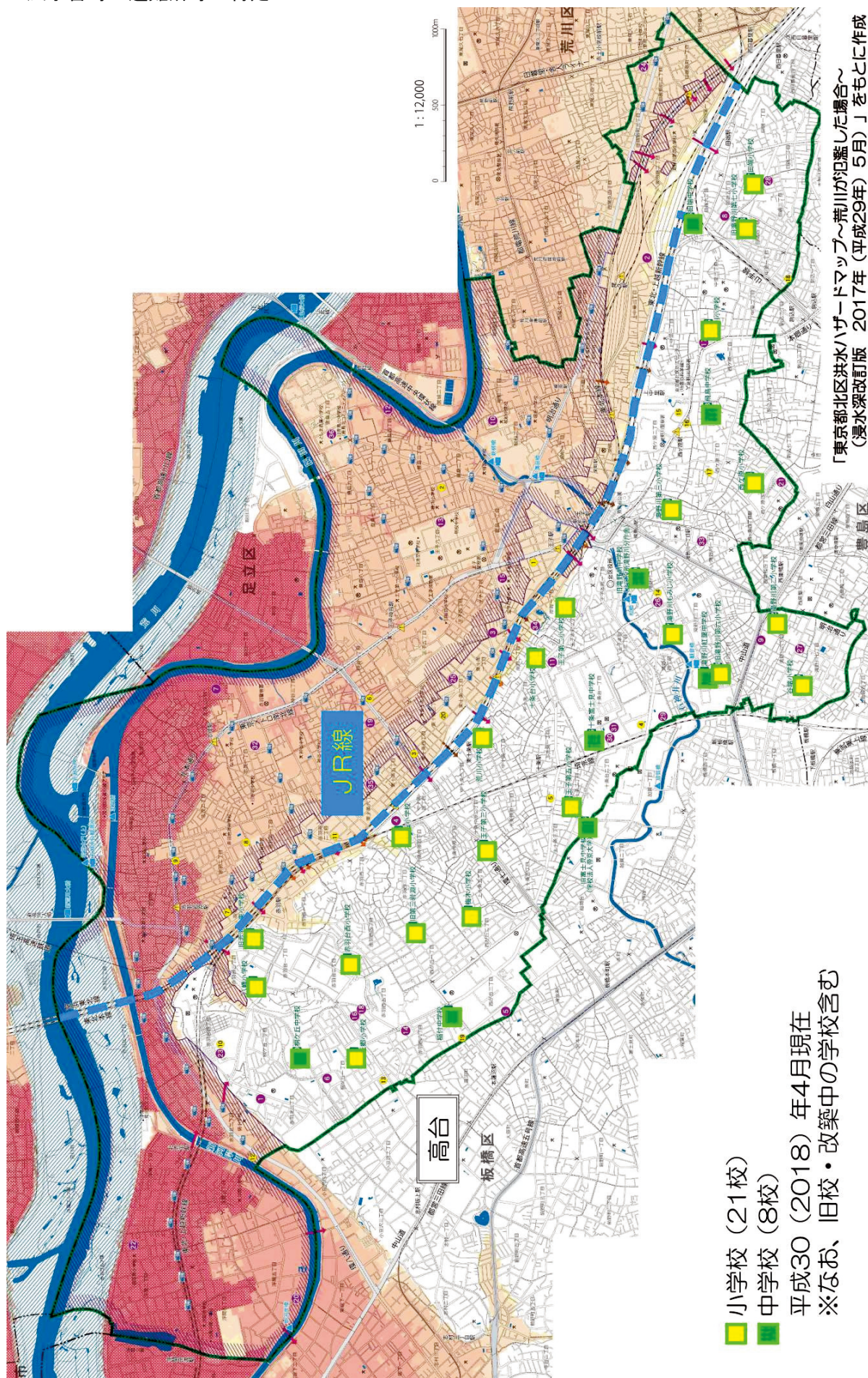
	施設名	住所	地区
1	堀船小学校	堀船2-11-9	堀船
2	柳田小学校	豊島2-11-20	豊島
3	滝野川紅葉中学校	滝野川5-55-8	滝野川西

●土砂災害を想定した自主避難施設

	施設名	住所	地区
1	王子第二小学校	王子本町2-2-5	十条台
2	西が丘小学校	十条仲原4-5-17	赤羽西
3	袋小学校	赤羽北2-15-3	赤羽北
4	第四岩淵小学校	赤羽3-24-23	
5	八幡小学校	赤羽台3-18-5	桐ヶ丘
6	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘2-6-11	
7	北区防災センター	西ヶ原2-1-6	滝野川東

※平成30（2018）年3月現在、平成30年度以降の「土砂災害を想定した自主避難施設」の見直しを行っている。新たな体制が確定し次第、区ホームページ等で周知するとともに、土砂災害ハザードマップを作成する。

【避難所指定の北区立小学校・中学校】



第4章 物資・輸送対策

1 食料等の確保

担当	危機管理室／健康福祉部／子ども未来部
----	--------------------

備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階へ設置する。また、浸水が想定される区域にある既存の備蓄倉庫については、浸水対策を充実・強化する。

備蓄の推進にあたっては、特に妊産婦や乳幼児などの要配慮者や、女性の視点をもって、充実を図る。

2 飲料水及び生活用水の確保

担当	危機管理室／区民部／総務局（総合防災部）／都水道局北部支所 北営業所
----	------------------------------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【予防対策】
2 飲料水及び生活用水の確保（p319）参照

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

担当	危機管理室／地域振興部／健康福祉部／教育振興部／子ども未来部／都福祉保健局
----	---------------------------------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【予防対策】
3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備（p321）参照

4 車両・舟艇等輸送機関の確保

担当	総務部／区民部
----	---------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【予防対策】
4 車両・舟艇等輸送機関の確保（p321）参照

第5章 区職員の防災力向上

1 水防訓練

(1) 方針

担当	区各部／消防署／消防団／各防災関係機関
----	---------------------

水防法及び「風水害対策編 第3部 災害応急・復旧 第4章 消防機関の水防活動計画（p511）」に基づき、水防活動に必要な知識及び技術の完全な習熟を目的として、防災関係機関と協力または共同して水防訓練を実施する。

(2) 実施要領

担当	区各部／消防署／消防団／各防災関係機関
----	---------------------

① 訓練項目

- ア 水防工法
- イ 水防知識並びに水防活動に必要な事前教育等
- ウ 部隊編成訓練
- エ 無線通信訓練
- オ 本部運営訓練
- カ 救助救急訓練
- キ その他水災時の活動に必要な訓練

② 参加機関

区、消防署、消防団及び防災関係機関

③ 実施時期

原則として、毎年台風シーズン前に実施する。年1回以上実施する。

2 図上演習等の実施

担当	区各部
----	-----

区は、本計画及び「北区水防計画」を用いて、風水害時における本部設置・運営訓練を定期的・継続的に実施し、活動要員等のスキルの向上と、計画の検証・充実を図る。

3 各種マニュアル等の作成

担当	区各部
----	-----

区は、本計画において、内閣府が平成29（2017）年9月に公表した「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に、各地域の特性を踏まえて避難勧告等の判断・伝達のための基準や方法等を整備した。

北区において、特に対策を講じる必要がある水害は、荒川氾濫による大規模水害、台風の接近・上陸やゲリラ豪雨と呼ばれる局地的集中豪雨などの降雨による内水氾濫や石神井川等の氾濫である。

荒川氾濫や台風の接近は、気象情報や水位情報等により事態の進行がある程度予測可能であり、荒川下流域では国土交通省を中心として、北区、板橋区、足立区をモデルエリアとして、平成26（2014）年8月から全国に先駆けて検討を行い、平成27（2015）年5月に全国初の本格的なタイムライン※（試行案）をとりまとめ、運用を開始した。その後も、運用及び机上演習の結果等を踏まえ、検討会やワーキンググループによる検討を行い、平成29（2017）年5月に荒川下流タイムライン（拡大試行版）をとりまとめ、現在も台風の際に運用している。これを踏まえ、今後個々のマニュアル等を作成していく際、タイムラインの考え方を生かしていくなど、実行性を重点においた取組みを推進していく。

また、局地的集中豪雨などの降雨による内水氾濫や石神井川等の氾濫の備えとしては、石神井川の増水・浸水被害の特徴や、氾濫警戒情報が発表された場合の対応及び緊急的な避難行動（堅牢な建物の2階以上避難等）の必要性等について記した、石神井川に特化した水害対策を作成することを検討する。

区各部においては、現状の職員行動マニュアル等について、風水害対応を追記するなどして、見直しを行う。

※ タイムライン：災害が発生することを前提として、災害時に行う防災行動を時系列に沿って整理したもの

第6章 地域防災力向上

1 周知・啓発

担当	区各部／各防災関係機関
----	-------------

(1) ハザードマップの更新・作成と災害リスクの共有

区は、被害想定の見直しなどの機会にあわせ、洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップを更新し、区民及び地域と災害リスクの共有を図る。

(2) 区民に対する周知・啓発

- ① 区及び各防災関係機関は、ともに連携を図り、防災セミナーや各種講演会等を開催するとともに、風水害対策に関わる区民の行動等を記したリーフレット等によって、区民の防災知識の向上を図る。特に、降雪に不慣れな首都圏においては、外出時の転倒や事故による人的被害を予防するため、豪雪時の備え等を区ホームページなどを活用して普及啓発していく。
- ② 区は、災害履歴、地形図、浸水予測区域図、洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ等を活用して、あらゆる場を活用して地域の防災対策に関する情報を提供する。また、家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等について普及啓発していく。
- ③ 区は、都民防災教育センター(防災館)や荒川知水資料館(通称：アモア)を活用して、風水害に関する防災行動力の向上を図る。
- ④ 区は、風水害を想定した要配慮者及びその家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練を支援する。
- ⑤ 区は、各避難所運営主体による避難所運営訓練、区総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援を行う。
- ⑥ 要配慮者への対応や避難所運営などでは、女性の視点が重要であることから、区は、女性の参画の促進に努めるとともに、女性も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

(3) 地区防災運営協議会等に対する周知・啓発

区では平成25(2013)年度より、19の各地区防災会議を主体に、学校や事業所、各種団体など地域の関係者が会する「地区防災運営協議会」を順次設置し、その場を基盤とした防災活動を展開することで、地域防災力のさらなる向上を図っているところである。今後、区は、自主防災組織をはじめ、この地区防災運営協議会等を対象に風水害対策に関する啓発活動を展開し、地域の水害対策の構築を支援する。

(4) 事業所に対する周知・啓発

事業所における風水害の軽減を図るには、管理権限者、防火管理者等に対し、その重要性を認識させる必要があることから、消防署は防火防災管理者講習、消防計画作成時、自衛消防訓練時等をとらえ、防災意識の高揚とともに自衛消防隊等の活動能力の向上を図る。

(5) 北区防災気象情報メール配信サービスの登録促進

区は、区民等の災害に対する先行的な行動を促す一手段である「北区防災気象情報メール配信サービス」への登録を推進する。そのために、区民まつりや防災訓練会場にメール配信サービス登録コーナー等を設置するなど、あらゆる機会を通じて登録を促進する。

2 防災訓練

担当	区各部／各防災関係機関
----	-------------

(1) 訓練項目

区は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。

- ① 参加機関：区、地域住民及び事業者、都及び防災機関
- ② 訓練項目：本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練、救出救護訓練

(2) 土砂災害に対する全国統一防災訓練

区は都と連携し、住民が参加した情報伝達手段の確認、適時適切な避難指示（緊急）等の発令、避難場所・避難経路の確認等による警戒避難態勢の強化のために訓練を実施する。

- ① 実施時期：出水期前に実施
- ② 参加機関
：都、区、国土交通省、東京消防庁(地元消防署)、地元住民(自治会・消防団)
- ③ 訓練項目：避難訓練(実働訓練)、情報伝達訓練

3 地域におけるマニュアル等の整備

担当	危機管理室
----	-------

区は、自主防災組織や地区防災運営協議会において、風水害時の避難行動等に関する対応マニュアルの作成を進める。

4 避難行動要支援者の支援

担当	危機管理室／健康福祉部／まちづくり部／土木部
----	------------------------

区は、「避難行動要支援者名簿」を整備し、居住地域の自主防災組織などの避難支援等関係者に情報提供するなどして、避難支援等関係者の風水害時における避難行動要支援者支援体制の構築に協力する。

また、区は、避難行動要支援者の日ごろの備えや災害発生時の対処方法、避難場所等を記載した「避難行動要支援者行動マニュアル」に風水害対策を記載する等、マニュアルの改定を検討する。

第 3 部 災害応急・復旧

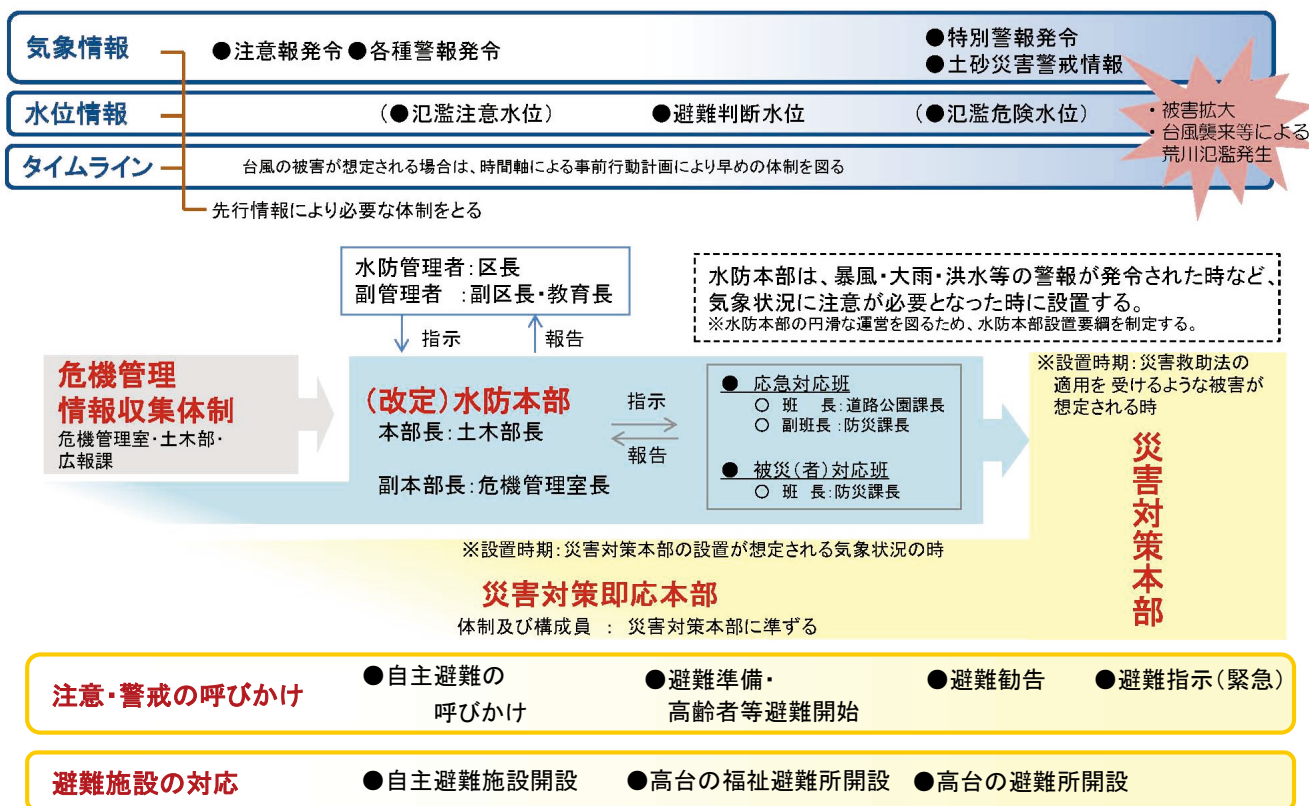
第1章 本部体制

1 状況に応じた機動的な体制

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 土木部／(災対) 各部
----	-----------------------------

風水害時の基本的な体制は、次のとおりである。

【風水害時の基本体制】



2 危機管理情報収集体制

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 危機管理室／(災対) 土木部
----	--------------------------------

気象庁から東京地方23区西部に大雨・洪水注意報等が発令された場合には、広報課職員並びに土木部職員及び危機管理室職員のうち指定された職員は危機管理情報収集体制をとり、東京都その他の関係機関と連携し、情報収集及び対策にあたるものとする。

3 水防本部

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 土木部
----	---------------------

北区では、全国的な傾向と同様に、近年特に台風の接近・上陸や、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的集中豪雨などの降雨による内水氾濫、いわゆる都市型水害が多発している。

一般的に台風等と局所的集中豪雨では被害の様相は大きく異なるが、北区ではこれまでの経験から、いずれの場合も石神井川の溢水による周辺地域への浸水が発生するおそれがあることがわかっている。

台風は、ある程度の経過予測が可能なために事前対応が可能だが、発生予測が困難な局所的集中豪雨では即時対応を求められる。

また、いずれの場合にも、必要な水防活動や避難行動は同じだが、局所的集中豪雨が勤務時間外に発生した場合は、時間だけでなく人手もない状況下において、(台風と同様の)水防活動や区民の避難支援を行っていかなくてはならない。

そこで、その発生頻度や北区の災害特性等から特に対策の必要性が高いと考えられる、集中豪雨等への対応についての今後の取組方針を以下に示す。

なお、近年、発生が目立つ竜巻・突風・豪雪災害にも準用する。

(1) 設置

土木部長は、以下の場合に水防本部を設置する。

- ① 北区に各種警報が発令されたとき
- ② 北区に各種注意報が発令され、同警報の発令が想定されるなど、気象状況に注意が必要となったとき
- ③ 北区が大型台風の進路にあたると想定され、早めの警戒が必要なとき
- ④ その他土木部長が必要と認めたとき

(2) 廃止

本部長は、災害のおそれが解消し、水防活動が概ね終了したと認められたときに水防本部を廃止する。

(3) 動員態勢

水防本部員の動員は、本部長（土木部長）の指示により、各課の課長が行う。その場合の基準は、次のとおりとする。

【水防本部（土木部）の動員態勢】

種類	基準及び内容	人員
情報連絡準備態勢	東京23区西部（北区以外）に注意報が発令され、その後、警報の発令が想定されるなど、気象状況に注意が必要となったとき	水防本部員に対し若干名
情報連絡態勢	(1) 北区に大雨注意報等が発令され、現在の降雨状況、雨雲の移動状況及び周辺地域の雨量等から風水害に対する注意と警戒が必要となったとき (2) 台風の進路等に対し注意が必要となったとき	水防本部員に対し概ね1/7
第1次 水防非常配備態勢	北区に大雨警報等が発令され、地域によっては集中した降雨が予想される場合、または台風の接近に伴い警戒が必要となったとき	水防本部員に対し概ね1/5
第2次 水防非常配備態勢	広域にわたって風水害が発生するおそれがあり、あるいは風水害が発生し、水防活動を実施する必要がある場合、または大型の台風の接近に伴い特別の警戒が必要になったとき	水防本部員に対し概ね1/3～1/2
第3次 水防非常配備態勢	区内全域にわたり風水害が発生するおそれがあり、救援等の水防活動に全力で取り組む必要があるとき	水防本部員全員

（注）水防要員は異常気象が発生し、若しくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し、事態に即応した水防態勢ができるように留意するものとする。

【水防要員の現況】

水防管理団体（北区）		消防機関		合計 ※4
		消防職員 ※2	消防団員 ※3	
水防管理者 （北区長） 水防副管理者 （副区長・教育長）	水防本部 （土木部長 他79名）※1	第5消防方面 王 子 赤 羽 滝 野 川 計561名	計610名	計1,251名

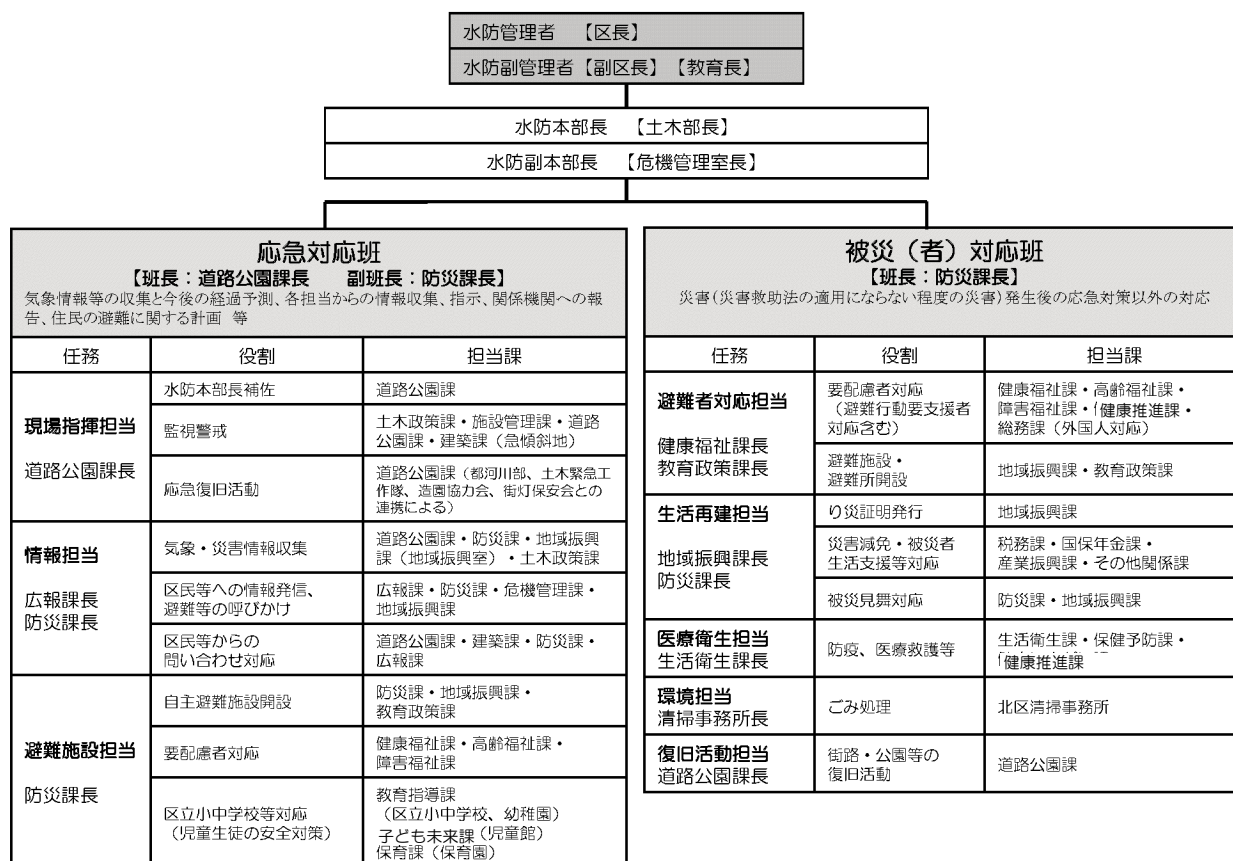
- ※1 土木部職員定数
※2 消防署の消防吏員定数の合計
※3 消防団の消防団員定数の合計
※4 水防管理者及び水防副管理者は含まない

北区役所 （北区王子本町1丁目15番22号） 3908-1111（代表）
土木部道路公園課 3908-9213（工務係）
危機管理室防災課 3908-8184（防災計画係）

（4）組 織

- ① 土木部長を本部長、危機管理室長を副本部長とし、応急対応班及び被災（者）対応班によって構成される。
- ② 応急対応班は、現場指揮担当、情報担当、避難施設担当から構成され、主に初動時の応急対策として、気象情報等の収集や今後の経過予測、住民避難の計画などにあたる。班長は道路公園課長、副班長は防災課長とする。
- ③ 被災（者）対応班は、避難者対応担当、生活再建担当、医療衛生担当、環境担当、復旧活動担当から構成され、主に被災者対応や災害（災害救助法の適用にならない程度の災害）後の生活支援などに関連する対応にあたる。班長は防災課長として、班全体を統括する。

【水防本部における組織構成】



※1 防災課長は、水防本部が設置された旨を被災（者）対応班の各担当課長へ連絡し、必要に応じ待機指示を行う。
 ※2 各任務の担当中に示される課長は、主となって調整を行う課とする。

（5）災害対策本部との関係

水防本部の業務は、災害対策基本法第23条の規定に基づく区災対本部が設置された場合は、それに統合される。

4 除雪本部

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 土木部
----	---------------------

大雪に対しては、除雪本部を設置して対応にあたる。除雪本部では、あらかじめ指定した道路、河川管理通路及び公園内通路等を対象に、降雪量に応じた除雪作業を実施し、また、倒木等が発生した場合は、すみやかに支障樹木等の除去を行い、交通の安全とその機能回復を図る。

(1) 設置

積雪による交通障害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合またその他必要と認めたとき、土木部長は除雪本部を設置し、関係機関（警察署・消防署等）及び協力会に通知する。

(2) 動員態勢及び組織

除雪本部員の動員は、本部長（土木部長）の指示により、各課の課長が行う。その場合の基準は、次のとおりとする。

【除雪本部の動員態勢】

種類	基準及び内容	人員
情報連絡準備態勢	東京23区に積雪が見込まれるとき	・管理職1名(道路公園課長) ・一般職3名
情報連絡態勢	東京23区西部に積雪が概ね5cmとなり、なお降雪が予測されるとき	・管理職2名(部長・道路公園課長) ・一般職10名
第1次 除雪非常配備態勢	積雪の警戒が必要になったとき	・管理職4名 ・一般職20名
第2次 除雪非常配備態勢	積雪の特別な警戒が必要になったとき	・管理職4名 ・一般職40名
第3次 除雪非常配備態勢	区内全域にわたり特別な積雪の警戒が必要になったとき	・管理職4名 ・一般職65名

(注) 除雪要員は異常気象が発生し、若しくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し、事態に即応した除雪態勢ができるように留意するものとする。

除雪本部は、土木部長を本部長とし、土木政策課、施設管理課および道路公園課からなる。

(3) 目的

区が管理する道路・河川管理通路及び公園内通路等の積雪及びその影響による倒木等を速やかに除去し、交通の安全とその機能回復を図ること。

(4) 廃止

本部長は除雪作業の状況により、本部設置の必要がないと認めたとき本部を廃止する。

5 災害対策即応本部

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 土木部／(災対) 各部
----	-----------------------------

区は、「超大型」「数十年に一度」「特別警報級」など、相当の被害拡大の可能性が見込まれる場合等に、災害対策即応本部会議を開催し、水防本部の構成員である各課を超えて、全庁での情報共有と全庁一体となった災害対応体制の準備（即応態勢）等を図る。

(1) 設置

「特別警報級」など、相当の被害拡大の可能性が見込まれる場合、もしくは、水防本部の情報連絡態勢における設置基準を満たしている場合で、荒川氾濫による区内の広範囲の被害が想定されるなどして、災害対策本部の設置が想定されるとき。

(2) 組織

災害対策本部に準ずる。

(3) 目的

大型台風など、ある程度予測可能で、事前準備に相当の時間が確保できる場合、災害対策即応本部会議において情報を共有し、通常業務から災害対策業務への円滑な移行等を目的とする。

(4) 廃止

本部長は、災害のおそれが解消し、応急活動が概ね終了したと認められたときに災対即応本部を廃止する。

6 災害対策本部（風水害時）

担当	（災対）危機管理室／（災対）各部
----	------------------

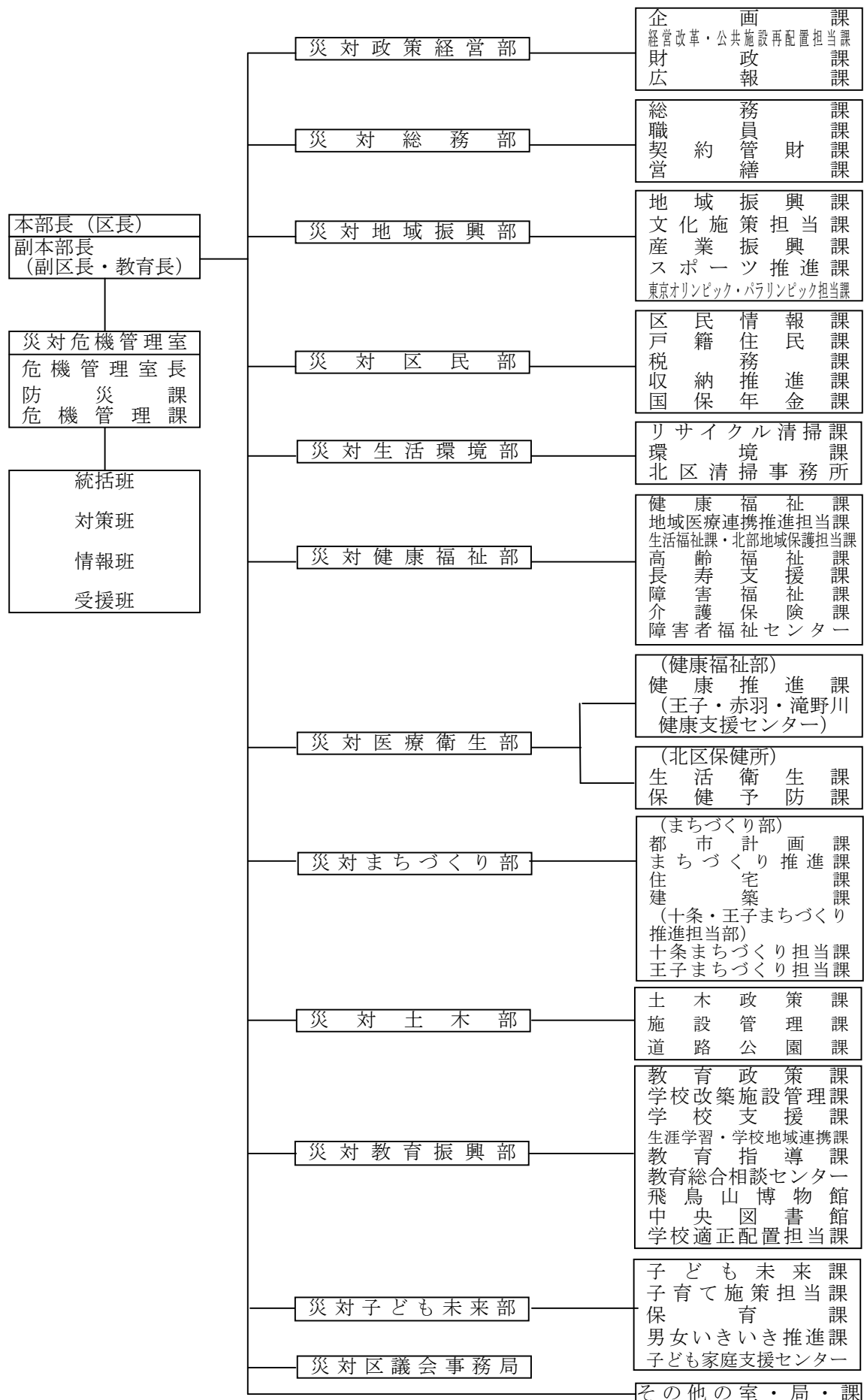
（1）設 置（風水害時）

被害が拡大し、災害救助法の適用される被害が想定される場合に、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置する。

（2）廃 止

災対本部長は、災害のおそれが解消し、災害対策本部活動が概ね終了したと認められたときに区災対本部を廃止する。

(3) 組織



(4) 災害対策本部所掌事項

① 本部長室の所掌事項

組織名	所掌事項
【災对本部長】 区長 【災対副本部長】 副区長 教育長 【災对本部員】 政策経営部長 総務部長 危機管理室長 地域振興部長 区民部長 生活環境部長 健康福祉部長 北区保健所長 まちづくり部長 十条・王子まちづくり 推進担当部長 土木部長 会計管理室長 教育振興部長 学校適正配置担当部長 子ども未来部長 区議会事務局長	(1) 本部長室の審議、決定事項 ア 区災对本部の設置、廃止並びに非常配備態勢に関する こと イ 避難の勧告または指示に関すること ウ 重要な災害応急対策に関すること エ 重要な災害復旧対策に関すること オ 区災对本部活動の総合調整に関すること カ 東京都及び公共団体等に対する応援及び応急措置の 要請並びに各区との支援に関すること キ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する こと

② 災对各部の所掌事項

部	事務の内容
政策経営部 (災対政策経営部)	(1) 災害情報の収集及び整理に関すること
総務部 (災対総務部)	(1) 庁舎の管理に関すること (2) 車両、舟艇等輸送機関の調達に関すること (3) 要配慮者に関すること (4) 区災対本部の職員の動員に関すること (5) 区災対本部の職員の服務及び給与(宿舍の確保を含む)に関すること
地域振興部 (災対地域振興部)	(1) 地区本部と自主防災組織との連携に関すること (2) 被害概況の把握と報告に関すること (3) 救助物資の調達及び配給計画に関すること
危機管理室 (災対危機管理室)	(1) 区災対本部の通信情報の総括に関すること (2) 東京都その他防災関係機関との連携に関すること (3) 本部長室の庶務に関すること
区民部 (災対区民部)	(1) 電子計算システムの復旧に関すること (2) 他の部課の協力に関すること (3) 罹災証明書の発行に関すること (4) 被災者台帳の作成に関すること (5) 給水計画に関すること (6) 物資等の管理・輸送に関すること (7) 義援金の受領及び配分に関すること
生活環境部 (災対生活環境部)	(1) 廃棄物の処理に関すること
健康福祉部 (災対健康福祉部) (健康推進課(王子・赤羽・滝野川健康支援センター)を除く)	(1) 要配慮者に関すること (2) 他の部課の協力に関すること
北区保健所 健康福祉部健康推進課 (王子・赤羽・滝野川健康支援センター) (災対医療衛生部)	(1) 救護所の開設及び管理に関すること (2) 防疫に関すること
まちづくり部 十条・王子まちづくり推進担当部 (災対まちづくり部)	(1) 建築物の被害状況調査に関すること (2) がけ、急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること
土木部 (災対土木部)	(1) 堤防、道路、橋りょう等の点検、整備及び復旧に関すること (2) 障害物等の除去に関すること (3) 応急資材及び労力の確保に関すること (4) 河川の流木対策に関すること (5) 水防活動に関すること
教育振興部 (災対教育振興部)	(1) 避難所の設置及び管理運営に関すること

部	事務の内容
子ども未来部 (災対子ども未来部)	(1) 要配慮者に関すること (2) 他の部課の協力に関すること
区議会事務局 (災対区議会事務局)	(1) 区議会議員との連絡に関すること
その他の室・局・課	(1) 他の部課の協力に関すること

(5) 災害応急対策活動所掌事項及び実施要領

【(災対) 政策経営部】 [部長] 政策経営部長

所属名	所掌事項	実施要領
企画課 経営改革・公共 施設再配置推進 担当課	災害情報の収集及び整理 保管に関すること	(1) 災害に関する情報の収集及び整理保 管を行う。 (2) 収集した災害関連情報を災対本部長 へ報告する。
財政課	他課の応援に関すること	災対政策経営部内の各課の応援を行う。
広報課	災害関連の広報に関する こと	必要な災害関連の広報を実施する。
	報道機関への連絡及び情 報提供に関すること	報道機関への発表は、情報班が統一的に 行う。

【(災対) 総務部】 [部長] 総務部長

所属名	所掌事項	実施要領
総務課	車両、舟艇等輸送機関の調 達に関すること	(1) 庁有車及び調達車両を集中管理する。 (2) 庁有車のみで対応できない場合はト ラック協会等の協定団体の協力を得 て、車両等の調達を行う。
職員課	職員の動員に関すること	(1) 区災対本部の動員指令に基づく職員 の動員指令を災対各部へ伝達する。 (2) 災対各部の職員の参集状況を把握し、 区災対本部へ連絡する。
	職員の服務及び給料に関 すること	(1) 必要に応じて給食を用意する。 (2) 従事職員の休憩、仮眠等の指示を行 う。
契約管財課 営繕課 会計管理室	他課の応援に関すること	災対総務部内の各課の応援を行う。

【（災対）危機管理室】〔室長〕危機管理室長

所属名	所掌事項	実施要領
防災課 危機管理課	区災対本部の通信情報の総括に関する事	(1) 入手した情報を整理し、区災対本部に報告する。 (2) 区災対本部の指示に基づき、各部へ情報の発表を示す。
	東京都その他防災関係機関との連携に関する事	区災対本部の指示に基づき、防災関係機関との連絡を行い、情報の収集・提供を行う。
	本部長室の庶務に関する事	本部長室の運営が円滑に行われるように、災対各部の調整を図る。

【（災対）地域振興部】〔部長〕地域振興部長

所属名	所掌事項	実施要領
地域振興課 (地域振興室) 文化施策担当課	地区本部と自主防災組織との連携に関する事	電話等を使用して、自主防災組織への情報提供並びに自主防災組織からの情報収集を行う。
	被害概況の把握と報告に関する事	各地区本部に対し、被害概況を報告させる。
産業振興課	救助物資の調達及び配給計画に関する事	(1) 被害状況調査報告に基づき、救援物資を確保するとともに、その配布計画を作成する。 (2) 配布計画に基づく救援物資の輸送を災対区民部に要請する。
	他課の応援に関する事	災対地域振興部内の各課の応援を行う。
スポーツ推進課 東京オリンピック・パラリンピック担当課	他課の応援に関する事	災対地域振興部内の各課の応援を行う。

風水害対策編
第3部 災害応急・復旧
第1章 本部体制

【（災対）区民部】〔部長〕区民部長

所属名	所掌事項	実施要領
区民情報課	(1) 電子計算システムの復旧に関する事 (2) 他の部課の協力に関する事	災対本部長の指示に基づき、主に、情報班の活動を支援する。
戸籍住民課	(1) 罹災証明書の発行に関する事 (2) 被災者台帳の作成に関する事	(1) 被害調査結果に基づいて、罹災証明書を発行する。 (2) 住民基本台帳等のデータを活用し、被災者台帳を作成する。
	他課の応援に関する事	災対区民部内の各課の応援を行う。
税務課 収納推進課	給水計画に関する事	(1) 被害状況調査報告に基づき、給水計画を作成する。 (2) 前記の計画に基づき、給水活動を行う。
国保年金課	物資の輸送に関する事	(1) 物資配送計画に基づき、必要な輸送業務用車両を総務課へ要請する。 (2) 災対本部長の指示または物資配送計画に基づき、救援物資等を管理・輸送する。

【（災対）生活環境部】〔部長〕生活環境部長

所属名	所掌事項	実施要領
リサイクル清掃課 北区清掃事務所	廃棄物の処理に関する事	被害状況調査報告に基づき、ごみ及びし尿の処理を行う。
環境課	他課の応援に関する事	災対生活環境部内の各課の応援を行う。

【（災対）健康福祉部】〔部長〕健康福祉部長

所属名	所掌事項	実施要領
健康福祉課 地域医療連携推進担当課 北部地域保護担当課 高齢福祉課 長寿支援課 障害福祉課	要配慮者に関すること	(1) 要配慮者の避難活動を支援する。 (2) 被害状況調査報告に基づき、福祉避難所を開設し、管理運営を行う。
健康推進課 生活福祉課 介護保険課 障害者福祉センター	他課の応援に関する こと	災対健康福祉部内の各課の応援を行う。

【（災対）医療衛生部】〔部長〕北区保健所長

所属名	所掌事項	実施要領
北区保健所 健康推進課 (王子・赤羽・滝野川 健康支援センター)	救護所の開設及び管理 に関すること	(1) 被害状況調査報告に基づき、救護所を 開設する。 (2) 北区医師会等関係機関との連絡調整を 行い、救護所の円滑な運営を確保する。
	防疫に関すること	被害状況調査報告に基づき、防疫業務を 行う。

風水害対策編
第3部 災害応急・復旧
第1章 本部体制

【（災対）まちづくり部】 [部長] まちづくり部長

所属名	所掌事項	実施要領
都市計画課	建築物の被害状況調査に関すること	被災地域における建築物の被害状況を調査する。
建築課	がけ、急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること	(1) 危険箇所の被害状況を調査する。 (2) 調査結果に基づき、防災機関の出動要請を区災対本部へ依頼する。
住宅課	区営住宅等の被害状況に関すること	区営住宅、区民住宅、高齢者住宅の被害状況を調査する。
	応急仮設住宅に関すること	応急仮設住宅建設予定地の現地調査を行う。
まちづくり推進課 十条まちづくり担当課 王子まちづくり担当課	他課の応援に関すること	必要に応じて災対まちづくり部内の各課の応援を行う。

【（災対）土木部】 [部長] 土木部長

所属名	所掌事項	実施要領
土木政策課 施設管理課 道路公園課	水防活動に関すること	(1) 天候・雨量・河川水位情報等の収集・まとめ・分析を行い、水防活動を円滑に進める。 (2) 荒川・新河岸川・石神井川・隅田川の監視、警戒を行い、必要に応じ危険立入禁止等の措置を行う。河川の越水、内水氾濫等のおそれがある場合、警戒区域を設定し、監視警戒を強化する。 (3) 区民の要請に応じて、土のう配布・宅地内排水等水防に関することを実施する。 (4) 現地調査の実施や電話等による被害報告をとりまとめ、都建設局河川部計画課へ報告する。
	施設管理者の巡視点検や応急措置、復旧に関すること	(1) 堤防、道路、橋りょう等の施設管理者としてのパトロールを実施し、施設の被害状況の把握を行うとともに速やかに応急措置または復旧を行う。 (2) 施設の被害状況等、とりまとめを行い、水防本部へ報告する。 (3) 河川の流木や河川施設に障害物がある場合、直ちに除去計画を立て、応急復旧活動を実施する。

土木政策課 施設管理課 道路公園課	応急資機材及び労力の確保に関する事	(1) 水防工法に必要な資機材等の保管場所を確保するとともに、資機材を準備し、常に保管状況を把握しておく。 (2) 北区土木緊急工作隊、北区街灯保安会、北区造園協力会等に対しては、資機材、労力等の提供に関する事前の対策を講じる。 (3) 業者への要請は、原則、業務内容・日時・場所等を文書により明記して行う。ただし、緊急の場合は口頭または電話によることができる。
-------------------------	-------------------	--

【（災対）教育振興部】 [部長] 教育振興部長

所属名	所掌事項	実施要領
教育政策課 学校改築施設管理課 学校支援課 生涯学習・学校地域連携課 教育指導課 教育総合相談センター 飛鳥山博物館 中央図書館 学校適正配置担当課	避難所の設置及び管理運営に関する事	避難所を開設し、管理運営を行う。

【（災対）子ども未来部】 [部長] 子ども未来部長

所属名	所掌事項	実施要領
子ども未来課 子育て施設担当課 保育課 男女いきいき推進課 子ども家庭支援センター	他の部課の協力に関する事	必要に応じて、他の部課の応援を行う。

【（災対）区議会事務局】 [部長] 区議会事務局長

所属名	所掌事項	実施要領
区議会事務局	区議会議員との連絡に関する事	区災対本部との連絡調整を図り、必要に応じて議員との連絡をとる。

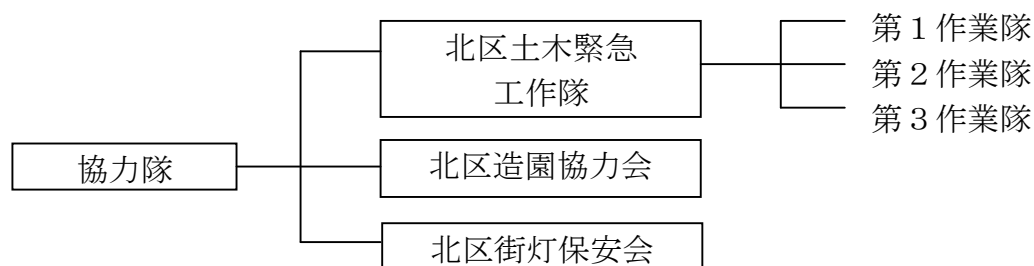
第2章 応援協力・派遣要請

1 災害時協定締結団体の実施業務

担当	北区土木緊急工作隊／北区造園協力会／北区街灯保安会
----	---------------------------

北区と北区土木緊急工作隊、北区造園協力会、北区街灯保安会は、災害時における災害応急対策業務に関し、平成8(1996)年12月に協定を締結した。

この協定は、北区地域防災計画に基づき、北区が災害応急対策業務に関し、協力を得るための必要な事項を定めたものである。



※協力隊については、災害時における応急対策事務に対する協定を締結している。

(1) 北区土木緊急工作隊

区災対本部の要請により、道路冠水箇所等の監視・警戒・排水作業及び応急復旧を行う。新河岸川緑地ネットフェンスの一時撤去（テニスコート）、復旧操作、区内土木工作物の巡視・警戒・復旧作業を行う。

(2) 北区造園協力会

区災対本部の要請により、河川管理施設、工作物の管理・警戒を行う。荒川赤羽緑地の管理小屋、仮設トイレの一時撤去・復旧、公園・街路樹の巡視・警戒・復旧作業を行う。

(3) 北区街灯保安会

区災対本部の要請により、街路灯・公園灯等の巡視・警戒・復旧作業を行う。

※ 水防関係機関一覧表【資料編p655参照】

2 関係機関への出動要請

担当	(災対) 土木部
----	----------

(1) 消防機関への出動等の要請

水防管理者である区長が、水防のため必要と認めるときは、消防機関への出動等の要請を行う。

消防機関は、水防に関しては水防管理者の所管の下に行動することとなっている（水防法第5条）が、「所管の下に」とは、具体的な指示命令権を示すものではなく、全体的な統制下に入るというものである。このことから、水防活動に際しての消防機関の個々の行動については、東京消防庁の指揮命令系統に基づいて活動するものであり、水防管理者の指揮下に入るものではない。

(2) 警察官への援助の要請及び自衛隊への派遣要請

水防管理者は、水防のため、必要があると認めるときは、警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。（水防法第22条）

また、都知事は天災地変その他の災害に際して、人命または財産の保護のために必要があると認める場合には、自衛隊の派遣を要請することができる。（自衛隊法第83条1項）

(3) 居住者等の水防義務

水防管理者、消防機関の長等は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体（北区）の区域内に居住する者、または、水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

3 風水害初動対応マニュアル等による活動

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 土木部
----	---------------------

区は、都が策定する集中豪雨時の都総務局がとるべき活動態勢等に関してとりまとめた「風水害初動対応マニュアル」を参考に、以下の基本方針のもと集中豪雨時の初動態勢の強化を図る。

- (1) 突発的、局地的水害に対する都関係局、水防機関との連携を強化し、災害対応能力の向上を図る。
- (2) 関係機関から気象情報や水位情報等を収集し、区の避難勧告等発令の判断材料として活用できるよう、速やかに情報提供する。
- (3) 被害発生時は、警察、消防、自衛隊との緊密な連携の下、水害による人的被害の

抑制に全力を尽くす。

- (4) 「空振りは認めるが見逃しは許さない」という意識を共有化し、常に最悪の事態を想定して、応急対策にあたる。

4 河川管理者の水防活動への協力

担当	国土交通省荒川下流河川事務所
----	----------------

河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体（北区）が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体（北区）に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像）の提供
- (2) 水防管理団体（北区）及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与
- (3) 洪水等により、甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体（北区）と荒川下流河川事務所間の水防活動に関する情報の共有を行うための区への職員の派遣（リエゾンの派遣）

第3章 情報収集・伝達

1 常時監視・情報の把握・荒川の巡視・警戒・気象情報及び洪水予報・水防警報

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 土木部／警察署／消防署／都第六建設事務所／ 国土交通省荒川下流河川事務所
----	---

(1) 常時監視

水防管理者は、係員に管内の河川・堤防等を巡視させ、水防上危険と認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

(2) 情報の把握

水防管理者は、管内の雨量、水位等を正確に観測するとともに、他の観測者からも観測資料を入手し、常に的確な情報の把握に努めるものとする。

さらに、都建設局（水防本部）より要請のあった場合、観測成果を報告する。

(3) 荒川及び新河岸川の巡視

洪水時における水防活動、警戒避難がよりの的確、迅速に行われるためには、これらに関する必要な情報の収集・連絡に負うところが大きく早急にその態勢を整備強化する必要がある。

洪水時における災害発生の防止・軽減の方策には、的確な水防警報等の措置が講じられるとともに、例えば破堤等の重大な事態にも迅速に対応できるように、河川巡視、水防活動状況等の情報が迅速に河川管理者へも連絡されることを目的とする。

① 情報・連絡と内容

- 水防管理団体（北区）の「情報連絡責任者」は、土木部道路公園課工務係長とする。
- 河川巡視は水防警報の「出動」発令時において、的確な情報収集ができるように巡視態勢をとる。
- 「情報連絡責任者」（工務係長）は、下記に示す事項を収集し「国土交通省岩淵出張所情報連絡担当官」に1時間ごとに伝達する。但し、災害情報等については、情報が入り次第、直ちに伝達する。

	連絡内容
定時報告	河川巡視状況、消防機関の出動状況等
異常報告	災害状況、水防活動状況、一般被害状況、避難状況等

② 巡 視

荒川・新河岸川・隅田川・石神井川の4河川の巡視

- 荒川については、北区管内のうち岩淵水門～板橋区境

- ・ 隅田川の「豊島5丁目地先の一部」については、足立区水防管理団体が巡視する。
(59北建河発第95号・昭和59(1984)年10月6日付、59足立計収294号・昭和59(1984)1年2月18日付回答)
- ・ 新河岸川については、特に板橋区からの情報収集を行う。

(4) 警 戒

水防管理者及び各公署は、気象状況により次に掲げる雨量、高水位に基づき警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講ずる。

区内河川の高水位については、水位上昇が早いため、諸々の状況により警戒を図っていく。

(5) 気象情報・河川情報の入手方法

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、北区の入手方法は下記によるものとし、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統または方法等について熟知し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

① 気象情報

ア 気象庁発表

区は、下記の情報入手手段により、気象庁から段階的に発表される、注意報、警戒報、土砂災害警戒情報等を入手・活用し、早め早めの防災対応の実施に努める。

- テレビ・ラジオ・インターネットにより情報を入手する。

気象庁ホームページ (<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

- 気象庁が専用線及び汎用のインターネットを活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、市町村等の防災機関へリアルタイムで提供する防災情報提供システムを活用する。

気象庁の防災気象情報の活用にあたっては、自治体専用の防災情報提供システムのマニュアルを参照する(不明な点がある場合は、各地の气象台に問い合わせる)。防災情報提供システムにより、各種防災気象情報の他、土砂災害警戒判定メッシュ情報や規格化版流域雨量指数等、土砂災害や水害の危険度を表すきめ細かい情報、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手し、避難勧告等の判断の参考に利用する。

- ホットライン等を通じ气象台から直接区もしくは区長に伝わる情報を活用する。
气象台において気象状況を監視するなかで、危機感の共有が必要と判断した場合、ホットライン等を通じ气象台から直接区に気象状況等の連絡が入ることがある。
また、この際、气象台において特に危険度が高いと判断した場合には、气象台から区長等に直接厳重な警戒を呼びかける。

イ 河川情報センター

情報端末から、台風情報、1.0kmメッシュの雨量強度、今後1時間以内の雨量分布図等から入手する。

ウ 東京都災害情報システム (DIS)

東京都から防災課 (防災センター) へ送られてくる情報を入手する。

エ 北区水位・雨量情報システム

北区ホームページ (<http://www.micosfit.jp/kita-city/>) にて入手する。

オ 北区防災気象情報メール配信サービス

気象庁等が発表する各種気象情報や地震情報などを携帯電話やパソコンに電子メールで配信する。

② 河川雨量情報

ア 北区水位・雨量情報システム (石神井川)

北区ホームページ (<http://www.micosfit.jp/kita-city/>) にて、水位、雨量、監視カメラ画像を入手する。

イ 河川情報センター

情報端末から、荒川・新河岸川・隅田川・石神井川の水位情報を入手する。

ウ 国土交通省ホームページ「XRAIN」

情報端末から、局所的な雨量情報をほぼリアルタイムに入手する。

アドレス <http://www.river.go.jp/x/xmn0107010.php>

エ テレホンサービス (荒川)

国土交通省で発表している荒川上流・下流の雨量・水位情報を電話により入手する。
雨量・水位情報の電話番号 3902-2393

オ 荒川下流河川事務所ホームページ

荒川下流部の気象情報、水位、雨量情報、荒川ライブ映像等を入手する。

アドレス <http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>

【参考】「川の防災情報」アドレス <http://www.river.go.jp/>

スマートフォン <http://www.river.go.jp/s/>

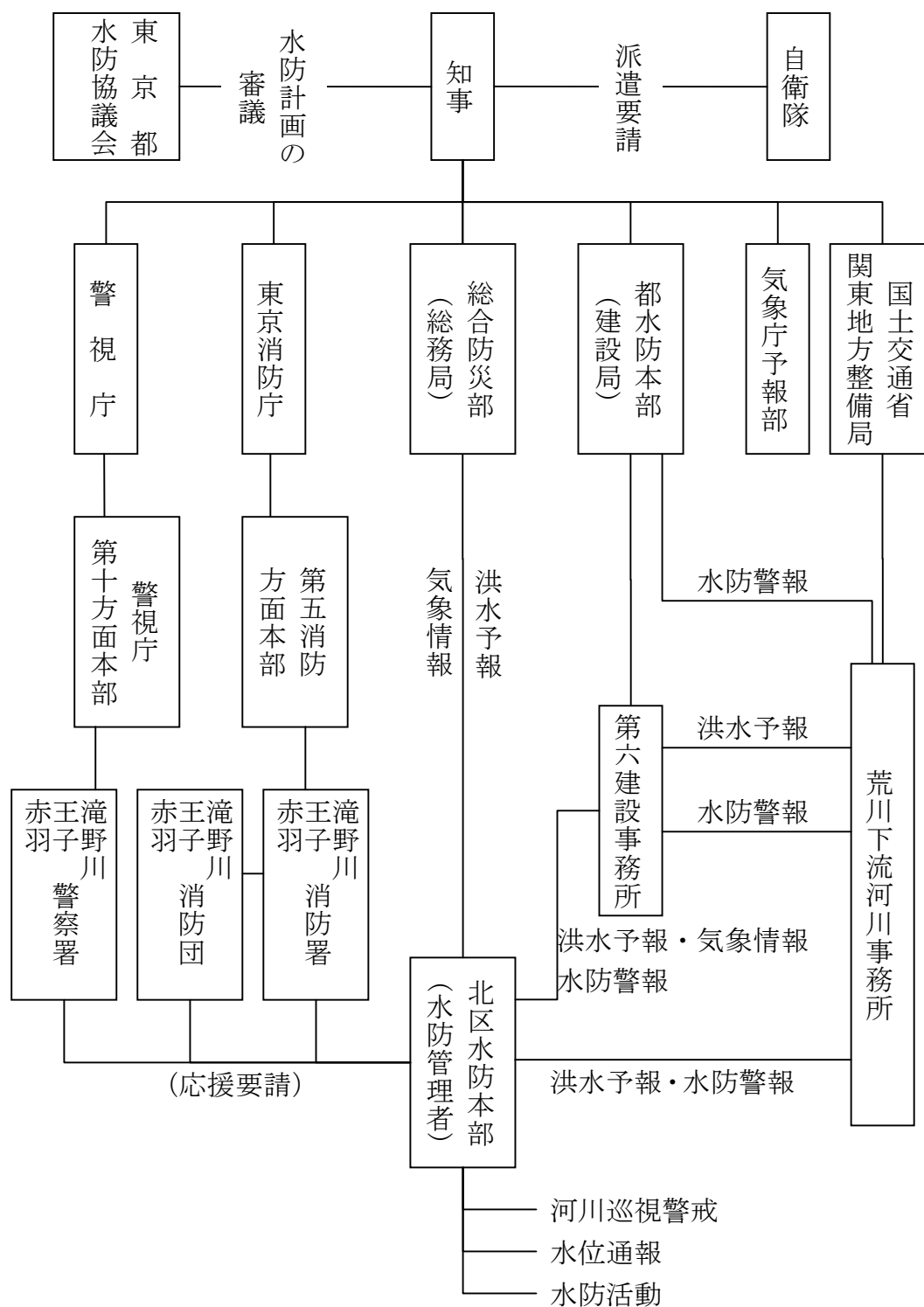
カ 東京都下水道局ホームページ「東京アメッシュ」

東京都下水道局ホームページ (<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>) にて、東京を中心とした広範囲の降雨情報を入手する。

キ 東京都建設局河川部ホームページ「東京都水防災総合情報システム」

東京都建設局河川部ホームページ (<http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/im/tsim0101g.html>) にて、都が観測している降雨量や河川水位情報をリアルタイムに入手する。

区の水防体制における情報伝達系統は次のとおりとする。



- ※1 水防法第10条の規定による気象状況連絡も上記系統表による。
- ※2 水防管理者が自衛隊の派遣を要請する場合は東京都水防本部へ連絡する。
- ※3 災害対策本部が設置された場合の体制は北区地域防災計画の定めるところによる。
- ※4 都第六建設事務所からの気象情報および洪水予報の伝達は総務局からの伝達が途絶したときである。

2 情報・伝達・報告

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 危機管理室／(災対) 土木部
----	--------------------------------

(1) 災害予警報の伝達

区は重要な注意報及び警報について、都または防災関係機関から通報を受けたとき、または自らその発令を知ったときは、ただちに公共団体等必要なところへ通報するとともに、警察、消防機関及び都の協力を得て区民に周知させるものとする。

- ① 区においての伝達は主に有線電話によるが、途絶の場合、広報車、無線及び職員派遣による。
- ② 区はインターネット等を利用し、水害情報の周知を行う。
- ③ 各機関は各自の広報媒体により伝達を行う。
- ④ 各部は、区災対本部より伝達された情報について、速やかに受信し、各課、係、所に伝達し必要な態勢を確保しなければならない。
- ⑤ 区は区民からの通報や気象情報の問い合わせの窓口を充実する。

＜事前の広報事項＞

各防災機関が行う広報内容の基準

- ・ 台風・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- ・ 各防災機関の風水害対策
- ・ 家庭での風水害対策
- ・ 避難するときの注意
- ・ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ・ 土砂災害に対する心得
- ・ 台風時の風に対する対策
- ・ 災害情報の入手方法
- ・ 応急救護の方法
- ・ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- ・ 避難勧告等に関する取扱い(要配慮者避難向け避難情報を含む。)

→ その他の水防活動に関する災害情報の収集及び伝達について

震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第6章 情報通信の確保【応急対策】(p208～) 参照

(2) 報告

水防管理者は被害が発生した場合に下記の報告書を提出する。

- ① 水防実施状況報告
水防作業終了後3日以内に都知事に状況を報告する。
- ② 公共土木施設被害状況報告書
被害発生後、速やかに都知事に被害状況を報告する。
- ③ 水害統計調査
水害発生後45日以内に都建設局長に報告する。

3 防災無線放送設備等

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 土木部／消防署／警察署
----	-----------------------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第6章 情報通信の確保【応急対策】(p208～) 参照

4 要配慮者への情報提供

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 健康福祉部／消防署／警察署
----	-------------------------------

区は、多様な広報手段を活用、また民生委員など地域の人材と連携を図り、要配慮者の属性に応じた方法で情報提供を行うように努める。

- 風水害対策編 第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
10 浸水対策
(3) 浸水想定区域における避難体制確保(p439) 参照

5 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 土木部
----	---------------------

(1) 情報の共有の必要性

- ① 中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時、若しくはわずかな時間差で起こる可能性が高い。
- ② 水害のおそれがある場合、区市町村は、区域を定めて避難勧告、指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。
- ③ そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファックスなどにより、区市町村の避難勧告等に有用な情報を提供する。
- ④ 北区では、区民等の災害に対する先行的な行動を促すため、その一環として、都市型水害の経過等に応じた段階的な情報提供を目指し、各段階で提供する情報の内容や手段等を整理する。石神井川上流で局所的集中豪雨等が発生した場合などは特に、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報(避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図る。
また、区民に対しては、注意・喚起を促す情報を緊急速報メール(エリアメール)の活用を含め配信することを検討する。
- ⑤ これにより、集中豪雨などに際しても、区市町村では避難勧告や避難指示(緊急)を遅滞なく出すことが可能となる。

6 竜巻に関する情報収集・伝達

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 土木部／東京管区気象台
----	-----------------------------

(1) 竜巻注意情報の伝達

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

区は、同情報が発表された際には、竜巻発生確度ナウキャストや該当地域の気象の変化を注視し、時機を失することなく区民等へ伝達する。伝達に際しては、防災行政無線を始め、北区防災気象情報メール配信サービス、マスメディアとの連携等、多様な手段を活用する。

(2) 目撃情報を活用した竜巻注意情報

気象庁は、竜巻発生を目撃情報が得られた場合に、目撃情報のあった地域の周辺で更なる竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっていることを伝える竜巻注意情報発表する。

竜巻注意情報に、目撃情報のあった地域を示すとともに、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっていることを情報に記述する。

東京都における発表で用いる細分区域名

- ・東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部、小笠原諸島

7 地下空間への情報提供

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 土木部
----	---------------------

- (1) 区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。
- (2) 地下鉄の駅は多くの方々が利用している施設であるため、都から浸水に関する情報があつた際には、東京メトロ王子駅に防災無線ファックス等で情報提供する。

【地下鉄駅一覧】

事業者名	路線名	駅名	所在地
東京地下鉄(株)	南北線	赤羽岩淵	北区赤羽1-52-8
東京地下鉄(株)	南北線	志茂	北区志茂2-1-18
東京地下鉄(株)	南北線	王子神谷	北区王子5-2-11
東京地下鉄(株)	南北線	王子	北区王子1-10-18
東京地下鉄(株)	南北線	西ヶ原	北区西ヶ原2-3-8

- 風水害対策編 第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
10 浸水対策
(3) 浸水想定区域における避難体制確保 (p439) 参照

8 被害調査計画

担当	(災対) 各部
----	---------

(1) 被害状況等の報告【本部長室に対する報告】

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第6章 情報通信の確保
【応急対策】3 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢(被害状況等)
3-3 区の被害調査要領 (p215) 参照

(2) 災害地調査要領

① 実態把握

災対本部長は災害地の実態を把握し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは調査班を編成する。ただし、班の数及び構成その他必要事項は事態に応じて適宜定める。

② 調査班は、災対本部長の命により出動し、現地の状況を調査

③ 調査事項

- ア 災害原因
- イ 被害状況
- ウ 応急措置状況
- エ 災害地住民の動向及び要望事項
- オ 現地活動のあい路
- カ その他必要な事項

④ 被害程度の認定基準

- ア 人的被害については、次により区分して上げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、暫定的に負傷者として報告する。

死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者。
負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者。負傷者のうち、「重傷者」とは1か月以上の治療の見込みの者とし、「軽傷者」とは、1か月未満で治療できる見込みの者。

イ 住家の被害

住家	人が起居できる設備のある建物、または現に人が居住のために使用している建物をいう。なお、土蔵小屋等であっても現実に人が居住しているときは住家とみなす。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
棟	一つの独立した建物をいう。
全壊	家屋が消失、倒壊、流失、埋没したもので、その損壊程度が1棟の延べ床面積の70%以上に達したものの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
半壊	住家の損壊した部分の面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
一部破損	住家の損壊度が、半壊に達しない程度のもの。
床上浸水	全壊または半壊には該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
床下浸水	住家が床上浸水に達しない程度のもの。

ウ 非住家の被害

非住家	官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建物をいう。
非住家被害	非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。

エ その他の被害

道路決壊	高速自動車道、一般国道、都道及び区道が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。
道路の一部損壊	道路の一部が損壊し、道路の決壊に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
橋りょう流失	区道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの。
橋りょうの一部損壊	道路に架設した橋の一部が損壊し、橋りょうの流失に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
堤防決壊	河川の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が、決壊した程度に被害を受けたもの。
堤防の一部損壊	堤防決壊に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
被害船舶	ろ及びかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。

オ 罹災者

- 罹災世帯とは、災害によって何らかの被害を受けたもの。
- 罹災者とは、罹災世帯の構成員をいう。

カ 被害額

物的被害の概算額を千円単位として計上する。

(3) 都に対する報告

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第6章 情報通信の確保

【応急対策】3 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（被害状況等）

3-4 都への報告（p219）参照

9 広報活動

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部
----	----------------------------------

大雨洪水警報等が発令され、河川の水位が避難判断水位に達するおそれがあるとき、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過するおそれ等があるとき、または避難の勧告がなされた場合には、区民や自主防災組織等に対して情報提供を行う。

災害発生時、区災対本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、区災対本部設置に至らない場合でも、区民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

(1) 実施機関

都、区、東京都域または都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

(2) 伝達する情報

- ① 避難準備・高齢者等避難開始(要配慮者向け避難情報を含む。)
- ② 避難勧告
- ③ 避難指示(緊急)
- ④ 警戒区域の設定

【河川水位等について】

◎河川水位等の情報提供内容

	河川水位等の情報提供について、防災無線・インターネット等を活用して区民への情報提供を行う。
状 況	大雨洪水警報等が発令され、河川の水位が避難判断水位に達するおそれがある時、防災無線を活用して必要な情報提供を行う。
水防本部設置 「通報文」	こちらは、北区役所です。大雨により、〇〇〇川では、増水が予想されます。今後の大雨情報に十分ご注意ください。
通知の解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。 〇〇〇川では、大雨による増水のおそれはなくなりました。

◎一部地域の避難等勧告・全地域状況通知・または解除

	防災無線・緊急速報メール(エリアメール)・インターネット等を活用して区民への避難の勧告、避難の指示または解除を行う。
状 況	河川の水位が避難判断水位に達し避難の勧告、避難の指示が出された場合に防災無線を通じて広報活動を行う。

避難勧告発令 「通報文」	こちらは、北区役所です。 大雨により、〇〇〇川が氾濫するおそれがあります。 △△△地区の皆さんはただちに□□□学校へ避難して下さい。
避難勧告解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。 〇〇〇川は、大雨による氾濫のおそれがなくなりましたので、避難勧告を解除します。

＜石神井川沿いにおける防災行政無線（同報系）水位計連動システム＞

水位の上昇が早い石神井川沿いに迅速に情報伝達を行うため、防災行政無線（同報系）水位計連動システムを構築しており、溝田橋・新柳橋・観音橋の水位が「氾濫危険水位」に達した場合、石神井川沿いの防災行政無線スピーカーから警戒サイレンが自動的に放送される。

※ 水位上昇時における各河川（北区内）の設定水位【資料編p656参照】

◎全地域避難の勧告・または解除

	防災無線・緊急速報メール（エリアメール）・ファックス・ポケベル波式戸別受信機等を活用して町会・自治会への情報提供を行う。
状 況	大雨洪水警報が発令された時、及び各河川の水位が避難判断水位に達し、避難の勧告・避難の指示が出された時、防災無線・緊急速報メール（エリアメール）・ファックス・ポケベル波式戸別受信機を活用して、町会・自治会へその旨の情報提供を行う。
避難勧告発令 「通報文」	こちらは、北区役所です 大雨により、〇〇〇川が氾濫するおそれがあります。 △△△地区の皆さんは、ただちに□□□学校へ避難して下さい。
避難勧告解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。 〇〇〇川は、大雨による氾濫のおそれがなくなりましたので、避難の勧告を解除します。

◎報道機関等を通じて避難の勧告・避難の指示・または解除の区民への情報提供

	避難の勧告・避難の指示または同解除について、報道機関等を通じて区民への情報提供を行う。
状 況	東京23区西部に大雨・洪水警報等の気象情報が発令され、災害対策本部を設置した状況下において出される避難の勧告・避難の指示または同解除といった情報を報道機関へ一斉ファックスすることにより、区民への情報提供を徹底する。
避難勧告発令 「通報文」	〇〇〇川が氾濫するおそれがあるので、〇〇時〇〇分に、△△△地区に避難の勧告を発令しました。
避難勧告解除 「通報文」	〇〇〇川の氾濫は一応の治まりをみせたので、〇〇時〇〇分に、△△△地区の避難の勧告は解除されました。

【土砂災害について】

◎土砂災害の情報提供内容

	土砂災害の情報提供について、防災無線・インターネット等を活用して区民への情報提供を行う。
状 況	大雨警報（土砂災害）が発令され、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過するおそれ等がある時、防災無線を活用して必要な情報提供を行う。
水防本部設置 「通報文」	こちらは、北区役所です。大雨警報が発表されました。 土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、土砂災害発生 の危険性が高い地域にお住まいの方等は気象情報を注視し、心 配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難してください。
通知の解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。 土砂災害発生のおそれはなくなりました。

◎一部地域の避難等勧告・全地域状況通知・または解除

	防災無線・緊急速報メール（エリアメール）・インターネット等 を活用して区民への避難の勧告、避難の指示または解除を行う。
状 況	土砂災害警戒情報の発表や、土砂災害警戒判定メッシュ情報等 により避難の勧告、避難の指示が出された場合に防災無線を通じて 広報活動を行う。
避難勧告発令 「通報文」	こちらは、北区役所です。土砂災害警戒情報が発表されました。 土砂災害の危険性がきわめて高まっているため、△△△地区の皆 さんはただちに□□□学校へ避難して下さい。
避難勧告解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。 土砂災害発生のおそれがなくなりましたので、 避難勧告を解除 します。

◎全地域避難の勧告・または解除

	防災無線・ファックス・ポケベル波式戸別受信機等を活用して町会・自治会への情報提供を行う。
状 況	土砂災害警戒情報の発表や、土砂災害警戒判定メッシュ情報等により避難の勧告、避難の指示が出された時、防災無線・ファックス・ポケベル波式戸別受信機を活用して、町会・自治会へその旨の情報提供を行う。
避難勧告発令 「通報文」	こちらは、北区役所です。土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性がきわめて高まっているため、△△△地区の皆さんはただちに□□□学校へ避難して下さい。
避難勧告解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。 土砂災害発生のおそれがなくなりましたので、避難勧告を解除します。

◎報道機関等を通じて避難の勧告・避難の指示・または解除の区民への情報提供

	避難の勧告・避難の指示または同解除について、報道機関等を通じて区民への情報提供を行う。
状 況	東京23区西部に大雨警報（土砂災害）の気象情報が発令され、災害対策本部を設置した状況下において出される避難の勧告・避難の指示または同解除といった情報を報道機関へ一斉ファックスすることにより、区民への情報提供を徹底する。
避難勧告発令 「通報文」	土砂災害が発生するおそれがあるので、〇〇時〇〇分に、△△△地区に避難の勧告を発令しました。
避難勧告解除 「通報文」	土砂災害発生の危険性は一応の治まりをみせたので、〇〇時〇〇分に、△△△地区の避難の勧告は解除されました。

第4章 消防機関の水防活動計画

1 活動方針

担当	消防署／消防団
----	---------

洪水、高潮、内水氾濫等により、大規模な水災の発生危険があるとき、または発生したときは水防管理者の要請または消防機関の判断により、水防活動を防災関係機関と密接な連携のもとに実施して、水災の被害の軽減に努める。

2 水防態勢等

担当	消防署／消防団
----	---------

(1) 水防態勢

東京消防庁における水防態勢等は、大雨洪水警報等が地域を限定して発表された場合または局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され、若しくは発生した場合に発令する。

(2) 水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢は、水防第一非常配備態勢から水防第四非常配備態勢とする。

3 部隊編成

担当	消防署／消防団
----	---------

水防非常配備態勢時には、消防職員及び消防団員をもって水防小隊、監視警戒隊等、水防部隊の編成を行い災害に備える。

4 活動内容

担当	消防署／消防団
----	---------

- (1) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- (2) 水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、またはその区域から退去を命ずることができる。
- (3) 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、または、水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- (4) 堤防、その他の施設が決壊したと知り得たときは、消防機関の長は、直ちにこれに関係者に通知し、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (5) 消防機関の長は、水防管理者から出動要請を受けたとき、または自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行う。

5 災害予警報

担当	消防署／消防団
----	---------

関係機関から通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、直ちに、消防署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。

第5章 避難対策

1 避難

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) 健康福祉部／(災対) 教育振興部
----	---

(1) 風水害時における避難

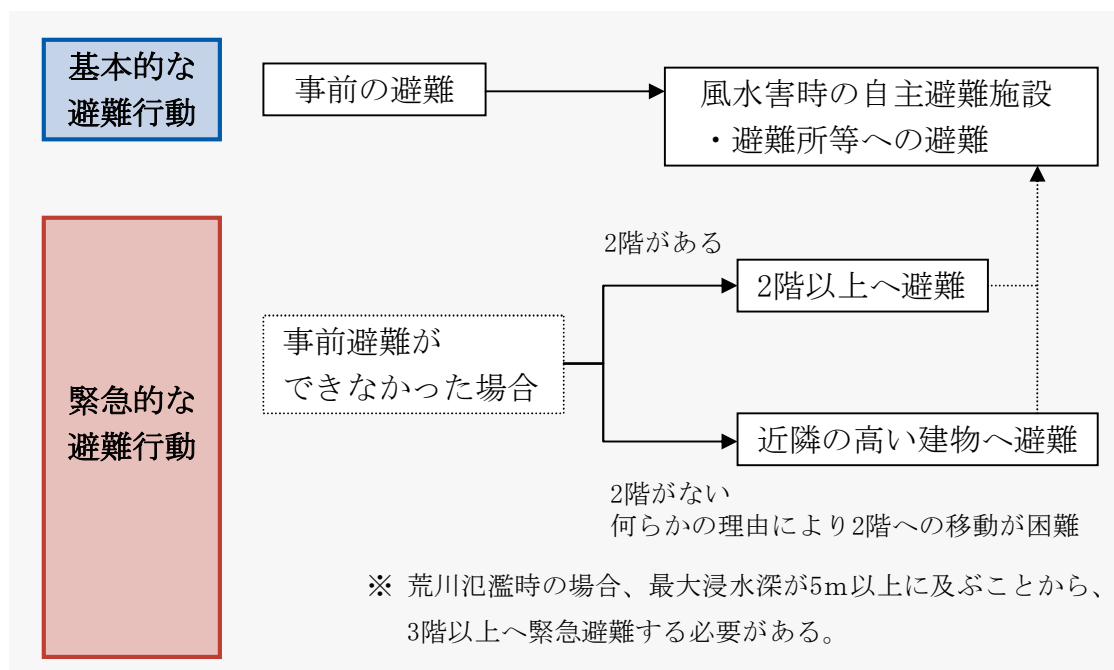
① 風水害時における基本的な避難行動

区内において危険が切迫した場合、区長は地域及び避難先を定め、避難の勧告または指示を行う。この場合、区長は、速やかに都知事に報告するものとする。また、防災行政無線・緊急速報メール（エリアメール）を中心にプッシュ型の手段を複数組み合わせ合わせて活用するとともに、区ホームページ、SNS、CATV、Lアラート等のプル型の手段も活用し、避難の呼びかけを行う。

避難行動は、迅速性と安全性が必要とされ、従って区としては的確な指示等が出せるよう関係諸機関と連絡を図らなければならない。

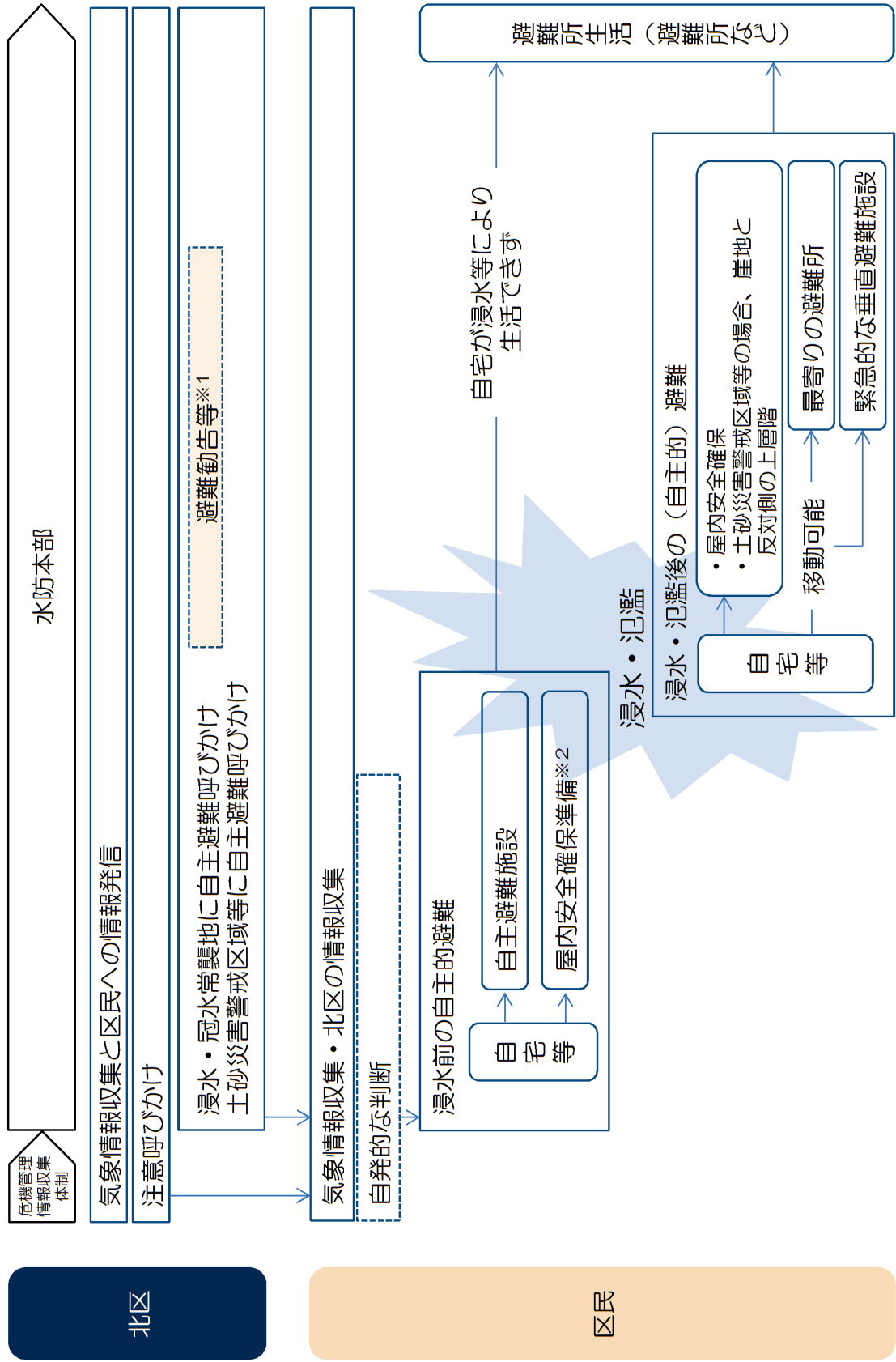
避難方法は原則として「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の3段階に区分する。ただし、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的集中豪雨等の場合は、避難勧告等の発令が浸水・氾濫発生に間に合わないこともあり得る。逃げるいとまがなく、最悪な状況となった時に、命を守るためにどこで安全を確保するかを、区民等一人ひとりが事前に考えておく必要がある。

風水害時の基本的な避難行動イメージ



【集中豪雨等都市型水害時における避難】

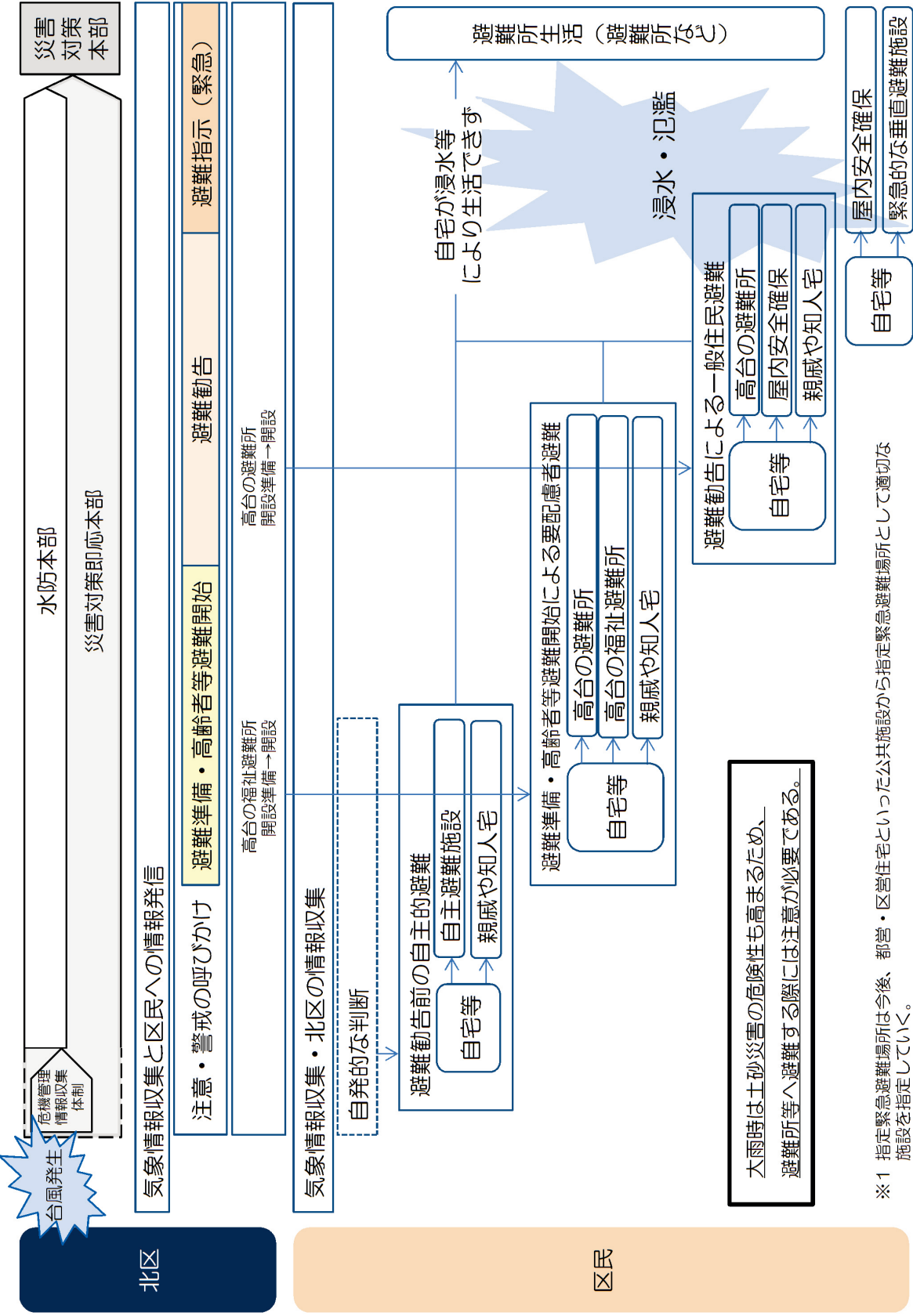
局地的大雨、集中豪雨等の都市型水害時における住民等の避難行動は、以下のとおりである。



※1 グリウ豪雨と呼ばれる局地的集中豪雨等の場合は、避難勧告等の発令や避難所の開設等が間に合わないこともあり得る。

※2 逃げるいとまがなく、最悪な状況となった時に、命を守るためにどこで安全を確保するかを、区民等一人ひとりが事前に考えておく必要がある。

【荒川氾濫時における避難】
大型台風や停滞前線等荒川氾濫が予想される場合における住民等の避難行動は、以下のとおりである。



② 避難勧告・指示等

ア 区内に災害のおそれがある場合、北区長は北区を管轄する警察署長及び消防署長と連絡を取り、要避難地域に対してあらかじめ指定した避難先への避難勧告や指示を出すとともに、この旨を東京都知事に連絡する。

イ 洪水または、高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し立ち退き（垂直避難）または、その準備を指示する。防災行政無線・緊急速報メール（エリアメール）を中心にプッシュ型の手段を複数組み合わせるとともに、区ホームページ、SNS、CATV、Lアラート等のプル型の手段も活用し、プッシュ型の情報伝達を補完する。

ウ 水防管理者は前項の指示する場合には、遅滞なく都災対本部及び地元警察署長にその旨通知しなければならない。

エ 立ち退きまたは、その準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察は水防管理者と協力して誘導する。

オ 避難に要する時間を見込んだ避難勧告の発令

区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。

カ 土砂災害警戒情報の活用

大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、気象庁と都が共同発表する土砂災害警戒情報が区に伝達されたときは、土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険箇所の住民等に伝達し自主避難を促すとともに、区長が発令する避難勧告等の判断に活用する。

キ 防災情報提供システムの活用

気象庁の防災情報提供システムでは、区市町村向けに、リアルタイムで防災気象情報が提供される。また、防災情報提供システムのメール配信機能を活用することで必要な防災気象情報をインターネットメールや携帯メールで受信することもできるため、あわせて活用の推進を図る。

ク 都による避難勧告等の判断・伝達に対する支援

平成25(2013)年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は、避難勧告等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された（第61条の2）。

都総務局は、東京都災害情報システム（DIS）により、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区市町村等の端末機設置機関に提供する。さらに、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。

ケ 都建設局等は、区市町村からの助言の求めに応じ、以下の支援を実施する。具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータを収集し、区市町村に提供する。

- 警戒すべき区間
- 河川の特性
- 施設の整備状況
- 警戒すべき区間（内水氾濫データより）
- 内水氾濫の特徴（内水氾濫データより）

【風水害時における避難勧告等の基準】

	局地的大雨・集中豪雨→石神井川氾濫	大型台風・停滞前線→荒川氾濫	土砂災害
自主避難の 呼びかけ	○ 東京地方23区西部（北区）に大雨・洪水警報等が発表され、現在の降雨状況及び雨雲の移動状況並びに周辺地域の雨量等から風水害に対する注意と警戒が必要となったとき	○ 台風の規模や進路により、人的被害が想定されるとき	○ 東京地方23区西部（北区）に大雨警報（土砂災害）が発表され、現在の降雨状況及び雨雲の移動状況並びに周辺地域の雨量等から土砂災害に対する注意と警戒が必要となったとき
避難準備・ 高齢者等 避難開始	① 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ② 荒川：氾濫警戒情報 ^{※2} が出たとき	① 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ② 荒川：氾濫危険情報 ^{※3} が出たとき	○ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 等
			○ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ○ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 等
避難勧告	① 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ② 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況（立ち退き避難、屋内安全確保） ③ 人的被害の発生した状況 ④ 氾濫が発生したとき（屋内安全確保）	⑤ 荒川：氾濫発生情報 ^{※4} が発表されたとき ⑥ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている、または発表されるおそれがあるとき	○ 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を状況で超過した場合 ○ 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき 等
避難指示 （緊急）	⑤ 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき		

※1：基準点の水位が、氾濫危険水位に到達した時

※2：荒川の水位観測所（熊谷、治水橋、岩淵水門上）のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる時、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる時

※3：荒川の水位観測所（熊谷、治水橋、岩淵水門上）のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達した時

※4：洪水予報を行う区域において、氾濫が発生した時

③ 各機関の主な役割

機関	役割
区	避難地域と避難先の決定
警察署	避難誘導
消防署	災害拡大の経路及び部隊の運用状況等を勘案し、必要な情報を関係機関に通報

2 風水害時の避難所等

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) 健康福祉部／(災対) 教育振興部
----	---

(1) 自主避難施設

避難勧告等が発令されるまでの間に、自主的に避難を行おうとする区民等を受け入れる施設である。開設は、状況に応じて必要と判断したときとする。

北区立小・中学校等を候補施設とし、危険が去っても、自宅等が浸水等で生活できない場合には避難所に移動する。

→ 風水害対策編 第2部 災害予防

第3章 風水害時の避難所等の特定

【自主避難施設（避難所の早期開設）】（P467）参照

(2) 避難所

避難勧告等の発令による避難者を受け入れるとともに、災害後、浸水などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所で、北区立小・中学校とする。ただし、開設する場所、数等は、被害状況により対応する。

公立小・中学校がその収容能力をこえたとき、もしくは緊急を要するときは他の公共施設をあてる。

局地的大雨・集中豪雨（石神井川氾濫）時においては、浸水の影響を受けない学校、もしくは浸水の影響を受けない上層階を有する学校とする。

大型台風・停滞前線等による荒川氾濫時においては、高台の小中学校を避難所とする。避難所の収容基準は、概ね居室3.3㎡に2人とする。

※ 風水害時の避難所一覧【資料編p658参照】

(3) 福祉避難所等

要配慮者のための避難所として高台に福祉避難所を確保する。また、避難所内に福祉避難室を設ける。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第9章 避難者対策【予防対策】
 - 2 要配慮者の避難等支援体制の整備（p288～）
 - 3 避難所の管理運営態勢の整備等（p294～）参照
- 第9章 避難者対策【応急対策】
 - 2 避難場所・避難所等の開設・管理運営（p302～）参照

(4) 垂直避難施設

河川の氾濫や大規模な内水氾濫等の水害が発生した際に、高台や区が指定する避難所等に避難する時間的余裕がない場合、建物の上階へ避難できることを区が確認している施設である。垂直避難施設は災害に対する安全な構造であり、安全な区域に位置する、もしくは北区洪水ハザードマップを踏まえ、想定浸水深以上の階を有している。区が管理する区営住宅のほか、協定・覚書を締結している一部の都営住宅・UR賃貸住宅・公社賃貸住宅へも垂直避難可能であることを確認している。

3 避難所の運営

担当	（災対）健康福祉部／（災対）教育振興部
----	---------------------

多数の被害者が発生し、小・中学校を中心に各所に避難所が開設される場合、区は地元の自主防災組織、学校職員さらにはボランティア団体と連携を図り、各避難所における円滑な運営に努めなければならない。とくに、避難所の運営においては、男女のニーズの違い等男女双方や要配慮者の視点に配慮する必要がある。また、避難所運営の主体となる避難所管理運営委員会における各責任者には、女性も積極的に配置するよう留意する。

避難所の運営については、避難所運営マニュアル及び学校防災マニュアルを活用する。

- 避難所の開設
震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画 第9章 避難者対策
【応急対策】2-2 避難所等の開設（p303～305）参照
- 避難所の運営
震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画 第9章 避難者対策
【応急対策】2-3 避難所（区立小・中学校等）の運営（p305～310）参照

4 避難所関係の対象、費用の限度額

担当	(災対) 健康福祉部／(災対) 教育振興部
----	-----------------------

- 災害救助法施行細則（東京都規則）による避難所関係の対象、費用の限度額等
震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【予防対策】6 災害救助法等（p342）
【応急対策】7 災害救助法等の適用（p349）
【復旧対策】12 災害救助法の運用等（p362）参照

5 保育園等と避難先一覧

担当	(災対) 子ども未来部
----	-------------

保育園等は、気象情報等から水害の危険が予測される場合、できるだけ早期に園児を保護者に引き渡す。引渡しができない園児は、保護者に引き渡すまで保護を行う。区は、保育園等の緊急避難先等を定め、在園児の安全を確保する。

風水害対策編
第3部 災害応急・復旧
第5章 避難対策

【緊急避難先】河川の決壊等のおそれがあり、避難に十分な時間が無いときの避難先
(各施設の想定浸水以上の階へ避難する)

避難する保育施設	避難先	避難する保育施設	避難先
うきまさくらさくほいくえん	浮間中学校	ゆうひが丘保育園豊島	明桜中学校
浮間さくら保育園	浮間中学校	キッズガーデン北区豊島	豊川小学校
明日香保育園	明日香保育園（自園）	グローバルキッズコトニア赤羽園	グローバルキッズコトニア赤羽園（自園）
アスクうきま保育園	浮間中学校	ういず東十条	ういず東十条（自園）
浮間保育園	西浮間小学校	ゆうひが丘保育園王子神谷	王子第一小学校
浮間東保育園	西浮間小学校	東十条東保育園	東十条小学校
志茂南保育園	神谷中学校	桜田北保育園	東十条小学校
浮間さくら草保育園	浮間小学校	ベベ・ア・パリ保育園東十条	東十条小学校
うきま絆保育園	浮間小学校	サンベビー保育園	東十条小学校
袋保育園	袋小学校	桜田保育園	旧桜田小学校
キッズタウンうきま保育園	うきま幸朋苑	桜田つばみ保育園	旧桜田小学校
キッズタウンうきま夜間保育園	うきま幸朋苑	王子隣保館保育園	王子桜中学校
赤羽北保育園	赤羽北児童館	あい保育園王子	王子桜中学校
北赤羽せせらぎ保育園	袋小学校	豊島東保育園	としま若葉小学校
ヤクルト赤羽保育園	赤羽小学校	豊島北保育園	としま若葉小学校
ぼけっとランド北赤羽	赤羽北児童館	キッズタウン東十条保育園	キッズタウン東十条保育園（自園）
志茂つくし保育園	岩淵小学校	王子保育園	飛鳥高校
ぬくもりのおうち保育 赤羽園	赤羽岩淵中学校	王子北保育園	飛鳥高校
神谷保育園	稲田小学校	キッズパオ王子あおぞら園	旧桜田小学校
つちっこ保育園	なでしこ小学校	豊島つばみ保育園	豊川小学校
神谷北つばみ保育園	神谷北つばみ保育園（自園）	クラブ保育園	豊川小学校
志茂保育園	なでしこ小学校	ふくし保育園	ふくし保育園（自園）
志茂北保育園	岩淵小学校	豊川保育園	明桜中学校
渡辺家庭福祉員	岩淵小学校	栄町保育園	栄町子どもセンター
ぼけっとランド赤羽保育園	赤羽小学校	堀船南保育園	堀船中学校
赤羽保育園	赤羽岩淵中学校	木の実保育園	堀船小学校
岩淵保育園	岩淵保育園（自園）	グローバルキッズ王子園	グローバルキッズ王子園（自園）
メリーポピンズ赤羽ルーム	岩淵保育園	まごころ会保育園	まごころ会保育園（自園）
松村家庭福祉員	稲田小学校	ポピンズナーサリースクール王子	ポピンズナーサリースクール王子（自園）
にじいろ保育園王子	東十条小学校	MIRATZ田端新町保育園	滝野川第四小学校
ベネッセ 王子神谷保育園	旧桜田小学校	にじいろ保育園田端新町	滝野川第四小学校
東十条保育園	東十条ふれあい館	たばた絆保育園	滝野川第四小学校
豊島保育園	豊島保育園（自園）		
としま みつぱち保育園	豊川小学校		

【避難先】河川の決壊等のおそれがあり、避難に十分な時間がある場合の、高台等に位置する保育を継続できる避難先

避難する保育施設	避難先	避難する保育施設	避難先
うきまさくらさくほいくえん	法善寺保育園	ゆうひが丘保育園王子神谷	聖母の騎士保育園
浮間さくら保育園		べべ・ア・パリ保育園東十条	
浮間保育園		東十条東保育園	上十条保育園
浮間東保育園		桜田北保育園	
志茂南保育園		桜田つぼみ保育園	
浮間さくら草保育園		にじいろ保育園王子	
明日香保育園	日の基保育園	サンベビー保育園	上十条南保育園
袋保育園		桜田保育園	
キッズタウンうきま保育園		王子隣保館保育園	
キッズタウンうきま夜間保育園		ベネッセ 王子神谷保育園	
アスクうきま保育園		豊島東保育園	王子本町保育園
赤羽北保育園	桐ヶ丘保育園	豊島北保育園	
うきま絆保育園		キッズタウン東十条保育園	
北赤羽せせらぎ保育園		としま みつばち保育園	
ぼけっとランド北赤羽		ゆうひが丘保育園豊島	滝野川北保育園
神谷保育園	西が丘保育園	王子保育園	
神谷北つぼみ保育園		王子北保育園	
志茂保育園	赤羽台保育園	キッズパオ王子あおぞら園	滝野川保育園
志茂北保育園		ポピンズナーサリー スクール王子	
渡辺家庭福祉員		豊島つぼみ保育園	
つちっこ保育園		クラブ保育園	西ヶ原保育園
ヤクルト赤羽保育園		ふくし保育園	
志茂つくし保育園		豊川保育園	
ぬくもりのおうち保育赤羽園		キッズガーデン北区豊島	
ぼけっとランド赤羽保育園		栄町保育園	西ヶ原東保育園
赤羽保育園	桐ヶ丘南保育園	堀船南保育園	
岩淵保育園		グローバルキッズ王子園	
メリーポピンズ赤羽ルーム		木の実保育園	
松村家庭福祉員		あい保育園王子	中里保育園
東十条保育園	テオーシー保育園	まごころ会保育園	
グローバルキッズコトエ赤羽園		MIRATZ田端新町保育園	
豊島保育園	聖母の騎士保育園	にじいろ保育園田端新町	
ういず東十条		たばた絆保育園	

6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への浸水情報の提供

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 健康福祉部／(災対) 医療衛生部／(災対) 教育振興部／(災対) 子ども未来部
----	---

区は、都より浸水に関する情報があつた際に、要配慮者利用施設（特別養護老人ホームなど高齢者・障害者・児童福祉施設等）へ迅速に情報を提供する。

→ 風水害対策編 第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

10 浸水対策

(3) 浸水想定区域における避難体制確保 (p439) 参照

※ 水防法及び土砂災害防止法に基づく指定する要配慮者利用施設一覧【資料編p660参照】

7 急傾斜地等「がけ・擁壁」対策

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) まちづくり部／(災対) 土木部／(災対) 教育振興部／警察署／消防署
----	---

(1) 基本方針

豪雨等により、急傾斜地等「がけ・擁壁」の崩壊等による被害が発生する危険があるとき、または発生したときは、関係機関等は相互の連絡協調を密にして、その有する機能を発揮し、被害の軽減にあたり人命及び財産を保護する。

急傾斜地等「がけ・擁壁」箇所周辺の住民等には、基本的には安全な地域における避難所や自主避難施設への立ち退き避難を促す。

ただし、避難勧告が発令された時点で、既に大雨となっていて立ち退き避難が困難だと判断される場合は、屋内でも上階の谷側（がけ地とは反対側）に待避するよう呼びかける。また、避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内のもっとも安全と思われる場所に留まることを呼びかける。

(2) 情報の収集・伝達計画

① 伝達方法

ア 被害の発生する危険がある時

情報を得た機関は、電話等により他の防災関係機関に通報するとともに、該当地域の住民に適切な方法で事前注意を呼びかける。

イ 被害が発生した時

情報を得た機関は、救急救出活動を実施するとともに、詳細を他の関係機関に通報し、被害が拡大するおそれのあるときは、避難の勧告等により、人的被害の防止にあたる。

ウ 気象警報等の周知

災対土木部は、大雨警報の発令、警戒態勢をとる場合の基準雨量に近づいた場合、その他非常の場合は、関係機関に通報するとともに警戒態勢に入る。

② 降雨量の測定場所、測定方法

- ア 降雨量の測定は、土木部道路公園課所管に係る北区役所庁舎設置の雨量計による。
- イ 雨量測定開始時期は、大雨注意報が発令された時期とする。

(3) 災害防止のための応急措置の内容、実施すべき時期

① 応急措置の内容

- ア 土砂災害警戒情報が発令された場合は、災対まちづくり部および災対土木部は、土砂災害警戒区域等の警戒巡視を実施し、災対危機管理室は、住民等に対する避難勧告の広報等を実施する。
- イ 土砂災害警戒区域等に異常が生じた場合においては、災対本部長、警察署長は、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条及び同法第61条に規定する避難の指示等の処置を実施する。

② 実施すべき時期

災害発生のおそれがあるとき

風水害対策編
第3部 災害応急・復旧
第5章 避難対策

【土砂災害時における避難勧告等の発令基準】

情報分類	発令基準
自主避難の 呼びかけ	① 東京地方 23 区西部（北区）に大雨警報（土砂災害）が発表され、現在の降雨状況及び雨雲の移動状況並びに周辺地域の雨量等から土砂災害に対する注意と警戒が必要となったとき
避難準備・ 高齢者等 避難開始	① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報 ^{※1} で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ④ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難勧告	① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報 ^{※1} の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合
避難指示 （緊急）	① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準 ^{※1} を実況で超過した場合 ② 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③ 土砂災害が発生した場合 ④ 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合 ⑤ 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき

※1：気象庁では、土砂災害警戒情報を補足する情報として、市町村内の危険度が細かくリアルタイムで分かる「土砂災害警戒判定メッシュ情報」を防災情報提供システム及び気象庁ホームページで提供している。

8 広域避難対応

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) 健康福祉部／(災対) まちづくり部／(災対) 土木部／(災対) 教育振興部
----	--

(1) 他区市町村への避難

区長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、区内で住民を避難させることが困難なときは、都災対本部に対して、他の区市町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行う。

なお、区長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に要請等をした場合、その旨を都災対本部へ報告する。

- ① 避難者の受入先及び避難手段が確定した後、区長は必要に応じて、当該区市町村の区域内の警察署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行う。
- ② 区長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、避難準備・高齢者等避難開始の発表若しくは避難勧告又は指示の発令を行う。
- ③ 避難の実施方法としては以下のとおり。
 - ・要配慮者や低地等に居住する区民については優先的に避難させる。
 - ・原則、区内の高台の避難所へ避難させる。
 - ・水害時に使用可能な都内の他区市町村の避難所へ避難させる。
 - ・他県に近接する地域等では、受入れの調整がついた他県の避難所へ避難させる。
 - ・必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行う。
- ④ 交通機関が運行可能な状況では、区民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民については、地域ごとに設けた拠点へ一時集合させ、そこから都が調達したバス等で避難先へ向かう。

(2) 他区市町村からの避難者の受入

- ① 区は、都福祉保健局からの要請に基づき避難所を開設する。
- ② 開設する避難所については、区内避難者（区民等）の状況を踏まえ、滝野川体育館、桐ヶ丘体育館、滝野川会館等を候補施設とする。
- ③ 都立高校については、「避難所施設利用に関する協定」に基づき協力を要請する。
- ④ 避難所の運営は原則として北区が行い、要請側区市町村には積極的にその運営に協力を求める。

第6章 物資・輸送対策

1 食料の配給

担当	(災対) 総務部／(災対) 区民部／(災対) 健康福祉部／(災対) 教育振興部
----	---

- (1) 被災地域近辺の区の備蓄倉庫から、備蓄食料を放出する。
- (2) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。区は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

→ その他、給食基準、給食内容、給食配給計画等
震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進
【応急対策】 1 物資の供給 (p322) 参照

2 ヘリコプターの発着点

担当	(災対) 危機管理室
----	------------

※ ヘリコプター発着場基準および表示要領【資料編p601参照】

第7章 衛生・防疫・ごみ・がれき等

1 衛生・防疫活動

担当	(災対) 医療衛生部
----	------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第7章 医療救護等対策
【予防対策】 1 初動医療態勢の整備 1-4 防疫体制の整備 (p232)
【復旧対策】 1 防疫体制の確立 (p257) 参照

2 ごみ処理

担当	(災対) 生活環境部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会
----	--------------------------------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【予防対策】 4 ごみ処理 (p341)
【応急対策】 4 ごみ処理 (p347) 参照

3 がれき処理

担当	(災対) 生活環境部／(災対) まちづくり部／(災対) 土木部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会
----	---

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【予防対策】 5 がれき処理 (p341)
【応急対策】 5 がれき処理 (p347) 参照

4 障害物除去

担当	(災対) 区民部／(災対) 生活環境部／(災対) 土木部／都第六建設事務所
----	---------------------------------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【予防対策】 4 緊急輸送ネットワークの整備
4-2 緊急道路障害物除去等 (p130)
【応急対策】 1 道路・橋りょう 1-1 道路・橋りょうの応急対策 (p142)
第12章 区民生活の早期再建
【応急対策】 6 土石、竹木等の除去 (P348) 参照

第8章 流木対策

担当	(災対) 土木部／都第六建設事務所
----	-------------------

木材の流出による被害を防ぐため木材係留方法の指導を関係団体・関係業者に行い、災害時に不測の混乱を招かないようにする。

第9章 ライフライン対策

1 都市施設応急対策

(1) 電 気

担当	東京電力パワーグリッド(株)
----	----------------

① 計画方針

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

② 災害発生前の対策

ア 設備の予防強化

工事施工中あるいは仮工事中のものは速やかに、本工事を完了させるか、または的確な補強等応急処置を講じる。

イ 復旧要員動員の連絡徹底

○ 応急対策要員の把握

非常災害対策特別組織の構成により社外の請負者をも含めた応急対策（工事）に従事する人員をあらかじめ把握する。

○ 動員及び連絡態勢の徹底

動員態勢を確立すると同時に連絡方法を明確にする。

ウ 工具、機動力、資機材等の整備点検

工具、車両、舟艇等を点検整備するとともに、手持資機材の数量を把握し、復旧工事に支障をきたさないように手配する。

エ 広報公聴活動

感電事故及び漏電による出火を防止するため利用者に対し、浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について十分安全を確認のうえ使用することを充分広報する。

→ その他の内容について

震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第6章 情報通信の確保

【応急対策】4 広報態勢（p220）参照

③ 災害発生時の対策

設備の運転保持については、浸水、建物倒壊等により、送電が危険と認められるときは、直ちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに適切な危険予防措置を講じる。

- その他の水防対策に関連する応急対策について
震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【応急対策】6 電気・ガス・通信等 6-1 電気 (p158) 参照

(2) 交通

担当	東京地下鉄(株)
----	----------

① 災害発生時の対策

ア 非常態勢の種別及び発令

第1種非常態勢	重大な災害及び事故等が発生するおそれがある場合 または発生した場合で、必要と認めるとき
第2種非常態勢	災害及び事故等が発生するおそれがある場合 または発生した場合で、必要と認めるとき
第3種非常態勢	異常気象により警報が発令されたとき または、その他必要と認めたとき

イ 非常態勢

非常態勢に入る旨の指令があった場合は、事故・災害等対策規程に基づき、警備要員を指名、待機させる。また、非常態勢下における総括責任者は、区長とし各駅の当務助役は警備責任者とする。

ウ 警戒

非常態勢発令時には警備責任者及び監視員は換気口、出入口、排水ポンプ、排水不良の場所、漏水箇所等の警戒場所について、巡回監視を行い、応急処置や区長への報告を行うほか、関係技術区に連絡し、予防機材を準備する。

なお、風雨、浸水、出水、降雪等に対しては、各状況に応じて必要な対応を行う。

エ 列車の取扱い

- 浸水、出水により列車の運転に支障を与えると予想される場合には、直ちに総合指令所に通報し、その指示を受ける。
- 急を要する場合は、列車を一旦停止させ区長及び総合指令所に速報し、その指示を受ける。
- 状況によっては、列車の通過扱いをする。この場合には総合指令所の指示を受け、乗務員と打ち合わせしてから実施する。

オ 旅客の取扱い

- 気象状況を放送または掲示等で旅客に徹底する。
- 総合指令所により、連絡を受けた運転休止、折り返し運転及び行先変更等運転に関する事項は、速やかに判り易く旅客に徹底する。
- 構内が停電した場合は、別に定める「停電事故対策」により旅客を安全に誘導する。
- 飛来物があり旅客の通行に危険と認められる場合には、旅客にその旨を徹底し、安全な場所に誘導する。
- 入場制限、発売中止、振替輸送等の処置は慎重にして迅速に実施する。

2 公共土木施設応急対策

(1) 河川の応急対策

担当	(災対) 土木部／都第六建設事務所
----	-------------------

水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告し必要な措置をとる。

(2) 内水排除施設応急対策

担当	(災対) 土木部／都建設局
----	---------------

内水排除施設に被害を生じた場合は、直ちに都に報告し、内水による被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については都の指導の下にこれを行う。

(3) 首都高速道路(株)の応急対策計画

担当	首都高速道路(株)
----	-----------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【応急対策】 1 道路・橋りょう (p142) 参照

第10章 被災者対策

1 被災者の生活確保

担当	(災対) 地域振興部／(災対) 健康福祉部
----	-----------------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【復旧対策】6 被災者の生活再建資金援助等
6-1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 (p358) 参照

2 融資制度

担当	(災対) 地域振興部／(災対) 健康福祉部／(災対) まちづくり部
----	-----------------------------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【復旧対策】10 融資 (p362) 参照

3 生活相談窓口

担当	(災対) 各部／警察署／消防署
----	-----------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【復旧対策】4 被災者の生活相談等の支援 (p355) 参照

4 義援金等

担当	(災対) 区民部／東京都
----	--------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【復旧対策】5 義援金の募集・受付・配分 (p357) 参照

風水害対策編 担当表

	頁	(災 対) 政 策 経 営 部	(災 対) 総 務 部	(災 対) 危 機 管 理 室	(災 対) 地 域 振 興 部	(災 対) 区 民 部	(災 対) 生 活 環 境 部	(災 対) 健 康 福 祉 部	(災 対) 医 療 衛 生 部	(災 対) ま ち づ く り 部	(災 対) 土 木 部	(災 対) 会 計 管 理 室	(災 対) 教 育 振 興 部	(災 対) 子 ど も 未 来 部	(災 対) 区 議 会 事 務 局	そ の 他 主 な 関 係 機 関
風水害対策編																
第1部 総則																
第1章 計画の方針																
1 計画の目的	405	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 計画の性格及び範囲	405	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3 北区・区民等の 基本的責務と役割	406	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
4 計画の修正	407	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
5 震災対策編との関係	408	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
6 計画の習熟	408	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
7 計画の前提	408	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2章 北区の概況																
1 北区の地形と管内河川の概況	411	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 水防上注意を要する (重要水防)箇所	412	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3 北区の水害履歴	417	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第3章 水防管理団体（北区）の活動と責務																
1 水防活動	423	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 水防の責任と任務	424	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2部 災害予防																
第1章 水害予防対策																
1 管内河川の改修計画	427										●					都第六建設事務所／国 土交通省荒川下流河川 事務所
2 水防に関する施設計画																
(1) 雨水流出抑制施設計画	428										●					
(2) 内水排除施設計画	428										●					都下水道局
3 水防資機材・施設及び水防工法																
(1) 浮間地区荒川防災 ステーション	429										●					国土交通省荒川下流河 川事務所
(2) 資機材	430										●					都第六建設事務所／国 土交通省荒川下流河川 事務所
(3) 排水場	431										●					
(4) 応急ポンプ	431										●					消防団
(5) 救助艇	432										●					警察署／消防署
(6) 土のう置き場	432										●					
(7) 土取場	432										●					
(8) 水防工法	433										●					都第六建設事務所／国 土交通省荒川下流河川 事務所
4 高潮対策	433															都第六建設事務所
5 急傾斜地等「がけ・擁壁」防災対策																
(1) 対策の方針	433									●	●					警察署
(2) 「がけ・擁壁」の安全化	435									●	●					
(3) 急傾斜地の安全化	435									●	●					都建設局

	頁	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	そ の 他 主 な 関 係 機 関
		政策 経営 部	総務 部	危機 管理 室	地域 振興 部	区民 部	生活 環境 部	健康 福祉 部	医療 衛生 部	まち づくり 部	土木 部	会計 管理 室	教育 振興 部	子ども 未来 部	区議 会事 務局	
6 土砂災害防止法の運用	436			●						●	●					
7 水害発生箇所の解消	436										●					
8 都市型水害対策	437										●					都建設局／都下水道局
9 流木対策	437										●					
10 浸水対策																
(1) 水防法の運用	437			●							●					
(2) 浸水想定区域	438			●							●					
(3) 浸水想定区域における 避難体制確保	439			●	●			●			●		●	●		北区保健所
11 気象情報等																
(1) 特別警報・警報・注意報	442															気象庁
(2) 洪水予報河川 (荒川・入間川流域)	445			●							●					都第六建設事務所／国 土交通省荒川下流河川 事務所／国土交通省荒 川上流河川事務所
(3) 水位周知河川情報 (石神井川)	452			●							●					都第六建設事務所／国 土交通省荒川下流河川 事務所
(4) 水防警報	456										●					
(5) 土砂災害警戒情報	458			●						●	●					都建設局／都総務局
12 荒川下流タイムライン (拡大試行版) に沿った 防災行動計画	460			●						●	●					都総務局／都建設局／ 都交通局／警視庁／東 京消防庁／東京管区気 象台／国土交通省荒川 下流河川事務所／東京 国道事務所／東日本旅 客鉄道(株)／東京地下鉄 (株)／埼玉高速鉄道(株)／ 東京電力パワーグリッド (株)／東日本電信電話 (株)
第2章 都市施設対策																
1 電 気	462															東京電力パワーグリッド(株)
2 電 話	463															東日本電信電話(株)
3 交 通	463															都交通局／東日本旅客 鉄道(株)／東京地下鉄(株)
4 地下空間への浸水被害対策	464			●						●	●					東京地下鉄(株)
5 下水道施設に関する情報共有	464			●							●					都下水道局
第3章 風水害時の避難所等の特定	466			●	●								●			
第4章 物資・輸送対策																
1 食料等の確保	469			●				●						●		
2 飲料水及び生活用水の確保	469			●		●										総務局(総合防災部)／ 都水道局北部支所 北 営業所
3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	469			●	●			●					●	●		都福祉保健局
4 車両・舟艇等輸送機関の確保	469		●			●										

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 子ども未来部	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
第5章 区職員の防災力向上																
1 水防訓練																
(1) 方針	470	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	消防署／消防団／各防災関係機関
(2) 実施要領	470	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2 図上演習等の実施	471	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3 各種マニュアル等の作成	471	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第6章 地域防災力向上																
1 周知・啓発	472	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 防災訓練	473	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3 地域における マニュアル等の整備	474			●												
4 避難行動要支援者の支援	474			●				●		●	●					
第3部 災害応急・復旧																
第1章 本部体制																
1 状況に応じた機動的な体制	477	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2 危機管理情報収集体制	478	●		●							●					
3 水防本部	478			●							●					
4 除雪本部	482			●							●					
5 災害対策即応本部	483	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
6 災害対策本部（風水害時）	484	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2章 応援協力・派遣要請																
1 災害時協定締結団体の実施業務	494															北区土木緊急工作隊／ 北区造園協力会 ／北区街灯保安会
2 関係機関への出動要請	495										●					
3 風水害初動対応マニュアル等 による活動	495			●							●					
4 河川管理者の水防活動への協力	496															国土交通省荒川下流河川事務所
第3章 情報収集・伝達																
1 常時監視・情報の把握・荒川の 巡視・警戒・気象情報及び 洪水予報・水防警報	497			●							●					警察署／消防署／都第 六建設事務所／国土交 通省荒川下流河川事務 所
2 情報・伝達・報告	501	●		●							●					
3 防災無線放送設備等	502			●							●					消防署／警察署
4 要配慮者への情報提供	502			●				●								消防署／警察署
5 同一河川・圏域・流域の 区市町村における情報の共有	502			●							●					
6 竜巻に関する情報収集・伝達	503			●							●					東京管区气象台
7 地下空間への情報提供	504			●							●					
8 被害調査計画	504	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
9 広報活動	507	●		●	●											

	頁	(災 対) 政策経営部	(災 対) 総務部	(災 対) 危機管理室	(災 対) 地域振興部	(災 対) 区民部	(災 対) 生活環境部	(災 対) 健康福祉部	(災 対) 医療衛生部	(災 対) まちづくり部	(災 対) 土木部	(災 対) 会計管理室	(災 対) 教育振興部	(災 対) 子ども未来部	(災 対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
第4章 消防機関の水防活動計画																
1 活動方針	511															消防署／消防団
2 水防態勢等	511															
3 部隊編成	511															
4 活動内容	512															
5 災害予警報	512															
第5章 避難対策																
1 避難	513			●	●			●					●			警察署／消防署
2 風水害時の避難所等	519			●	●			●					●			
3 避難所の運営	520							●					●			
4 避難所関係の対象、費用の限度額	521							●					●			
5 保育園等と避難先一覧	521													●		
6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への浸水情報の提供	524			●				●	●				●	●		
7 急傾斜地等「がけ・擁壁」対策	524			●	●					●	●		●			
8 広域避難対応	527			●	●			●		●	●		●			
第6章 物資・輸送対策																
1 食料の配給	528		●			●		●					●			
2 ヘリコプターの発着点	528			●												
第7章 衛生・防疫・ごみ・がれき等																
1 衛生・防疫活動	529								●							都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会 都第六建設事務所
2 ごみ処理	529						●									
3 がれき処理	529						●			●	●					
4 障害物除去	529					●	●					●				
第8章 流木対策	530										●					都第六建設事務所
第9章 ライフライン対策																
1 都市施設応急対策																
(1) 電 気	531															東京電力パワーグリッド(株) 東京地下鉄(株)
(2) 交 通	532															
2 公共土木施設応急対策																
(1) 河川の応急対策	533										●					都第六建設事務所
(2) 内水排除施設応急対策	533										●					建設局
(3) 首都高速道路(株)の 応急対策計画	533															首都高速道路(株)
第10章 被災者対策																
1 被災者の生活確保	534				●			●								警察署／消防署 東京都
2 融資制度	534				●			●		●						
3 生活相談窓口	534	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
4 義援金等	534					●										

用 語 集

ここでは、地域防災計画（平成 30 年 3 月改定）の各部・各章において、頻出する用語を解説します。

震災対策編

第 1 部 総則

第 2 章 区の概況

■ 震度

ある地点における地震の揺れの程度を表す指標。現在の日本では「気象庁震度階級」を使用しており、震度計で観測し、震度 0、1、2、3、4、5 弱、5 強、6 弱、6 強、7 の 10 階級で表している。

■ マグニチュード

地震そのもののエネルギーの大きさを表す指標。マグニチュードが 1 増えると、地震のエネルギーはおよそ 32 倍に、2 増えるとおよそ 1,000 倍になる。

第 2 部 施策ごとの具体的計画

第 2 章 区民と地域の防災力向上

■ 避難場所

火災が迫り、自宅や事業所、地域にすることが危険な場合に避難する場所。災害時に拡大する火災から確実に身の安全を確保できる場所として、東京都震災対策条例により区内 14 か所が指定されている。

■ 避難所

災害後、家屋倒壊などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所。同時に、情報連絡や給食・給水、医療救護等、地域の支援活動の拠点ともなる。北区立小・中学校等、全 59 か所を指定している。

■ 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の防災対応において、特に配慮を必要とする人。北区では、「北区における要配慮者支援のあり方」をあらためて定義し、防災関係機関等と連携して、その実現を目指している。

■ 避難行動要支援者

「要配慮者」のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。平成 25(2013)年 6 月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成を義務付けることも規定された。

■ 自主防災組織

災害時に応急活動等を行うために、町会・自治会を母体として結成される基礎的組織。区立の公園、児童遊園、小・中学校、区立公共施設等を活動拠点として、平常時から防災力の向上に努めている。

■ 地区防災会議

地域全体としての安全を確保するために、自主防災組織で構成される合議体。区内 19 か所の地域振興室を活動拠点として、区、防災関係機関などと連携し、会議内の自主防災組織の指導、調整を行っている。

■ 地区防災運営協議会

地区防災会議の機能強化・活性化や地域の防災意識・結束力の向上、また災害発生時の防災態勢の迅速な構築を図ることを目的として、地区防災会議を主体に地域の関係者で構成される合議体。区は 19 の地区防災会議に対し、平成 25(2013)年度より 5 カ年を目標に、地区防災運営協議会の設置を目指す。

■ 地区防災計画

自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高める目的で、防災訓練や物資・資機材の備蓄、災害発生時の協力体制や相互支援等地区の防災活動を定めた計画をいう。平成 25(2013)年 6 月の災害対策基本法の改正では、地区居住者等から提案があった場合等に、地域防災計画に「地区防災計画」について定めることができることとされている。

■ 事業所防災計画

東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区が作成する地域防災計画を基準として、各事業者において作成が義務付けられている計画。

■ 北区防災ボランティア

災害時に、災害ボランティアセンターにおいて、他県等から参集するボランティアの受入れ、調整及び必要な活動のあっせん等を行うボランティア。

■ 災害ボランティアセンター

災害時のボランティア活動の本部であり、北区 NP0・ボランティアぷらざに設置する。北区では、ボランティアの活動拠点を、みどりと環境の情報館（エコベルデ）に設置する。

第3章 安全なまちづくりの実現

■ 高層建築物

高さが 31m を超える建築物を、いわゆる「高層建築物」という。また、建築物の安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合したとして、国の認定を受けた高さが 60m を超える建築物を、いわゆる「超高層建築物」という。

■ 長周期地震動

数秒から十数秒程度のゆっくりした周期（リズム）の揺れのこと。一方、建築物は、固有の揺れやすい揺れ方の周期（リズム）を持っており、高層ビルなどの大型構造物は、長周期の揺れと共振しやすいため、大きく揺さぶられることがある。

■ 液状化

地下水位が高く、ゆるく詰まった砂地盤に、地震による振動が加わることで、砂粒が水に浮いた状態になる現象。これにより、地上にある重い構造物が傾いたり、地中にある軽い構造物（下水道のマンホール等）が浮力を受けて持ち上がったたりする。

■ 木造建物密集地域

木造住宅が密集し特に老朽住宅の立地割合が高く、かつ道路・公園などの公共施設等の整備が遅れている地域。木密（もくみつ）とも呼ばれている。北区では、十条地区や志茂地区などに該当する地域が多い。

■ 市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行う事業。

■ 土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

■ 応急危険度判定

地震後、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定するもの。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

■ 緊急輸送ネットワーク

震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ輸送のためのネットワーク。果たすべき機能に応じて、第一次（区市町村、他県との連絡）、第二次（主要初動対応機関との連絡）、第三次（緊急物資輸送拠点との連絡）の輸送路が位置づけられる。

■ 緊急道路障害物除去

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

■ 共同溝

主に車道の地下に設置され、内部にはライフラインのほかに、人が入り維持点検などの管理作業を行うための空間や、換気設備、排水設備、照明設備などが確保されている。

■ 緊急通行車両

災害応急対策に従事する車両（緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両）。発災後の交通規制実施時に、一般車両の通行は禁止または制限されるが、緊急通行車両は優先して通行することができる。警視庁への事前の届出が可能。

■ 地区内残留地区

地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない区域。なお、北区内においては、指定されていない。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

■ 事業継続計画（BCP）

災害発生時等に、短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を示した計画。Business Continuity Planの略。

■ 消防団

消防組織法に基づき、市町村に設置される消防機関。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担う。北区は、区内に3消防団（23個分団）に消防団員約600名を擁する。

第6章 情報通信の確保

■ 緊急地震速報

地震の発生をすばやく検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせることを目指した情報。

■ CATV 企業体

株式会社ジェイコム東京北（ジェイコムとうきょうきた）。東京都北区に本社を置き、放送法の規定する一般放送に基づく有線テレビジョン放送（ケーブルテレビ）を運営している。

■ SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスまたはソーシャル・ネットワーキング・サイト。インターネット上の交流など人と人とのつながりを促進・サポートする社会的ネットワークを構築するサービス。

第7章 医療救護等対策

■ 災害医療コーディネーター

区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う者で、北区が指定する。

また都は、都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う「東京都災害医療コーディネーター」、及び各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整する「東京都地域災害医療コーディネーター」を指定し、災害時における初動医療態勢の構築を図る。

■ 東京 DMAT

大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム。原則として医師1名、看護師等2名の計3名を基準として編成される。

■ 医療救護班

医師や看護師等で編成される班で、災害時において傷病者のトリアージや応急処置等を行う。北区では、北区医師会、北歯科医師会、滝野川歯科医師会及び北区薬剤師会等との間で、班の編成や派遣に関する「東京都北区区内における災害時の医療救護活動についての協定書」が締結されている。

■ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を決めること。

■ 医療救護所

概ね急性期以降に、区が学校避難所等に設置・運営する救護所で、地域医療が回復するまでの間の医療機能を確保し、軽症者（慢性疾患等を含む）への対応や避難者の健康相談等を実施する。地域の医療機能や避難所の状況から、巡回による活動の実施や閉鎖を判断する。

■ 緊急医療救護所

超急性期において、区が災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う。急性期以降、近接病院等の状況から閉鎖を判断する。

■ 災害拠点病院

災害発生時に医療活動を行う地域の病院などを支援する機能を有する医療機関。東京都では、東京都災害拠点病院指定要領に基づき、指定を行っている。

■ 検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

■ 医療救護活動拠点

緊急医療救護所及び医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために設置する拠点。地域医療情報の集約、連絡調整、医薬品等の中継、応援医師やDMATの活動の拠点として活用する。

■ こころのケア（メンタルヘルスケア）

心的外傷後ストレス障害（PTSD）を視野に据えて、被災者等の精神的ストレスを、専門職等との対話などを通じて軽減させていく手当てのこと。

■ 災害薬事コーディネーター

災害時に避難所等で円滑な医療救護活動を提供できるよう、必要な医薬品等の供給等の調整を行う者で北区が指定する。

第8章 帰宅困難者等対策

■ 帰宅困難者

各地区の滞留者のうち、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人。国の中央防災会議の首都直下地震避難対策等専門調査会では、概念整理上、帰宅困難者を次のように整理している。

- ・ 帰宅までの距離が10 km以内は全員が「帰宅可能」とする
- ・ 帰宅距離10～20 kmでは、被災者個人の運動能力の差から、1 km遠くなるごとに「帰宅可能」者が10%ずつ逡減していくものとする
- ・ 帰宅距離20 km以上の人は全員「帰宅困難」とする

■ 帰宅支援対象道路

徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための都県境を越えた徒歩帰宅ルートであり、都及び区によって指定される。帰宅支援対象道路に対しては、沿道の災害時帰宅支援ステーションや災害用給水所（深井戸）・災害用マンホールトイレ等を活用し、水、トイレの確保を図る。

■ 災害時帰宅支援ステーション

災害時の帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、都立学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。

第9章 避難者対策

■ いっとき集合場所

災害に伴う延焼火災が迫り、避難の勧告・指示が出された場合、近隣居住者の安否確認、まちの安全確認を行う一時的な集合場所。区が、自主防災組織、警察署、消防署と協議して、事前に選定している。

■ 福祉避難室

避難所内の教室や畳のある部屋、保健室等に設ける、要配慮者専用の避難スペース。避難所と同じタイミングで開設する。

■ 福祉避難所〔通所型〕

特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のための避難所。避難所と同じタイミングで開設する。

■ 福祉避難所〔介護型〕

特別な施設等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、専門的なケアを要する要介護度が高い方のための避難所。被害状況や、避難所等の受入状況等を鑑み、段階的に開設する。

■ 福祉避難所〔補完型〕

福祉避難所〔通所型〕及び〔介護型〕の定義には該当しない要配慮者で、避難所での生活が困難な方のための避難所。被害状況や、避難所等の受入状況等を鑑み、また避難所以外の用途とも調整を図り、段階的に開設する。

■ 予備避難所

避難所あるいは福祉避難所の避難スペースが不足した場合に開設する、予備的な避難所。被害状況や、避難所等の受入状況等を鑑み、また避難所以外の用途とも調整を図り、段階的に開設する。

※避難所（福祉避難所）の指定は、区が行う。

■ 学校参集職員

夜間・休日等に発災した場合の避難所の初期運営のサポート態勢として、北区では「東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱」等に定め職員を指定している。

■ 防災職員住宅

通常業務と兼務して夜間・休日等における防災業務に従事する職員の確保を目的に、民間借上げで整備している。

■ 避難準備・高齢者等避難開始

住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障がい者など避難行動に時間を要する者に対して、避難行動を開始することを求めるもの。

■ 避難勧告

災害によって被害が予想される地域の住民に対して、避難を勧めるもの。

■ 避難指示（緊急）

住民に対し、避難勧告よりも強く避難を求めるもの。避難勧告よりも急を要する場合や人に被害が出る危険性が非常に高まった場合に発表される。

■ 避難所管理運営委員会

北区では、各避難所において、避難所運営全般について協議する場として位置づけている。自主防災組織代表、学校長、区職員、ボランティア代表等で構成される。

■ エコノミークラス症候群

長時間足を動かさずに同じ姿勢でいることで、足の深部にある静脈に血栓ができ、この一部が血流にのって肺に流れ、肺の血管を閉塞すること。初期症状は大腿から下の脚に発赤、腫脹、痛み等の症状が出現し、また血栓が肺に詰まると、胸痛、呼吸困難、失神等の症状が出て、大変危険な状態になる。

第 10 章 物流・備蓄・輸送対策の推進

■ 備蓄室

主に避難所での避難生活に要する食料・生活用品・給水用資機材等を保管する場所。改築校については、「防災備蓄倉庫」と呼ぶ。

■ 防災資機材倉庫

主に近隣住民が使用する初期消火のための軽可搬消防ポンプや、発電機・投光機等の救助用資機材、また災害用マンホールトイレの保管場所。

■ 災害備蓄倉庫

避難場所・避難所で使用する救助物資・資機材と、備蓄室の補完物資を保管する場所。災害時には、補給物資のストックヤードとしても活用する。

■ 地域内輸送拠点

区の地域における緊急物資等の受入れ、配分、被災地への輸送等への拠点。

■ 災害時給水ステーション（給水拠点）

災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場（所）、給水所等及び応急給水槽。居住場所から概ね半径 2km 程度の距離内に 1 か所ある給水拠点には、応急給水用資機材を配備している。

■ 応急給水槽

都が、地震等の災害に備え、居住場所から概ね 2km の範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽。

第 11 章 放射性物質対策

■ 放射性物質

広義には、放射能を持つ物質の総称であるが、本計画では、原子力災害によって放射能を帯びた物質を指す。

■ 放射線量

放射線のエネルギーを吸収した物質に対して、その物資の質量で除した量。

第 12 章 区民生活の早期再建

■ 相談総合窓口

被災者の生活相談を一括して受け付ける窓口。区内 3 か所（赤羽会館、北とぴあ、滝野川会館）に設置する。

■ 罹災証明書

火災や地震、風水害などで被災した家屋や事業所などの被害の程度を証明するもの。平成 25(2013)年 6 月の災害対策基本法の改正で、区市町村による罹災証明書の交付を義務化している。

■ 被災者台帳

個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した台帳。

■ 災害救助法

国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とした法律。災害により区市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等により適用され、避難所や応急仮設住宅の設置、食品・飲料水の給与など 10 種類の救助活動に対して、国と都道府県が救助費用を負担することなどが定められている。

■ 東京都義援金配分委員会

災害時において、義援金を募集・配分するために、区市町村長の代表、日本赤十字社、マスコミその他の関係機関により構成される都の委員会。

風水害対策編

■ 局地的集中豪雨

いわゆるゲリラ豪雨とも呼ばれ、本計画では、ある限られた地域に突発的に発生する予測が困難な豪雨を指している。

■ 都市型水害

台風の接近・上陸や、ゲリラ豪雨などと呼ばれる局地的な集中豪雨などの降雨による内水氾濫のことで、近年特に発生が増えている。

■ 避難勧告等に関するガイドライン（平成 29 年 1 月改定）

区市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法を構築するにあたり、検討すべき事項が示されているもの。内閣府が、過去の災害の経験等を踏まえ、有識者、地方公共団体及び国の関係省庁からの意見等を踏まえ、取りまとめたもの（平成 17(2005)年 3 月に策定し、平成 29(2017)年 1 月改定に改訂）。

■ タイムライン

台風等による大規模な風水害に備えた事前防災行動計画。発災前から各地方公共団体や関係機関が迅速で的確な対応をとるために、共通の時間軸に沿って、いつ、だれが、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくとともに、他の主体がどのような対応をとるのかを把握するための計画。

■ 洪水予報河川

洪水のおそれがあるという情報を住民に提供する河川。北区では、荒川が対象河川になっており、気象庁が降水量等を、東京都が河川水位等を予測し、洪水予報（「氾濫警戒情報」等）を気象庁と都が共同で発表する。

■ 首都圏大規模水害対策大綱

首都圏では、利根川や荒川の洪水氾濫や東京湾の高潮浸水により大規模な水害の発生が懸念されている。このため、平成 18(2006)年 6 月に、中央防災会議に専門調査会である「大規模水害対策に関する専門調査会」が設置され、シミュレーションの実施など検討が進められ、大規模水害時に備えて各機関が行うべき対策を明確化することを目的として平成 24(2012)年 9 月に策定されたもの。

■ 停滞前線

暖かい空気と冷たい空気の勢力がほとんど等しい接触面で発生する前線。他の前線に比べて動きが遅く、ほとんど停滞することから名付けられた。

■ 水防本部

風水害の発生やそのおそれがある時にとられる体制。北区では、土木部長を本部長とし、主に現地での活動を行う応急対応班と被災者への支援を行う被災（者）対応により構成される。

■ 災害対策即応本部

「超大型」「数十年に一度」「特別警報級」など、相当の被害拡大の可能性が見込まれる場合等、水防本部の構成員である各課を超えて、全庁での情報共有と全庁一体となった災害対応体制の準備（即応態勢）等を図るために設置される会議体。

■ 広域避難

本計画では、区を超えた避難、若しくは他区市町村からの避難を指す。

■ 内水氾濫

市街地に降った雨が、下水道などの排水能力を超える、あるいは河川の水位が上昇していて市街地に降った雨を排水できない場合に、水が溢れること。

一方で、河川の水が堤防から溢れる、あるいはそれによって堤防が破堤した場合に起こる洪水のことを「外水氾濫」という。

■ 洪水ハザードマップ

万が一、河川が氾濫した場合に備えて、住民が自主的に迅速に避難できるよう、被害の想定される区域・被害の程度や避難に関する情報などを地図上に明示したもの。

北区では、荒川が氾濫した場合、また隅田川・新河岸川・石神井川・神田川が氾濫した場合の2ケースについて、洪水ハザードマップを作成している。

■ 洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、国土交通省または都道府県と気象庁が共同で発表する情報。あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報が発表される。

■ 関東ローム層

関東地方の丘陵や台地をおおう、風で運ばれた火山粒子(降下火山灰)でできている火山灰層。

■ 水防警報河川

洪水時の河川水位の状態により、河川管理者が水防機関に対して、水防活動を行う必要があることを警告する情報。

■ 水衝部

川が曲がっている外側で、水の流れが強くあたる場所のこと。

■ 陸こう

平常時の通行確保など、やむを得ない理由で河川等の堤防が連続していない箇所、洪水や高潮時に堤防の機能を確保するために締め切ることのできる施設。

■ 計画高潮位

想定される最大規模の台風の襲来等により、高潮が発生したときの海面の上昇と、満潮位を足したもので、高潮対策施設の計画基準。

■ (堤防の)天端幅

天端とは、堤防の最上面で、非常時の河川巡視または洪水時の水防活動などや、河川管理用道路などとして使用するために、しかるべき幅が確保されている。

■ 法崩れ

河川の流水による作用や降雨の浸透作用等によって、護岸や堤防などの斜面の部分が崩れること。

■ 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

■ 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域。

■ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域。

■ 水防管理団体

水防の責任を有する区市町村をいう。

■ 高規格堤防

国土交通省直轄管理河川において、大河川の破堤による壊滅的な被害を回避するための超過洪水対策として、越水した場合でも、土砂が削られるなど堤防の崩壊を招かぬように非常に幅の広い緩やかな斜面をもつ堤防。

■ 雨水貯留浸透事業

都市に降った雨水を河川等へ排除できないことによる浸水被害を防ぐため、雨水を一時的に貯留し、また雨水を地中へ分散、浸透させることにより、地域での雨水の流出抑制を図る目的で取組まれている事業。

■ 河川防災ステーション

洪水から市街地を守るための保全活動及び災害時の緊急復旧活動を行う防災活動拠点。北区では、浮間地区荒川防災ステーションが整備されている。

■ 急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度 30° 以上、高さ 5m 以上の斜面で、がけ崩れが発生した場合に人家などへの被害のおそれがある箇所。

■ 特別警報

重大な災害の危険性が著しく高い場合に発表される従来の「警報」の上位となる警報で、自治体や住民に最大限の警戒を呼びかけるもの（平成 25(2013) 年 8 月 30 日から運用）。特別警報は各管区气象台から発表され、発表された場合、自治体は住民等に周知し、住民等は直ちに命を守る行動を取る必要がある。

■ 水位周知河川情報

洪水予報河川以外の河川で、洪水のおそれがある河川の水位情報を住民に提供する河川。北区では、石神井川が対象河川となっている。

■ 水防団待機水位

水防団が出動するための準備を始めるための目安となる水位。

■ 氾濫注意水位

氾濫注意情報を発するための目安となる水位。水防機関が出動する必要がある旨を警告する。

■ 避難判断水位

洪水による被害の発生を特に警戒すべき水位。避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる水位。氾濫警戒情報を発するための目安となる水位。

■ 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位。避難勧告等の発令判断の目安となる水位。氾濫危険情報を発するための目安となる水位。

■ 降雨情報システム「東京アメッシュ」

東京都下水道局では、気象情報を迅速に把握し、ポンプの運転管理に活用することを目的として、降雨情報システムを導入しており、「東京アメッシュ」として降雨情報をインターネットで配信している。また、平成 29 年 4 月からは、「東京アメッシュ」スマートフォン版の配信を開始した。

■ 自主避難施設

本計画では、避難勧告等が発令されるまでの間に、自主的に避難を行おうとする区民等を受入れる施設をいう。

■ 避難所

災害後、家屋倒壊などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所。同時に、情報連絡や給食・給水、医療救護等、地域の支援活動の拠点ともなる。北区立小・中学校等を指定している。

■ 北区防災気象情報メール配信サービス

気象庁等が発表する各種気象情報や地震情報などを、携帯電話やパソコンに電子メールで配信する北区独自のサービス。システムに登録することで、誰でも利用できる。

■ 危機管理情報収集体制

本計画では、気象庁から東京地方 23 区西部に大雨・洪水注意報等が発令された場合に、広報課職員並びにまちづくり部職員及び危機管理室職員のうち指定された職員によって、東京都その他の関係機関と連携し、情報収集及び対策にあたる体制。

■ 除雪本部

本計画では、区が管理する道路・河川管理通路及び公園内通路等の積雪及びその影響による倒木等を速やかに除去するなど、交通の安全とその機能回復等の対応にあたるために降雪時等に設置される本部体制。

■ 北区土木緊急工作隊

区内の土木工事業者を中心とした団体で、災害時において応急対策業務を実施する協定を締結し、水防本部長の指揮により水防活動を実施する。

■ 北区造園協力会

区内の造園業者を中心とした団体で、災害時において応急対策業務を実施する協定を締結し、水防本部長の指揮により、街路の危険木、交通障害木の除去及び公園などの危険木の処理及び荒川河川敷の占用物件の撤去・転倒にあたる。

■ 北区街灯保安会

区内の電気工事業者を中心とした団体で、災害時において応急対策業務を実施する協定を締結し、水防本部長の指揮により、街路灯、公園灯等の巡回、写真撮影及び修理にあたる。

■ 土砂災害警戒判定メッシュ情報

土壌雨量指数（降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを雨量データから指数化）及び降雨の実況・予測に基づく土砂災害発生の危険度を5段階に階級表示した情報で、分布図で表示される。（気象庁ホームページ参照）

■ 規格化版流域雨量指数

流域雨量指数は、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを把握するための指数。規格化版流域雨量指数は、過去15年程度の流域雨量指数の既往最大値を1として規格化し、メッシュ単位（5km四方格子）で表したものの。

■ 竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁が気象ドップラーレーダー（電波を利用した降水や風の観測機器）による観測により、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後までの予測を行うもので、10分ごとに更新して提供する。分布図形式の情報として防災機関等に提供するほか、気象庁ホームページでも提供する。（気象庁ホームページ参照）

■ 雷ナウキャスト

気象庁が雷の激しさや雷の可能性を1km格子単位で解析し、その1時間後（10分～60分先）までの予測を行うもので、10分毎に更新して提供する。雷発生の可能性や激しさを活動度1～4で設定し地図に表示される。（気象庁ホームページ参照）

■ 立ち退き避難

その場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動すること。「水平避難（又は水平移動）」ともいう。

■ 垂直避難

屋内の 2 階以上の安全を確保できる高さに移動すること。「垂直移動」ともいう。

■ 垂直避難施設

河川の氾濫や大規模な内水氾濫等の水害が発生した際に、高台や区が指定する避難所等に避難する時間的余裕がない場合、建物の上階へ避難できることを区が確認している施設である。垂直避難施設は災害に対する安全な構造であり、安全な区域に位置する、もしくは北区洪水ハザードマップを踏まえ、想定浸水以上の階を有している。

■ 緊急速報メール（エリアメール）

携帯電話事業者（NTT ドコモ、KDDI・沖縄セルラー（au）、ソフトバンク）が無料で提供するサービスであり、国や地方公共団体による災害・避難情報、及び気象庁による緊急地震速報・津波警報・気象等に関する特別警報を回線混雑の影響なく、特定のエリア内の対応端末（携帯電話・スマートフォン）に一斉配信するもの。

索 引

【震災対策編】

あ

荒川…………… 11, 131, 154

い

一時滞在施設

…… 37, 207, 226, 263, 264, 268-271, 275-280

いつとき集合場所…………… 285-287, 301, 549

医療救護活動拠点…… 229, 231, 240, 241, 548

医療救護所……………

89, 197, 228-233, 237-243, 245, 247, 277, 298

324, 326, 548

医療救護班

…… 65, 229, 230, 233, 237, 239-244, 257, 547

え

液状化対策…………… 96, 97

駅前滞留者対策協議会…………… 266, 267, 270

エコノミークラス症候群…………… 315, 551

エレベーター対策…………… 84, 92

延焼遮断帯…………… 79, 81, 82

お

応急仮設住宅……………

29, 305, 352-355, 363, 552

応急危険度判定……………

22, 27, 29, 35, 63, 95, 96, 104-107, 176, 181

185, 299, 303, 304, 344, 545

応急給水槽…………… 133, 319, 326, 551

オープンスペース

…… 56, 80, 83, 134, 171, 176, 203, 232

か

外国人災害時情報センター…………… 68, 69

家具類の転倒・落下・移動の防止等

…… 21, 25, 41-44, 48, 84, 94, 97, 263, 265, 268

がけ・擁壁(の安全化)…… 86, 89, 103, 217

河川情報…………… 38

学校参集職員…………… 57, 96, 295, 299, 550

感染症(対策)…………… 257, 258, 309

き

義援金

…… 28, 183, 345, 349, 356-358, 379, 382, 552

義援物資(の取扱い)…………… 328, 329, 331

危険動物の逸走時対策…………… 117

危険物等の輸送(の安全化)…………… 102

気象情報…………… 301

北区街灯保安会…………… 34, 144

北区帰宅困難者対策基本方針…………… 22, 263

帰宅困難者……………

13-16, 22, 26, 28, 51, 60, 61, 73, 172, 183, 207

226, 263-271, 273, 274-278, 280-282, 549

北区災害援護資金貸付…………… 362

帰宅支援対象道路…… 22, 264, 271, 282, 549

北区震災復興マニュアル…………… 376

北区造園協力会…………… 34, 144

北区土木緊急工作隊…………… 34, 144

北区被災建築物応急危険度判定員会

…………… 95, 96, 299

北区防災センター(地震の科学館)

…………… 43, 49, 50, 170, 188, 212

北区防災ボランティア…………… 63, 544

救援物資(の受入れ等)……………

28, 70, 84, 131, 152, 161, 183, 202, 303, 306

307, 328

急傾斜地(の安全化)…… 13-16, 29, 103, 185

給水計画…………… 28, 183, 319, 325, 326

狭あい道路拡幅事業…………… 82, 86

共同溝…………… 121, 138, 140, 546

緊急医療救護所

…………… 228-230, 231, 232, 237, 240, 241, 548

緊急交通路 33, 65, 122, 129, 130, 143-147, 321

緊急地震速報…………… 125, 126, 210, 547

緊急自動車(専用路)…… 129, 145, 146, 176

緊急車両…………… 329

緊急通行車両(等事前届出済証)

…………… 31, 93, 145, 147, 148, 261, 321, 329

(準)緊急道路障害物除去路線

…………… 29, 81, 123, 129-131, 142, 185

緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業…… 91

緊急輸送ネットワーク…………… 129, 130, 546
緊急輸送路…………… 82, 122, 129, 130, 143, 144

け

警視庁交通規制支援ボランティア…………… 65
激甚災害(激甚法含む)…………… 350, 351
検視・検案…………… 235, 236, 242, 249, 252, 254, 255

こ

高層建築物…………… 84, 85, 97, 545
交通規制……………
31, 65, 112, 113, 115, 116, 123, 129, 130, 142
145-149, 176, 192, 197, 198, 222, 225, 261, 282
321, 546
こころのケア(メンタルヘルスケア)
…………… 245, 304, 311, 315

さ

災害遺児…………… 30, 77, 186, 304
(北区等)災害医療コーディネーター
…………… 228, 229, 238-240, 242, 247
災害救助法……………
76, 162, 178, 187, 198, 199, 218, 219, 250, 271
308, 309, 310, 322, 323, 327, 342, 348, 349, 362
363, 552
災害拠点病院……………
165, 205, 229, 230-235, 240-244, 247, 248, 311
548
災害警戒態勢…………… 170
災害時帰宅支援ステーション
…………… 22, 263, 264, 271, 272, 280, 282, 283, 549
災害時給水ステーション(給水拠点)
…………… 47, 132, 133, 225, 319, 325, 326, 551
災害時協力井戸…………… 319, 320, 347
災害対策基本法……………
9, 50, 146, 147, 200, 201, 219, 261, 350, 543
544, 546, 552
災害対策本部(第5章の記載のみ)……………
169, 170, 172, 178, 180, 188-190, 198
災害対策本部ニュース(仮称)…………… 220
災害弔慰金・災害障害見舞金…………… 358

災害備蓄倉庫…………… 317, 318, 323, 324, 551
災害ボランティアセンター

…………… 59, 63, 69, 73, 74, 177, 313, 544
(北区等)災害薬事コーディネーター
…………… 228, 233, 240, 247

災害用給水所(深井戸)……………
35, 39, 43, 83, 99, 301, 310, 319, 320, 327, 333
347

災害用トイレ(仮設トイレ・マンホールトイレ含む)……………
31, 83, 118, 134, 294, 301, 306, 310, 317, 319
340-341, 345-347

在宅難病患者(人工呼吸器使用者、透析患者
等含む)…………… 233, 245

し

自衛消防組織…………… 54, 59, 62, 100
市街地再開発事業…………… 80, 545
市街地復興…………… 375

事業継続体制・事業継続計画(BCP)
…………… 60, 61, 172-173, 231, 233, 264, 267

自動参集(態勢)…………… 170

自主防災組織……………

9, 28, 41-44, 48, 49, 50, 52, 50-59, 61, 62, 66

70-73, 99, 104, 133, 149, 169, 183, 187, 188

193, 194, 196-198, 205, 208, 210, 212, 216, 217

223, 232, 243, 250, 285, 287, 288, 290, 292, 294

-297, 301, 304, 306, 307, 315, 318-320, 323

331, 544, 550

指定幹部職員…………… 170, 189, 212

指定職員…………… 170, 171, 179, 180, 188, 189, 306

石神井川…………… 11

住宅市街地総合整備事業…………… 81

障害物除去……………

29, 81, 122, 123, 129-131, 142, 143, 149, 156

163, 185, 217, 323, 326, 329, 546

消防活動困難区域対策…………… 99

消防水利…………… 97-99, 320

女性の視点(男女共同参画を含む)

…………… 294, 296

震災復興計画…………… 9, 181, 377, 378, 381

震災復興本部 9, 27, 181, 355, 375, 376, 377-379

す	
水防活動(計画)	29, 31, 32, 128, 154
水防訓練	51, 172
水防資機材・施設及び水防工法	128
隅田川	155

せ	
生活相談総合窓口	28, 183, 226, <u>335</u> , <u>336</u> , 378, 379
生活不活発病(廃用症候群)	308
生活福祉資金	<u>362</u>
生活復興	<u>375</u> , 381
赤十字ボランティア	<u>65</u>

た	
耐震診断・耐震改修	<u>88-91</u> , 265, 268
建物被災状況簡易チェックシート	<u>96</u> , 105, <u>299</u> , 304

ち	
地域危険度	<u>19</u> , 20, 79
地域災害医療連携会議	228, <u>229</u>
地域内輸送拠点	129, <u>131</u> , 321, 324, <u>328</u> , 333, 551
地区防災運営協議	<u>57</u> , 169, 170, 294, 295, 544
地区防災会議	56, <u>57</u> , 58, <u>70</u> , 71, 72, 169, 194, 212, 217, 304 544
地区本部	28, 70, 72, 141, <u>169</u> , <u>170</u> , 180, 182, 183, 188- 190, 193, 194, 196, 212, 215-217, 239
長周期地震動(対策)	96, <u>97</u> , 265, 268
調達物資(の供給等)	131, <u>324</u>
貯水槽	43, 58, 133, 294, 319, 320, 347
賃貸マンション耐震診断助成事業	91

と	
東京消防庁災害時支援ボランティア	44, 50, <u>64</u> , 197, 223, 243

東京DMAT	197, <u>229</u> , 230, 237-240, <u>243</u>
東京都帰宅困難者対策条例	26, <u>263</u> , 268, 278
東京都災害情報システム(DIS)	<u>205</u> , 213, <u>214</u> , 219, 305, 322
東京都防災ボランティア	<u>63</u> , 95, 106
都市計画道路	80, <u>81</u> , <u>82</u> , 122
都市防災不燃化促進事業	<u>80</u>
土砂災害防止法(の運用)	<u>86</u> , <u>87</u>
土地区画整理事業	<u>80</u> , 545
トリアージ	47, 52, 197, 229, 231, 547, 548

に	
二次保健医療圏医療対策拠点・	228, <u>229</u> , 238
2段階避難	<u>285</u> , 301
妊婦救護所	230

ひ	
被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目 標(減災目標)	21
被害想定	9, <u>12-17</u> , 132, 235, 317, 353
(区)の被害調査(要領・計画)	<u>215</u>
東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあ り方検討会	21, 263
被災者生活再建支援法(支援金) <u>358</u> , 379, 382	
被災動物(の保護)	<u>232</u> , <u>246</u> , <u>259</u> , <u>312</u>
備蓄室	67, 294, <u>317</u> , 318, 323
備蓄物資(の供給等)	42, 279, 293, 294, 317, <u>318</u> , <u>322-323</u>
避難勧告、避難指示(緊急)、避難準備・ 高齢者等避難開始 104, 114, 196, 210, 221, 223, <u>300</u> , <u>301</u> , 302, 550	
避難行動要支援者	41-42, 47, 56, 70, <u>288</u> , <u>290-292</u> , 301, 307, 543
避難所	22, 28, 30, 35, 36, 41, 50, 51, 55, 56, 65, 66, 68 70, 75, 76, 89, 96, 104-106, 108, 109, 112, 114, 115, 117, 118, 124, 132, 134, 141, 142, 159, 161 169, 171, 172, 177, 180, 184, 186, 188-190, 207 212, 217, 220, 226, 230, 231, 237, 239-242, 244

-246, 257-259, 285-287, 289, 290, 293-299
302-315, 317-321, 323, 324, 326, 328, 331-333
 340, 345-347, 356, 363, 543, 549-551
 避難所運営マニュアル・70, 294, 297, 306, 313
 避難所管理運営委員会
 …… 295, 296, 304, 305, 306, 307, 323, 550
 避難場所 ……
 28, 41, 42, 63, 72, 79, 81-83, 87, 104, 118, 125
 130, 138, 151, 184, 193, 196, 207, 222, 279, 285
 287, 291, 300-303, 317, 319, 323-326, 333, 346
 353, 543, 551
 避難路
 …… 29, 79-82, 91, 112, 113, 158, 185, 291

ふ

プール(水の活用)
 …… 301, 310, 320, 326, 327, 333, 345, 346
 福祉避難室… 289, 293, 296, 297, 304, 308, 549
 福祉避難所 ……
 28, 36, 37, 171, 184, 289, 293, 296-297, 303-
 305, 308-311, 315, 549, 550
 ブロック塀(等の安全化) 41, 86, 87, 197, 221
 分譲マンション耐震改修促進事業… 90

へ

ヘリサイン… 177

ほ

防疫(体制) ……
 29, 184, 198, 202, 232, 242, 244, 257, 258
 309, 332
 防災行政無線…
 53, 205-207, 209-211, 213, 215, 219, 220, 224
 225, 301, 305
 防災公園… 83, 317
 防災資機材倉庫… 43, 317, 551
 防災職員住宅… 171, 295, 296, 550
 防災都市づくり推進計画… 79, 80, 81
 防災用船着場… 155
 放射性物質(対策) ……
 28, 29, 115, 116, 183, 184, 334, 335, 337, 552

も

木造民間住宅耐震改修促進事業… 90
 木密地域不燃化10年プロジェクト… 80, 82

や

野外受入施設… 305

ゆ

床上浸水… 342, 348
 床下浸水… 348

よ

要配慮者…
 13-16, 28, 41, 42, 44, 47, 55, 70, 86, 88, 89, 94
 105, 184, 221, 223, 240, 259, 267, 274-276, 279
 -281, 288, 289, 293, 294, 297, 298, 304-307
 308-311, 314, 317, 318, 329, 331, 543, 549, 550
 擁壁等安全対策支援事業… 86
 予備避難所… 36, 293, 296, 318, 550

り

罹災証明書…
 28, 39, 172, 183, 339, 343, 344, 352, 356, 379
 552
 流木対策… 29, 31, 185

【風水害対策編】

あ

荒川……………
408, 411, 412, 415, 420, 427, 429, 430, 432, 438
439-441, 444-446, 448, 450, 458, 460, 461, 465
466, 471, 472, 483, 492, 494, 496, 497, 499, 513
515, 518, 519, 553, 554, 556, 558
入間川…………… 411, 441, 445-448, 451

う

雨水貯留浸透事業…………… 428, 556
雨水流出抑制施設計画…………… 428

お

応急仮設住宅…………… 492

か

がけ・擁壁…………… 408, 410, 433, 435, 524
河川情報…………… 441, 452, 498, 499, 556
河川防災ステーション…………… 429, 556
雷ナウキャスト…………… 498, 558
関東ローム層…………… 411, 555

き

義援金…………… 487, 534
規格化版流域雨量指数…………… 498, 558
危機管理情報収集体制…………… 478, 557
気象情報……………
439, 441, 464, 471-473, 479, 480, 482, 495, 497
-504, 508-510, 516, 517, 521, 557
北区街灯保安会…………… 493, 494, 558
北区造園協力会…………… 493, 494, 558
北区土木緊急工作隊…………… 493, 494, 558
北区防災気象情報メール配信サービス
…………… 473, 499, 503, 557
救援物資(の受入れ等)…………… 489, 490
急傾斜地(の安全化)……………
405, 408, 410, 433, 434, 435, 459, 487, 492, 524
急傾斜地崩壊危険箇所… 433, 434, 435, 556
救助艇…………… 432
給水計画…………… 487, 490

局地的集中豪雨… 408, 428, 471, 478, 513, 553
緊急輸送ネットワーク…………… 529

け

計画高潮位…………… 412, 413, 555
下水道施設における降雨情報システム
「東京アメッシュ」…………… 464, 499, 557

こ

広域避難…………… 527, 554
高規格堤防…………… 408, 427, 556
洪水ハザードマップ
…………… 408, 409, 438, 466, 472, 520, 554, 559
洪水予報(注意報・警報)
…………… 437, 439, 441, 444-452, 497, 500, 554
洪水予報河川
…………… 411, 437, 441, 445, 452, 553, 556

さ

災害救助法…………… 480, 484, 521
災害対策基本法…………… 405, 481, 484, 517, 525
災害対策本部……………
463, 481, 483, 484, 486, 487, 489, 492, 500, 508
510
災害弔慰金・災害障害見舞金…………… 534

し

自主避難施設
…………… 410, 466, 467, 477, 513-515, 519, 524, 557
自主防災組織
…………… 466, 472, 474, 487, 489, 501, 507, 520
石神井川……………
408, 409, 411, 412, 416, 421, 427, 438, 441, 444
452-455, 466, 467, 471, 487, 492, 497, 499, 502
508, 518, 519, 554, 556
障害物除去…………… 529
女性の視点(男女共同参画を含む)
…………… 469, 472
除雪本部…………… 482, 557

新河岸川……………
409, 411, 441, 416, 427, 433, 438, 444, 492, 494
497-499, 554

す

水位周知河川情報…………… 441, 452, 556
水害履歴…………… 405, 408, 417
水衝部…………… 413, 416, 555
垂直避難…………… 516, 520, 559
垂直避難施設…………… 466, 514, 515, 520, 559
水防活動(計画)……………
405, 409, 423, 441, 445, 456, 457, 463, 470, 478
479, 487, 492, 495-498, 500, 501, 511, 533, 554
555, 558
水防管理団体
… 423, 424, 445, 452, 456, 480, 495-498, 556
水防訓練…………… 470
水防警報・411, 423, 441, 456-458, 461, 497, 500
水防警報河川…………… 411, 555
水防資機材・施設及び水防工法…………… 429
水防団待機水位…………… 457, 461, 556
水防本部……………
423, 478-481, 483, 492, 497, 500, 507, 509, 554
隅田川……………
409, 411, 412, 416, 427, 433, 438, 444, 492, 497
-499, 554

た

タイムライン…………… 460, 471, 553
高潮対策…………… 427, 433, 555
立ち退き避難…………… 518, 524, 526, 559
竜巻発生確度ナウキャスト… 498, 503, 558

ち

地下街等…………… 437, 439, 440, 464, 504
地区防災運営協議会…………… 472, 474
地区防災会議…………… 472
地区本部…………… 487, 489

て

停滞前線…………… 466, 515, 518, 518, 554

(堤防の) 天端幅…………… 412, 555

と

東京都災害情報システム(DIS)
…………… 459, 499, 517
特別警報
… 441, 442, 444, 461, 483, 518, 526, 556, 559
都市型水害…………… 437, 439, 478, 502, 514, 553
土砂災害警戒情報……………
418-420, 441, 458, 459, 498, 509, 510, 516, 518
525, 526, 555
土砂災害警戒判定メッシュ情報
…………… 459, 498, 507, 509, 510, 518, 526, 558
土砂災害防止法(の運用)・ 410, 436, 440, 524

な

内水排除施設計画…………… 428
内水氾濫……………
408, 409, 438, 471, 478, 492, 511, 517, 520, 553
554, 559

の

法崩れ…………… 413, 555

は

氾濫危険水位…………… 441, 446, 452, 508, 557
氾濫注意水位…………… 423, 446, 457, 556

ひ

被害想定…………… 472
(区の)被害調査(要領・計画)…………… 490, 504
避難勧告、避難指示(緊急)、避難準備・
高齢者等避難開始……………
420, 437, 449-451, 453-455, 458, 459, 466, 471
507-510, 513, 516-518, 519, 524, 525, 526, 527
553, 555, 557
避難行動要支援者…………… 439, 474, 518
避難所……………
439, 466, 467, 468, 477, 487, 491, 493, 513-515
519-521, 524, 527, 557, 559

避難所運営マニュアル	520
避難所管理運営委員会	466, 520
避難場所	
	409, 410, 436, 439, <u>466</u> , 473, 474, 520, 524
避難判断水位	446, 461, 507, 508, 557
避難路	407

ふ

福祉避難室	<u>520</u>
福祉避難所	477, 491, <u>520</u>

ほ

防疫(体制)	487, 491, <u>529</u>
防災行政無線	459, 503, 508, 513, 516

ゆ

床上浸水	417-421, <u>505</u>
床下浸水	417-419, <u>505</u>

よ

要配慮者	
	436-440, 469, 472, 487, 488, 491, 501, <u>502</u> , 507
	520, <u>524</u> , 527, 528
要配慮者利用施設	436-439, <u>440</u> , <u>524</u>

り

陸こう	414, 416, 555
流木対策	<u>437</u> , 487, <u>530</u>

